松原市高齢者福祉計画及び
介護保険事業計画
2024（令和６）年度～2026（令和８）年度

松原市マスコットキャラクターマッキー

2024（令和６）年３月

松　　原　　市

は　じ　め　に

本市では、高齢化率が全国、大阪府を上回り、高齢者のうち７５歳以上の方の割合が半数を占めている状況で、今後も高齢者や要介護等認定者のさらなる増加が見込まれる中、いつまでも高齢者が健康で住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らせる環境づくりが必要です。

そのためには、高齢期を迎える前から健康の保持・増進及び要介護状態等にならないよう、生きがいづくりや健康づくりをはじめとする介護予防事業が重要となります。

本計画では、第８期計画の基本理念である「人生の喜びを共に支える福祉のまちづくり」を継承し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防の推進及び重度化の防止、認知症施策の総合的推進等の取り組みを進めてまいります。

また、多世代交流の拠点施設「まつばらテラス（輝）」につきましては、令和４年度から民間のノウハウを活用するため指定管理者による運営を行うことで介護予防や趣味を活かした生涯学習や交流の場として、運動や文化講座などの参加者の増加をはじめ、効率的な施設管理を図っています。

今後も、市民の皆様のニーズに応えるため、魅力ある事業を展開し、様々な年代の多くの方々に利用いただくことで、さらに賑わいのある施設となるよう努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました委員各位をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様、事業所や団体等全ての皆様に、深く感謝いたしますとともに、計画の実現に向けて、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

２０２４（令和６）年３月

松原市長　　澤井　宏文

目次

第１章　計画の策定にあたって 1

１　計画策定の趣旨と背景 1
２　計画の性格と位置付け 3
３　計画の策定体制 5

第２章　松原市における高齢者等の現状 7

１　人口・世帯の状況 7
２　高齢者の状況 10
３　介護の状況 13
４　アンケート調査結果から見た現状 19
５　地域包括ケア「見える化」システム等から見た地域分析 30
６　第８期計画の取組と課題 43

第３章　計画の基本理念と基本目標 48

１　計画の基本理念 48
２　計画の基本目標 49
３　施策体系 51

第４章　計画の具体的な取組 52

基本目標１　地域で支える総合的・重層的な支援体制の構築 52
基本目標２　安心して暮らせる地域づくり 62
基本目標３　生きがいづくりと健康づくり・介護予防の推進 73
基本目標４　介護保険事業の適正・円滑な運営 79

第５章　介護保険サービス量の見込み..... 87
1　保険料算出の流れ..... 87
2　将来人口等の推計..... 88
3　介護保険サービス量の見込み..... 90
4　地域支援事業の量の見込み..... 103
5　総給付費の推計..... 104
6　第１号被保険者の保険料..... 107

第６章　本計画とセーフコミュニティの推進..... 112
1　計画の推進に向けて..... 112
2　目標達成に向けた指標..... 113
3　セーフコミュニティの推進体制と再認証..... 116
4　セーフコミュニティに取り組む意義・効果..... 117
5　セーフコミュニティにおける重点課題..... 117
6　セーフコミュニティにおける高齢者安全対策の取組..... 118

参考資料..... 119
1　松原市介護保険事業計画及び松原市高齢者福祉計画策定委員会規則..... 119
2　松原市介護保険事業計画及び松原市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿..... 121

計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨と背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020（令和２）年の国勢調査では高齢化率は28.6%となっています。また、2025（令和７）年にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の４人に１人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。全国でみれば、65歳以上人口は2040（令和22）年を超えるまで、75歳以上人口は2055（令和37）年まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035（令和17）年まで 75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060（令和42）年頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、2021（令和３）年３月に策定した「松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（2021（令和３）年度～2023年（令和５）年度)」において、基本理念である「人生の喜びを共に支える福祉のまちづくり」の実現に向け、安心して暮らせる地域社会・健康で生きがいのある福祉社会の構築を目指してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第９期計画の基本指針に基づき、2024（令和６）年度から2026（令和８年）度までの３年間を計画期間とする「松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（2024（令和６）年度～2026（令和８）年度)」（以下「本計画」という。）を策定します。

◆第９期介護保険事業の基本指針の基本的な考え方

１．介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要

・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要

・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要

・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

２．地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進

・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待

・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3．地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施

・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

2　計画の性格と位置付け

（1）根拠法令等

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の８の規定による市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画で、本市における要介護者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

（2）関連計画との関係

本計画は「松原市第５次総合計画」、「第４期松原市地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「健康まつばら21」等本市が策定する他の関連計画との整合を図って策定しています。

また、大阪府が策定する「大阪府高齢者計画」、「大阪府保健医療計画」との連携を図って策定しています。

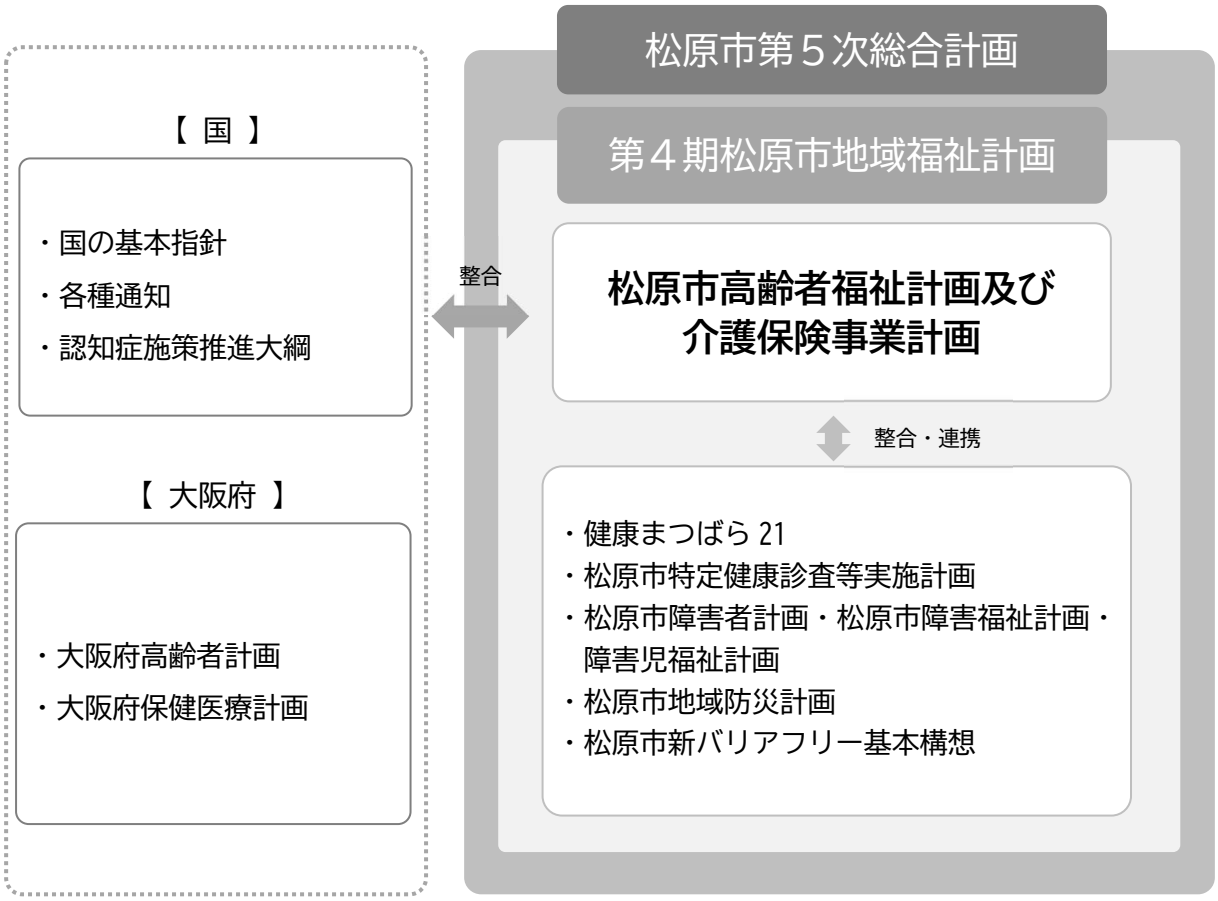

（３）計画の期間

本計画の期間は、2024（令和６）年度から2026（令和８）年度までの３年間です。

現役世代が急減する2040（令和22）年を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとします。

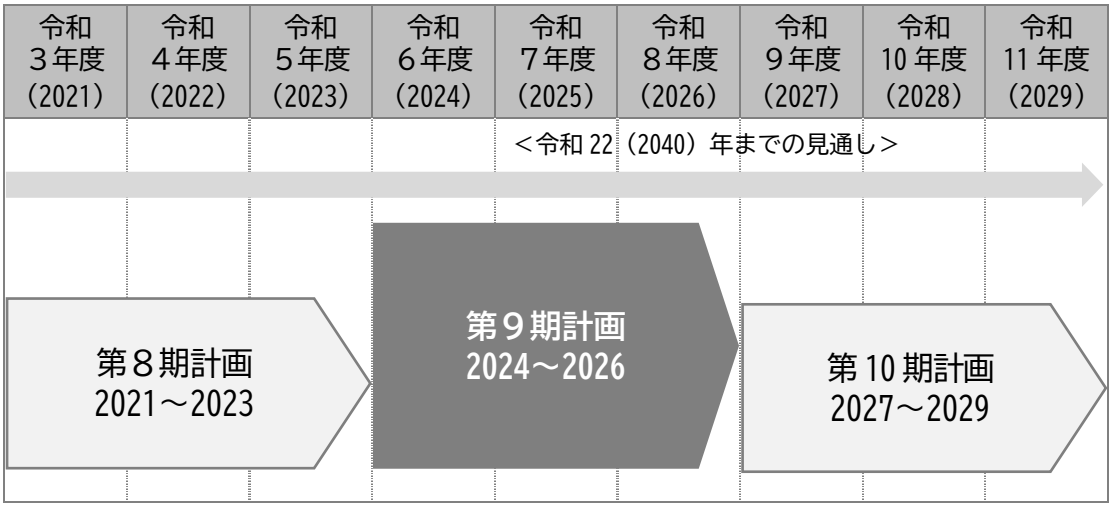

3　計画の策定体制

本計画は、松原市介護保険事業計画及び松原市高齢者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）のほか、市民アンケートなど、市民や関係者の参画を得るとともに、庁内の関係各課及び大阪府との連携により策定しました。

（1）松原市介護保険事業計画及び松原市高齢者福祉計画策定委員会の開催

本計画を策定するため、策定委員会を設置し、学識経験を有する者、保健医療福祉関係者、老人クラブ代表者などの費用負担関係者に加え、市民代表として、公募委員に委員を委嘱し計画内容について協議をしていただきました。

（2）各種アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）及び在宅の要支援・要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

（3）「見える化」システムの活用

厚生労働省より提供された地域包括ケア「見える化」システムを使用し、将来人口や要介護認定率の推計、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査のデータからの地域特性の分析、他地域や全国の介護サービスの給付状況との比較等を行い、計画策定や給付費の分析に活用しました。

（4）パブリックコメントの実施

パブリックコメント制度とは、市の基本的な政策や計画等を立案する過程において、その案を広く公表し、市民の皆さんから出された意見を考慮し、市としての意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きです。

計画の素案に対しパブリックコメントを実施し、本計画策定の際の参考にするものです。

より多くの市民の意見を反映させるため、2024（令和６）年１月４日から2024（令和６）年２月２日までパブリックコメントを実施しました。

（５）大阪府との調整及び連携

大阪府において定めた高齢者保健福祉圏域において、市町村相互間の施設の整備等に関する広域的調整を図っています。

また、本計画の策定過程において、作成上の技術的事項についての助言や協議を大阪府と行い、大阪府及び府内市町村の関係者で構成される市町村計画策定検討会に参画し、府下で一体的な検討を行いました。

さらに今後は、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備状況については、大阪府からの情報提供など連携を強化し、市内の整備状況と入所者への介護サービスの提供状況の把握に努めます。

（６）庁内の計画策定体制

本計画では、制度・分野ごとの縦割りを超えた取組によって、「地域共生社会」の実現を目指すことから、介護、保健、福祉関係課だけでなく、企画、総務、危機管理、交通関係課等との庁内の組織横断的な連携体制の強化とともに、施策の検討において情報共有を行い、本計画を策定しました。

第２章　松原市における高齢者等の現状

１　人口・世帯の状況

（１）人口と年齢３区分別人口割合の推移

松原市の人口は年々減少し、2022（令和４）年では117,100人となっています。

一方、世帯数は年々増加しており、１世帯あたり人員数は2016（平成28）年の2.19人から2022（令和４）年には2.03人となり、世帯の小規模化が進んでいます。

年齢３区分別人口構成比の推移をみると、2020（令和２）年までは65歳以上が増加していましたが、以降は横ばいとなっています。また、15歳未満は2016（平成28）年以降減少しています。

人口・世帯の推移

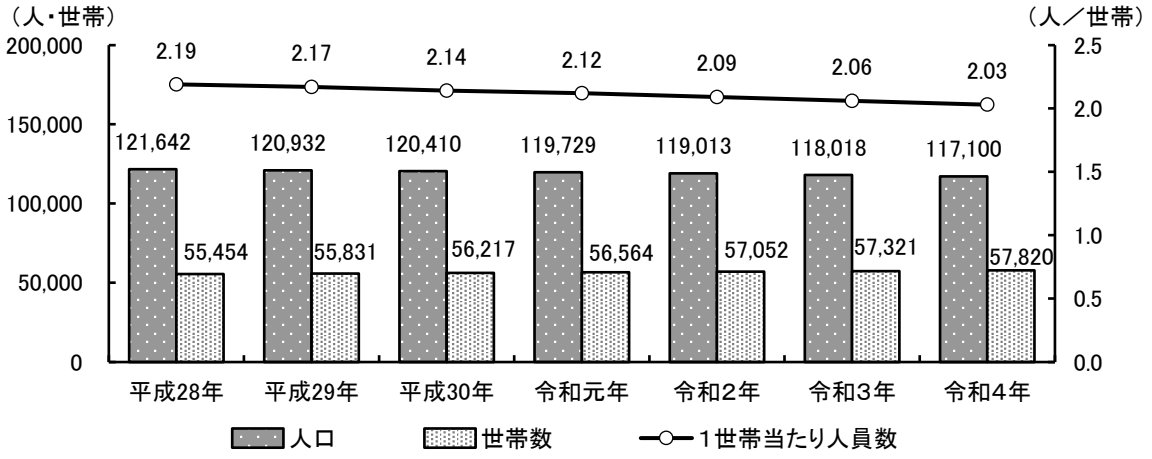

資料：「住民基本台帳」（各年９月末）

年齢３区分別人口構成比の推移

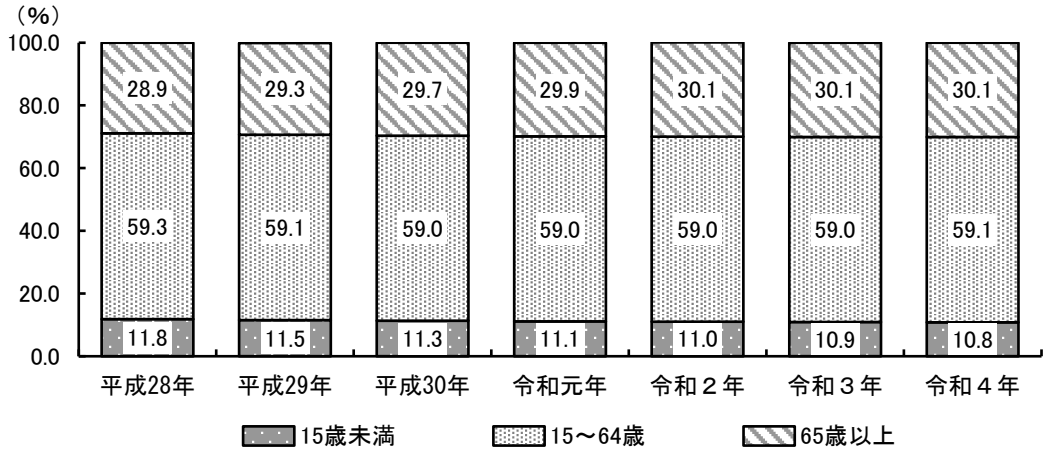

資料：「住民基本台帳」（各年９月末）

（２）高齢者世帯の推移

国勢調査による高齢者世帯数の推移をみると、一貫して増加しており、2020（令和２）年では21,589世帯となっています。また、夫婦のみの世帯の割合は2005（平成17）年以降減少している一方で、ひとり暮らし世帯の割合は増加しています。

高齢者世帯数の推移

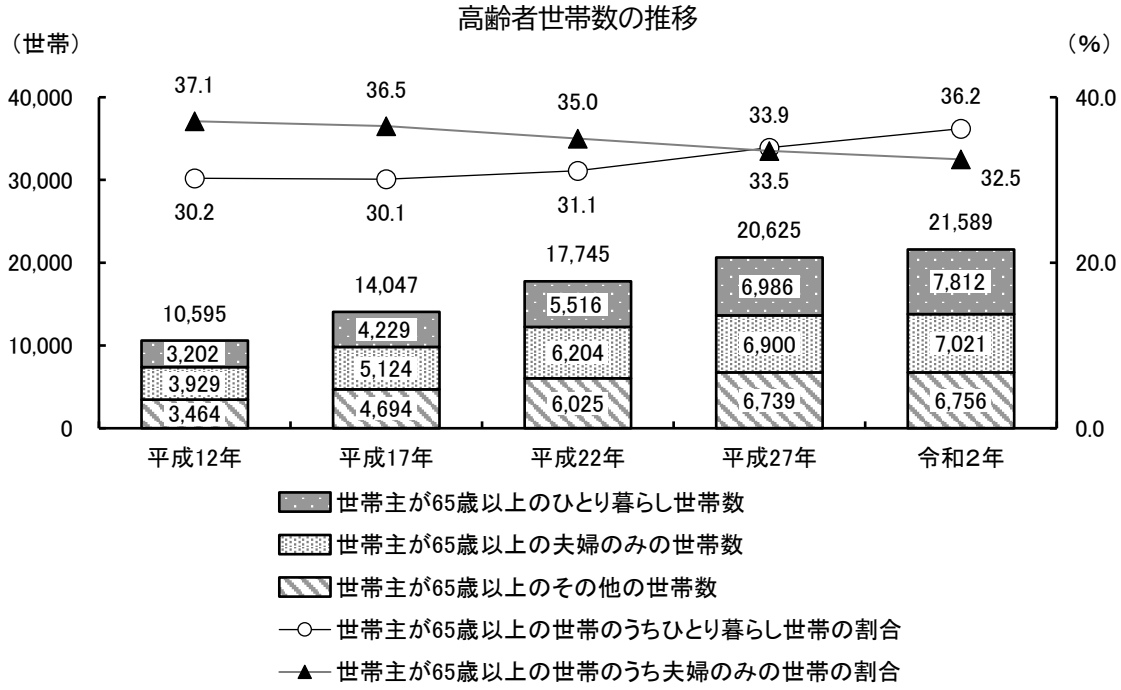

資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

国勢調査による高齢者を含む世帯数の推移をみると、一貫して増加しており、2020（令和２）年では23,417世帯となっています。高齢者を含む世帯のうちでも、ひとり暮らし世帯と夫婦のみ世帯の伸びが大きく、2020（令和２）年でひとり暮らし世帯は7,812世帯、夫婦のみ世帯は6,299世帯となっています。

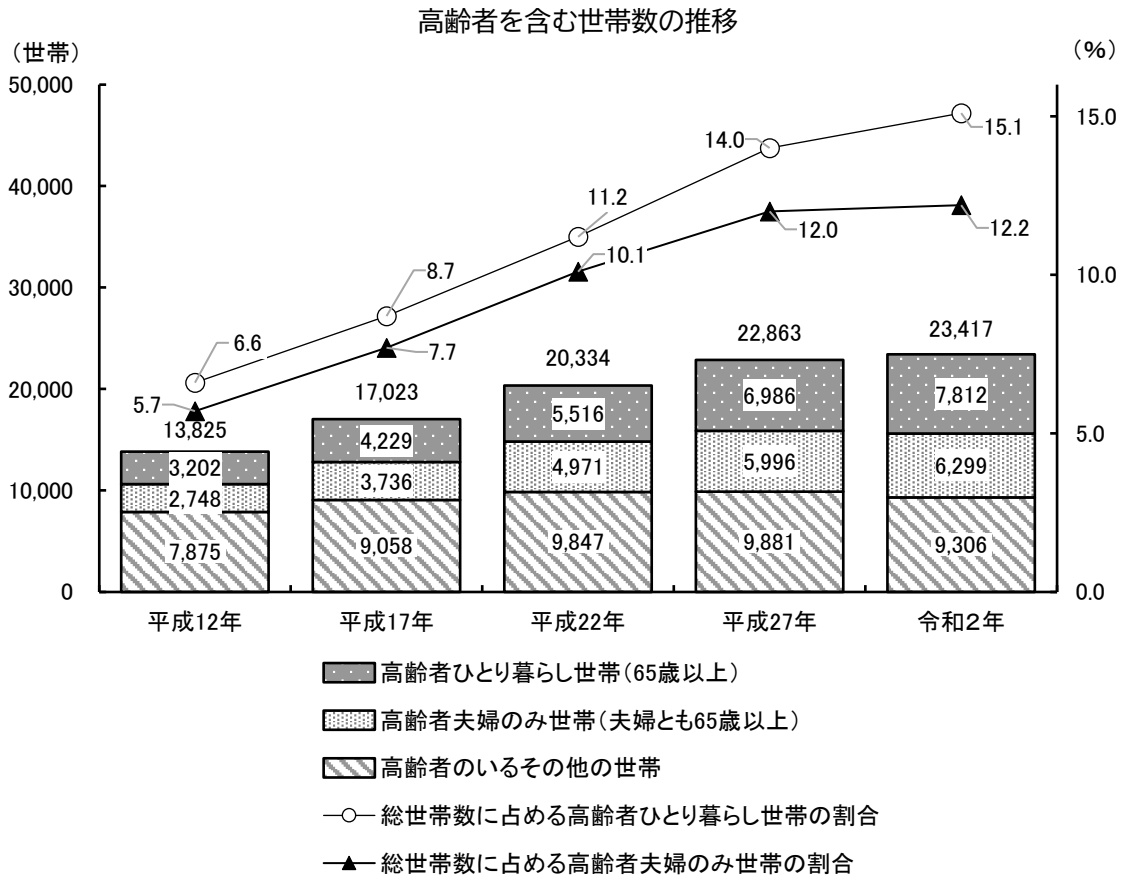

資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

2　高齢者の状況

（1）高齢者人口

高齢者人口の推移をみると、65歳以上高齢者人口は2018（平成30）年から2020（令和２）年まで横ばい傾向でしたが、以降は減少傾向となっています。

内訳をみると、65～74歳は、2016（平成28）年の18,663人が、2022（令和４）年には14,812人へと減少しています。一方、75歳以上は2016（平成28）年の16,504人が、2022（令和４）年には20,422人と1.2倍に増加しています。

高齢者人口の推移

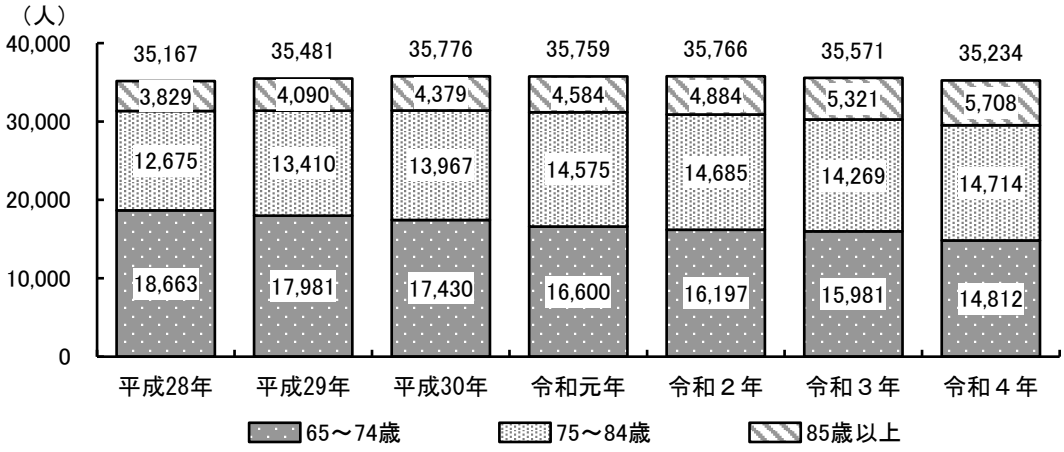

資料：「住民基本台帳」（各年９月末）

（2）高齢化率

高齢化率の推移をみると、2016（平成28）年の28.9%から、2022（令和４）年の30.1%へと割合が増加しています。また、全国、大阪府に比べ高い値で推移しています。

高齢化率の推移

単位：%

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
松原市	28.9	29.3	29.7	29.9	30.1	30.1	30.1
大阪府	26.8	27.2	27.5	27.6	27.6	27.7	27.7
全国	27.3	27.7	28.1	28.4	28.6	28.9	29.0

資料：松原市は「住民基本台帳」（各年９月末）
全国・大阪府は、総務省「人口推計」（各年 10 月１日）

（３）日常生活圏域ごとの概況

日常生活圏域

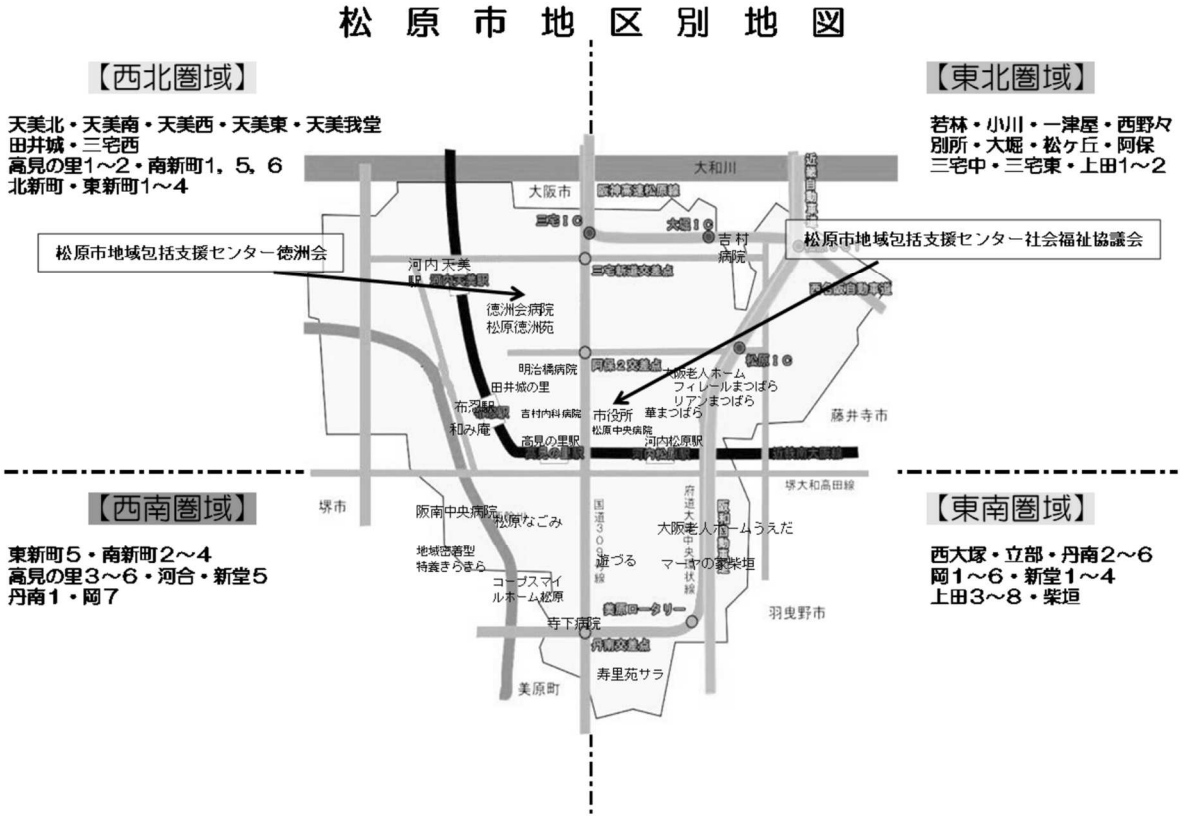

日常生活圏域とは、拠点施設や各種サービスの提供の基本単位であり、本市では、市域を４つの地域に区分しています。圏域ごとの人口状況をみると、総人口では西北が51,445人と最も多く、次いで、東北が30,668人、東南が23,576人、西南が11,028人となっています。また、高齢化率では、西南が33.7%と最も高く、東南が28.7%と最も低くなっています。認定率では、西南が23.8%と最も高く、東南が21.9%と最も低くなっています。

圏域ごとの人口状況

	東南	東北	西南	西北	合計
総人口	23,576 人	30,668 人	11,028 人	51,445 人	116,717 人
第１号被保険者数	6,757 人	8,960 人	3,714 人	15,403 人	34,834 人
要介護認定者数	1,483 人	2,097 人	885 人	3,593 人	8,058 人
高齢化率	28.7%	29.2%	33.7%	29.9%	29.8%
認定率	21.9%	23.4%	23.8%	23.3%	23.1%

資料：庁内資料（令和５年４月１日現在）

圏域ごとの介護保険施設の状況

単位：箇所、人

項目	東南		東北		西南		西北		合計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
介護老人福祉施設	3	228	1	96	0	0	0	0	4	324
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	1	150	1	150
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0	1	240	1	240
軽費老人ホーム（ケアハウス）	0	0	1	15	0	0	0	0	1	15
養護老人ホーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	1	18	2	36	1	18	2	27	6	99
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	1	29	1	29	0	0	2	58
特定施設入居者生活介護	0	0	2	111	1	50	1	27	4	188
小規模多機能型居宅介護	0	0	1	18	0	0	0	0	1	18
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	1	18	0	0	1	18

（令和６年３月末現在）

（参考）その他の高齢者施設の状況

単位：箇所、人

項目	東南		東北		西南		西北		合計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム	2	90	11	513	6	216	8	270	27	1,089
特定施設の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅	0	0	3	93	1	27	11	348	15	468

（令和６年３月末現在）

3　介護の状況

（1）要介護等認定者

要介護認定者数の推移をみると、2016（平成28）年度の6,640人に対し、2022（令和４）年度では8,324人と、1,684人増加しています。要介護度別にみると、特に要介護１、要介護２、要介護４で大きく増加しています。

要介護度別構成比の推移をみると、要介護１は2016（平成28）年度の21.6%から2022（令和４）年度の24.5%と2.9ポイントの増加、要介護４は2016（平成28）年度の12.0%から2022（令和４）年度の13.9%と1.9ポイントの増加となっています。一方、要支援１は、2016（平成28）年度の20.3%から2022（令和４）年度の18.5%と1.8ポイントの減少、要支援２は、2016（平成28）年度の14.5%から2022（令和４）年度の10.5%と4.0ポイントの減少となっています。

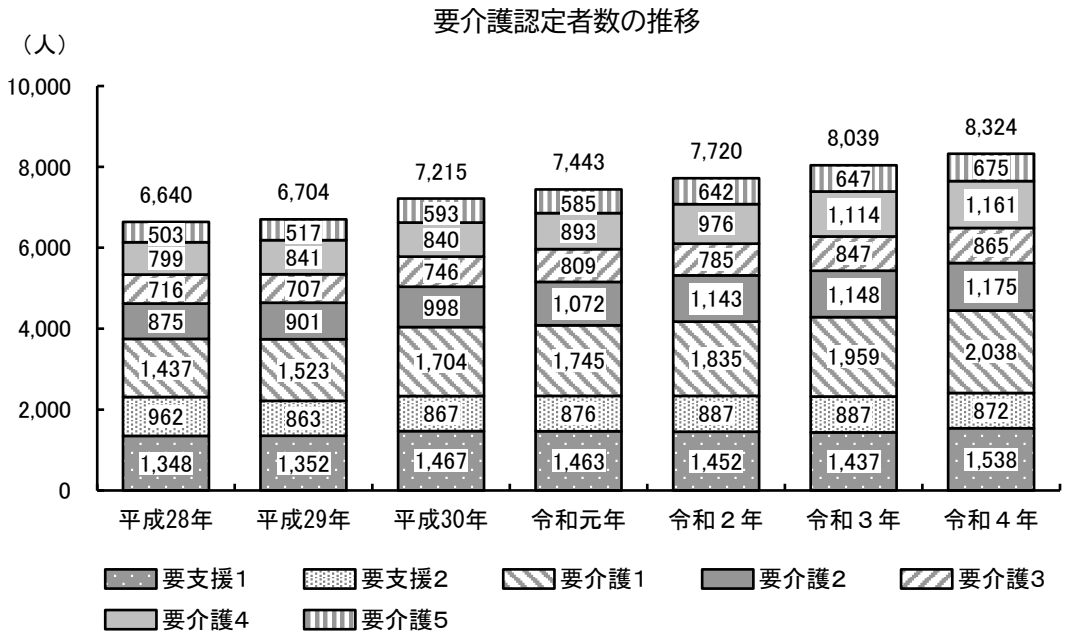

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（各年９月末）

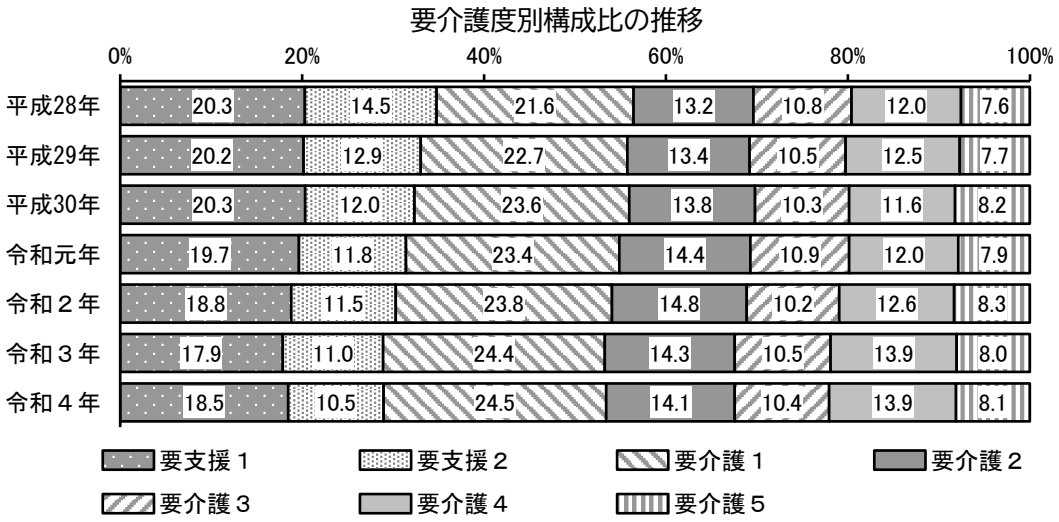

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（各年９月末）

2022（令和４）年９月末の要介護度別構成比を全国・大阪府と比較すると、本市の軽度認定者（要支援、要介護１）の割合は53.5%で、全国の48.8%より4.7ポイント、大阪府の49.6%より3.9ポイント高くなっています。

要介護度別構成比の比較（令和４年９月末）

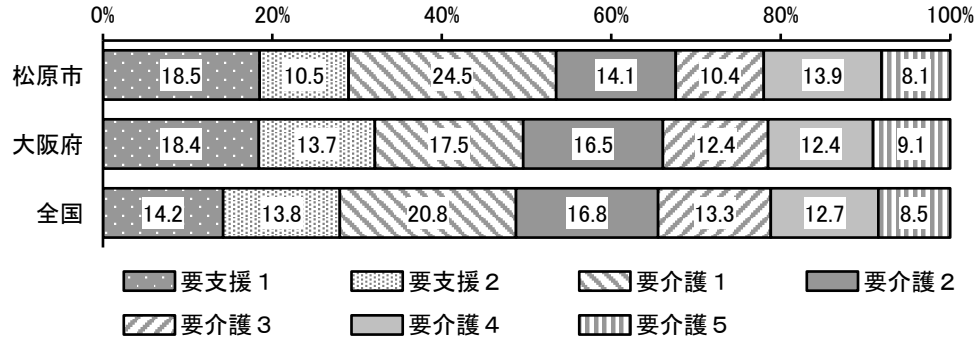

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（令和４年９月末）

2022（令和４）年９月末の第１号被保険者の認定率の累計は23.2%となっており、全国平均よりも4.2ポイント、大阪府平均よりも0.3ポイント高くなっています。

要介護度別割合と認定率の比較（令和４年９月末）

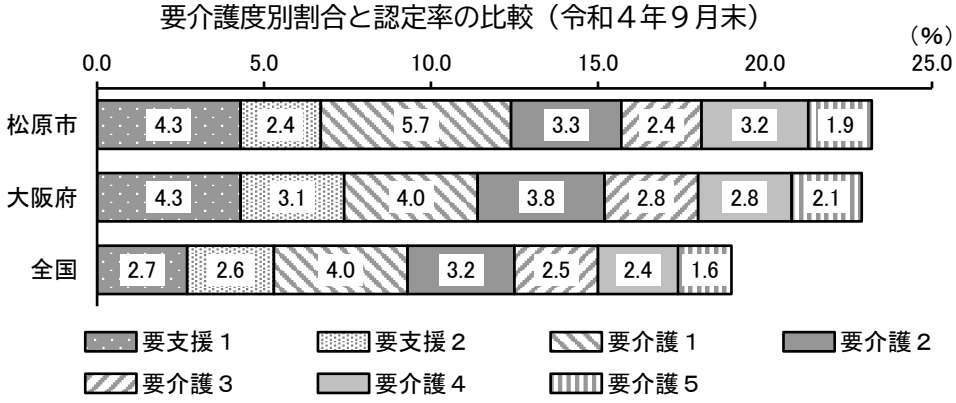

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（令和４年９月末）

四捨五入の関係で要介護度別認定率の合計が全体と一致しないことがあります。

（２）サービス受給率

サービスの利用状況をみると、地域密着型サービス受給率は、大阪府平均、全国平均より低くなっています。また、施設サービス受給率は大阪府平均より高く、全国平均よりもやや低くなっています。居宅サービスは大阪府平均より低く、全国平均とはほとんど差がありません。

居宅サービス受給率（令和４年９月）

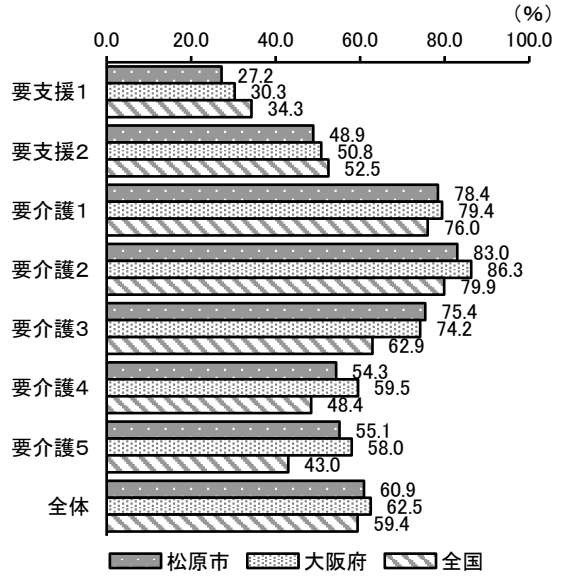

地域密着型サービス受給率（令和４年９月）

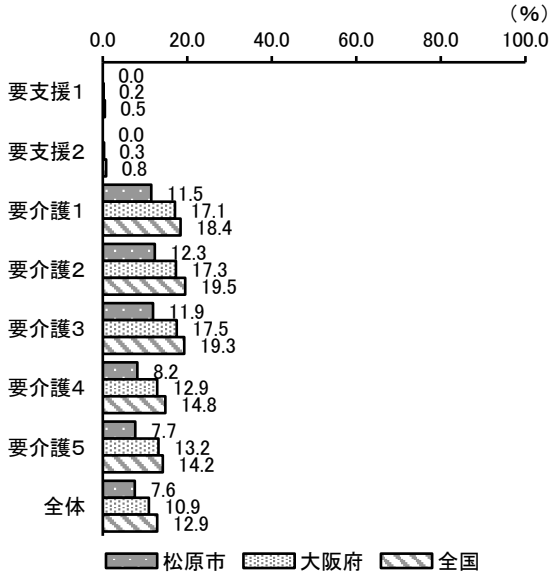

施設サービス受給率（令和４年９月）

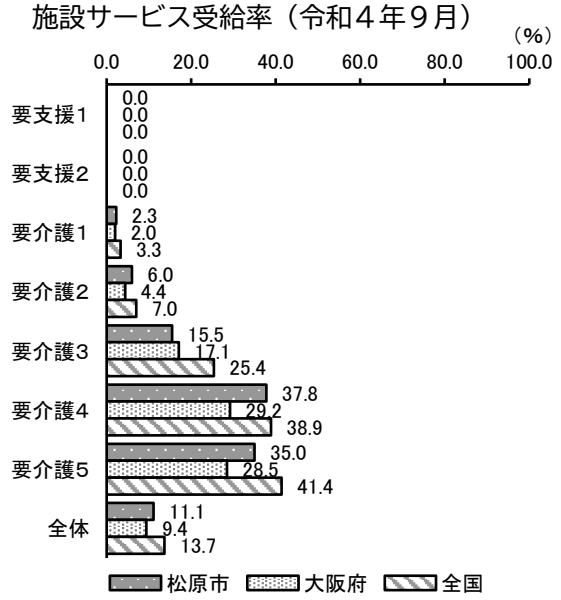

※サービス受給率＝受給者（９月サービス分）／要介護認定者（９月末時点）

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」

（３）給付費の推移

給付費総額の推移をみると、一貫して増加しており、2021（令和３）年では約111億４千万円になっています。

施設サービスの給付費は一定抑制されていますが、居宅サービスの給付費は2015（平成27）年に比べて約1.3倍、地域密着型サービスの給付費は約2.6倍となっています。地域密着型サービスは、第６期計画期間の2016（平成28）年に大きく増加しました。

介護保険給付費の推移

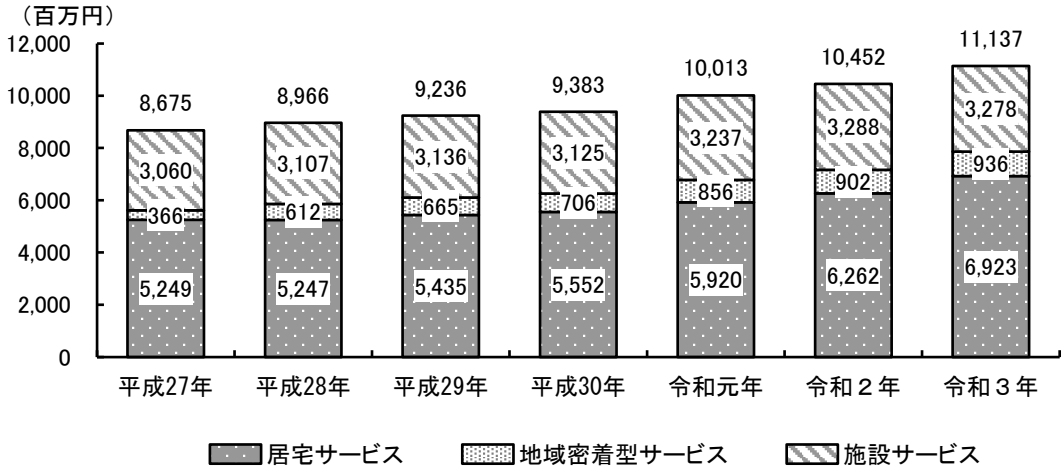

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報及び月報）」

（４）計画値との比較

①　要介護認定率等

第１号被保険者数の実績は、2021（令和３）年度、2022（令和４）年度ともに、概ね計画値通りとなっています。第１号被保険者の要介護認定者数、要介護認定率は、2022（令和４）年度の第１号被保険者は計画値を下回っているものの、その他については2021（令和３）年度、2022（令和４）年度ともに計画値を上回っています。

	計画値			実績値		対計画比	
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和３年度	令和４年度	令和３年度	令和４年度
第１号被保険者数（人）	35,658	35,426	35,193	35,692	35,378	100.1%	99.9%
要介護認定者数（人）	7,808	8,000	8,218	7,903	8,181	101.2%	102.3%
要介護認定率	21.9%	22.6%	23.4%	22.1%	23.1%	100.9%	102.2%

資料：厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」

②　総給付費、施設サービス、居住系サービス、在宅サービス、第１号被保険者１人あたり給付費

2022（令和４）年度の総給付費は計画値の100.5%、第１号被保険者１人あたり給付費は計画値の100.9%で、概ね計画値通りとなっています。サービス別にみると、施設サービスは8.8ポイント、居住系サービスは5.2ポイント計画値を下回っており、在宅サービスは6.0ポイント計画値を上回っています。

単位：千円

	計画値			実績値		対計画比	
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和３年度	令和４年度	令和３年度	令和４年度
総給付費	11,230,725	11,545,456	11,947,917	11,136,852	11,606,648	99.2%	100.5%
施設サービス	3,666,320	3,697,113	3,809,382	3,349,713	3,371,626	91.4%	91.2%
居住系サービス	746,706	763,652	840,663	683,882	724,151	91.6%	94.8%
在宅サービス	6,817,699	7,084,691	7,297,872	7,103,256	7,510,871	104.2%	106.0%
第１号被保険者１人あたり給付費	315	326	339	313	329	99.4%	100.9%

資料：厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」

4　アンケート調査結果から見た現状

（1）調査の概要

①　調査の目的

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況及び各種リスクに影響を与える日常生活や社会参加状況を把握することで、松原市高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画策定の基礎資料とするものです。

②　調査対象

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：松原市に住所のある65歳以上の市民
在宅介護実態調査：松原市に住所のある要支援・要介護認定を受けられておられる65歳以上の市民

③　調査期間

令和５年３月15日～令和５年３月31日

④　調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤　回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,500 通	2,492 通	71.2%
在宅介護実態調査	1,000 通	617 通	61.7%

（２）調査の結果

（２）－１　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①　からだを動かすことについて

ア　外出を控えているか

「はい」の割合が28.3%、「いいえ」の割合が68.0%となっています。

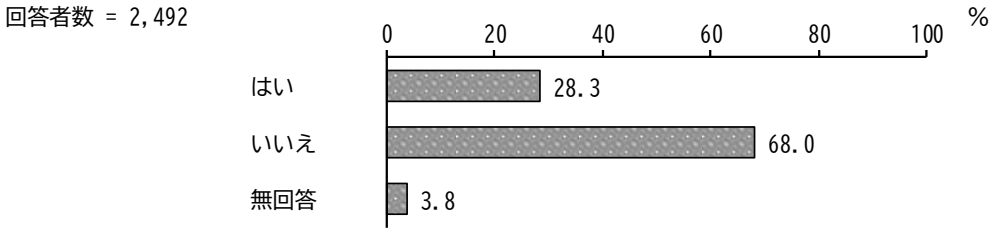

イ　外出を控えている理由

「足腰などの痛み」の割合が53.0%と最も高く、次いで「外での楽しみがない」の割合が21.4%、「トイレの心配(失禁など）」の割合が19.6%となっています。

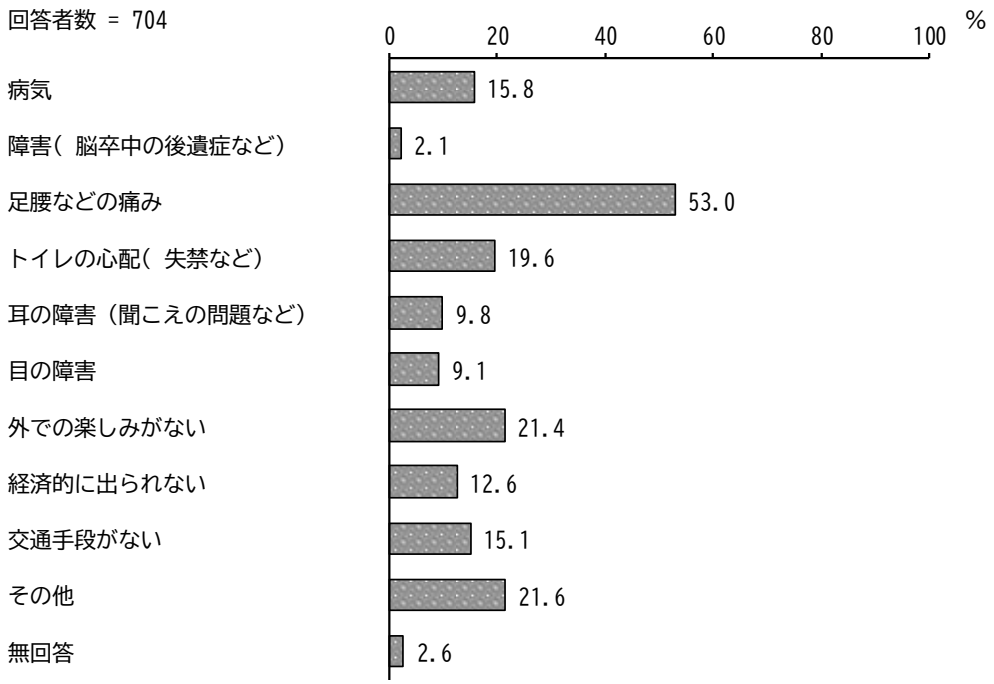

ウ　外出する際の移動手段

「徒歩」の割合が61.8%と最も高く、次いで「自転車」の割合が60.0%、「電車」の割合が33.9%となっています。

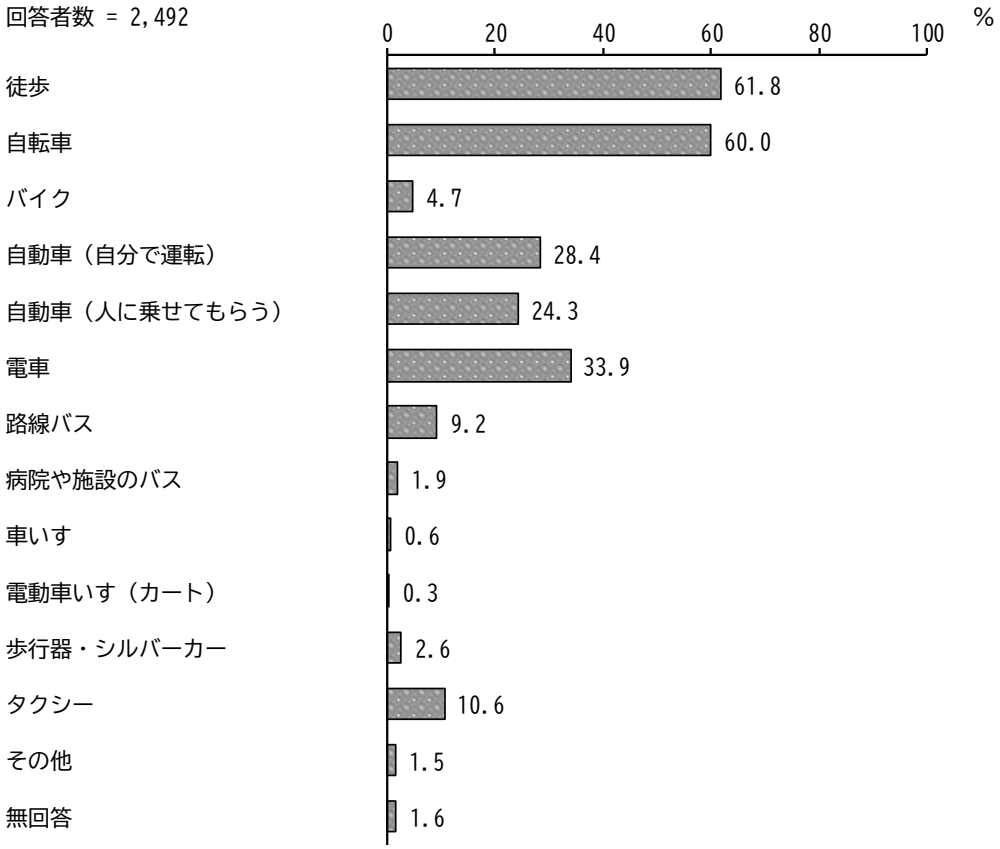

② 地域での活動について

ア　まつばらテラス（輝）など介護予防のための通いの場の参加頻度

「参加していない」の割合が71.6%と最も高くなっています。

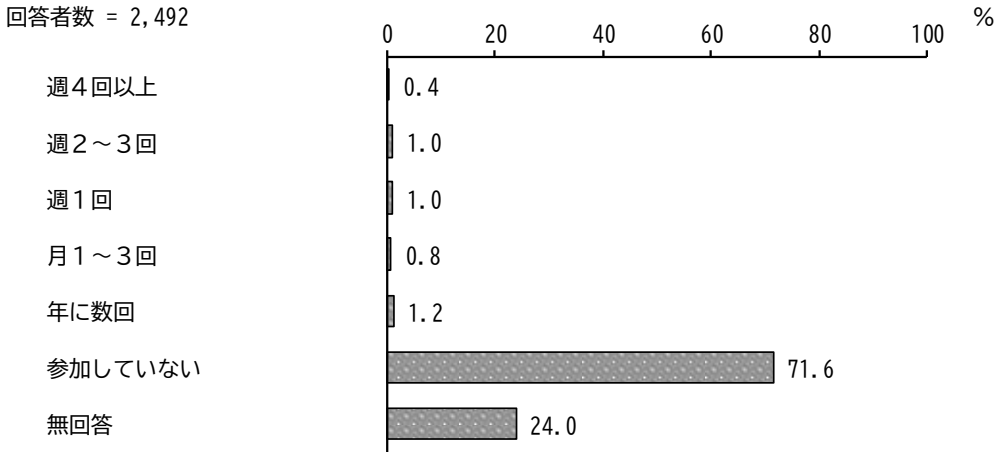

イ　収入のある仕事の参加頻度

「参加していない」の割合が56.4%と最も高く、次いで「週４回以上」の割合が12.1%となっています。

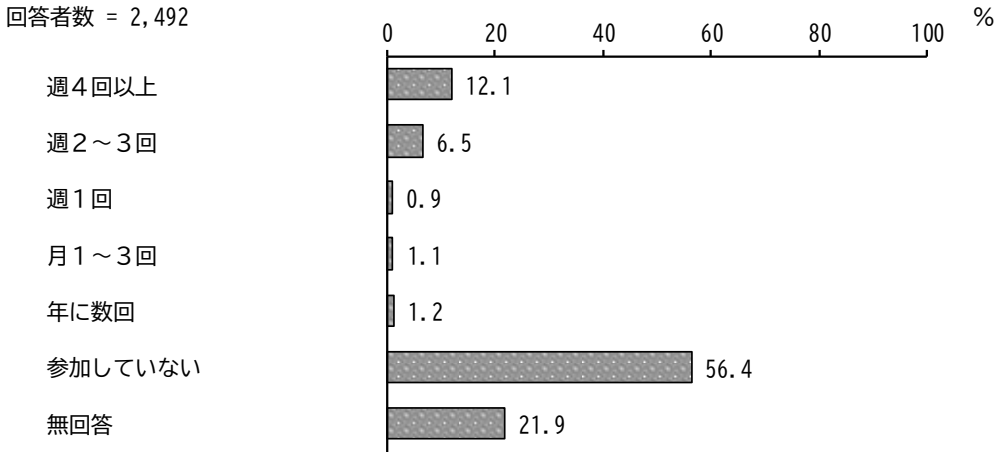

ウ　地域でのグループ活動への参加者としての参加意向

「参加したくない」の割合が42.1%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が41.3%となっています。

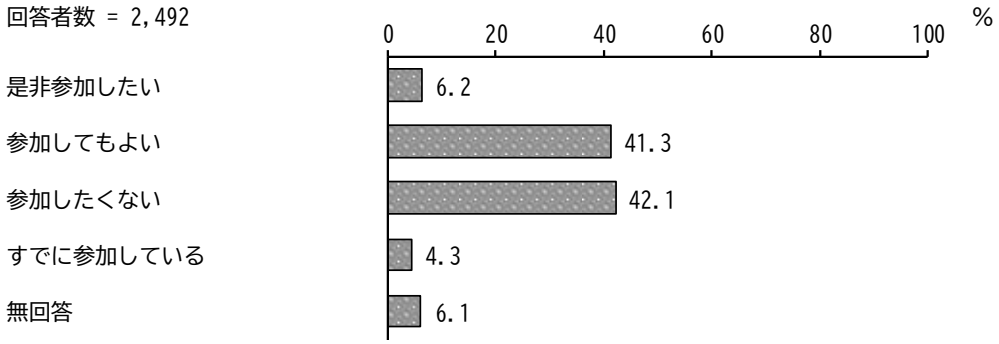

エ　地域でのグループ活動への企画・運営（お世話役）としての参加意向

「参加したくない」の割合が64.2%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が24.0%となっています。

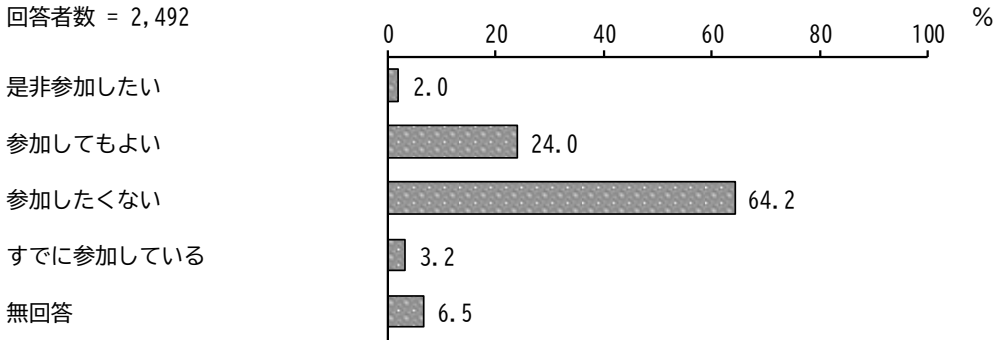

③　たすけあいについて

ア　家族や友人･知人以外の相談相手

「そのような人はいない」の割合が40.0%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が25.1%、「地域包括支援センター・役所・役場」の割合が11.0%となっています。

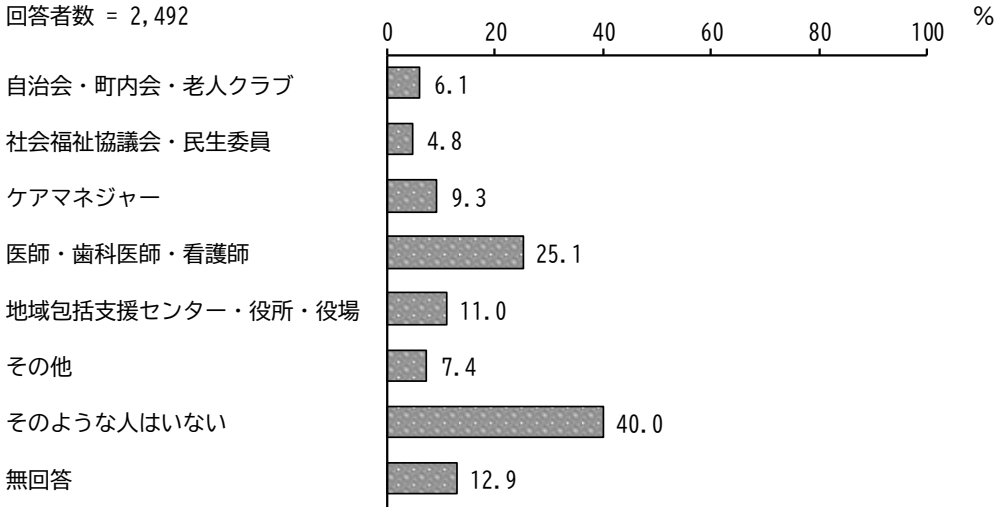

④　健康について

ア　健康状態

「まあよい」の割合が61.0%と最も高く、次いで「あまりよくない」の割合が16.8%、「とてもよい」の割合が10.6%となっています。

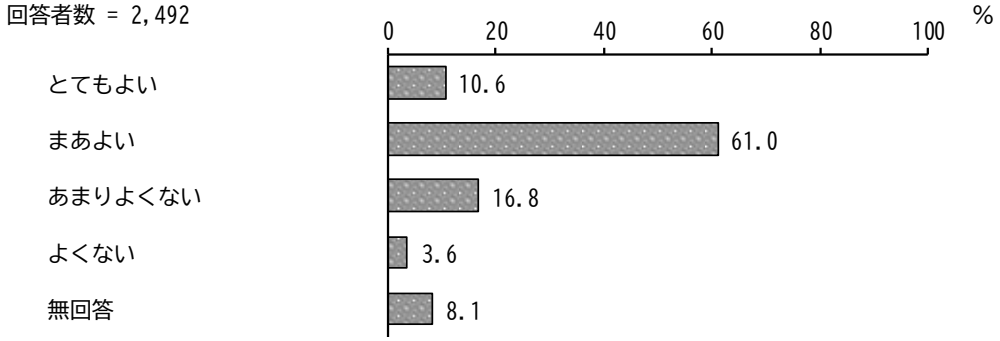

イ　飲酒頻度

「もともと飲まない」の割合が32.0%と最も高く、次いで「ほとんど飲まない」の割合が23.2%、「ほぼ毎日飲む」の割合が22.6%となっています。

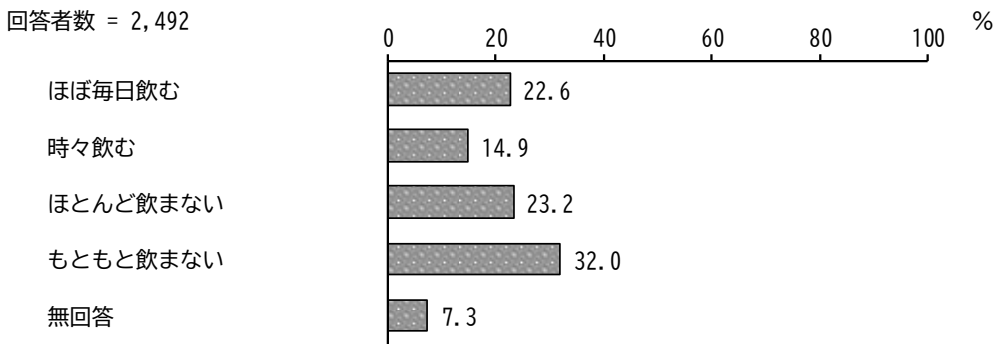

ウ　喫煙頻度

「もともと吸っていない」の割合が54.6%と最も高く、次いで「吸っていたがやめた」の割合が31.7%、「ほぼ毎日吸っている」の割合が10.4%となっています。

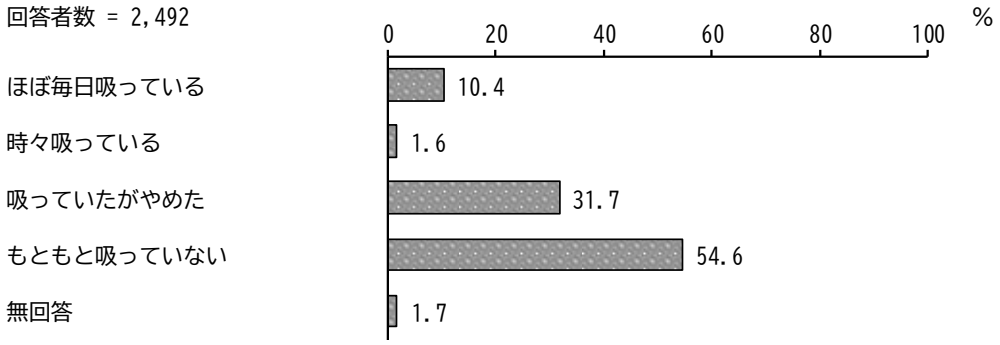

エ　現在治療中、または後遺症のある病気

「高血圧」の割合が46.7%と最も高く、次いで「目の病気」の割合が18.3%、「糖尿病」の割合が16.7%となっています。

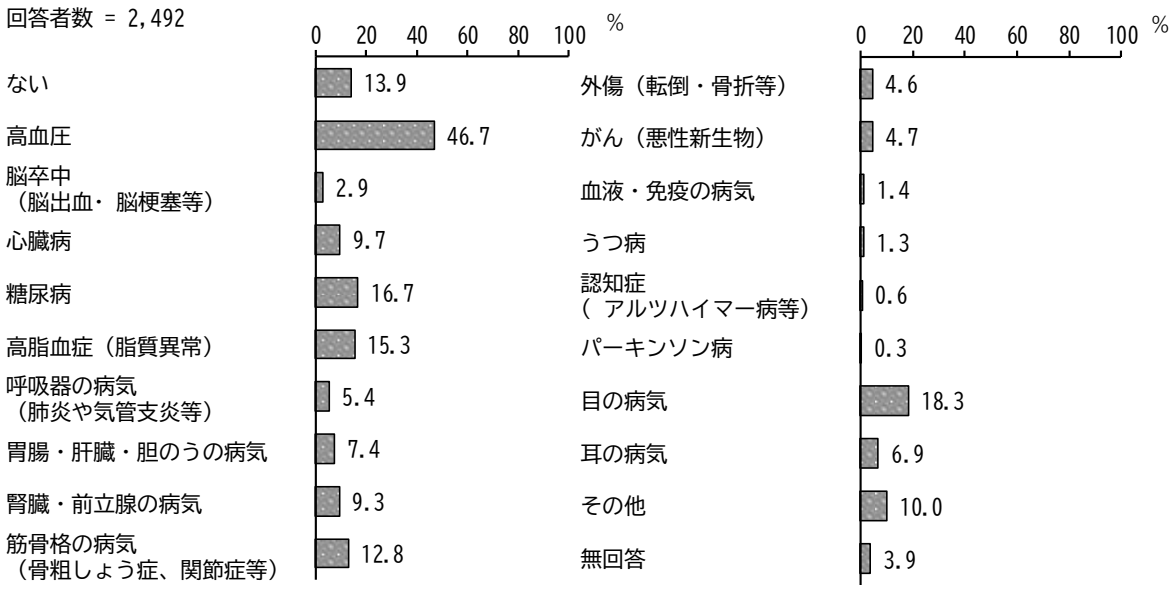

⑤　認知症にかかる相談窓口の把握について

ア　認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人の有無

「はい」の割合が9.7%、「いいえ」の割合が87.8%となっています。

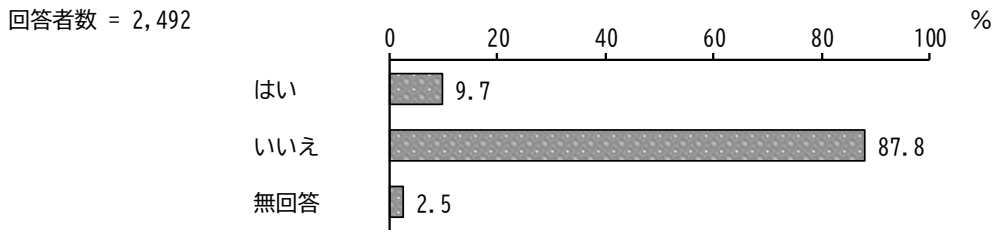

イ　認知症に関する相談窓口の認知度

「はい」の割合が20.7%、「いいえ」の割合が77.5%となっています。

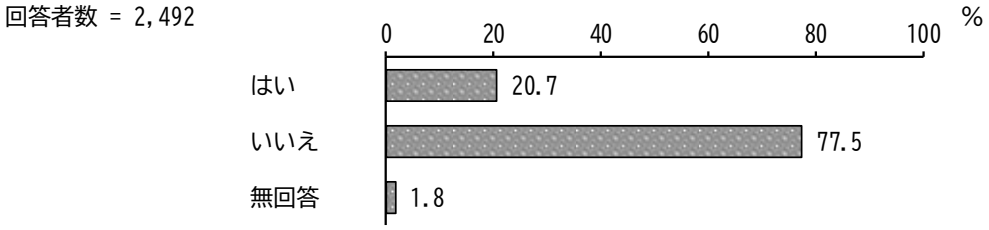

（2）－2　在宅介護実態調査

①　調査対象者本人について

ア　施設等への入所・入居の検討状況

「入所・入居は検討していない」の割合が76.7%と最も高く、次いで「入所・入居を検討している」の割合が13.8%となっています。

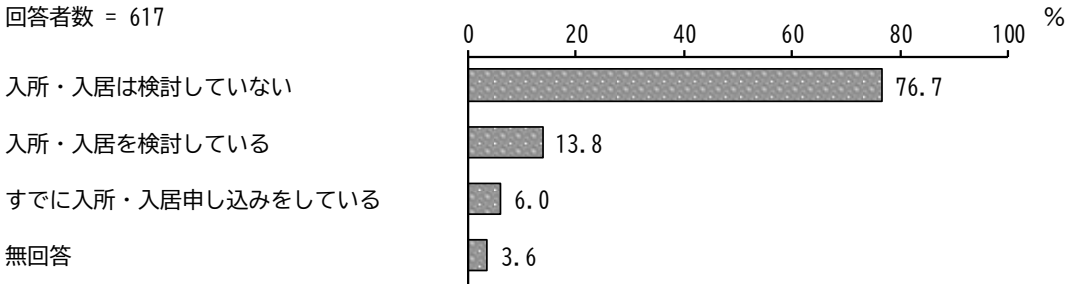

イ　（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスの利用の有無

「利用した」の割合が59.3%、「利用していない」の割合が38.6%となっています。

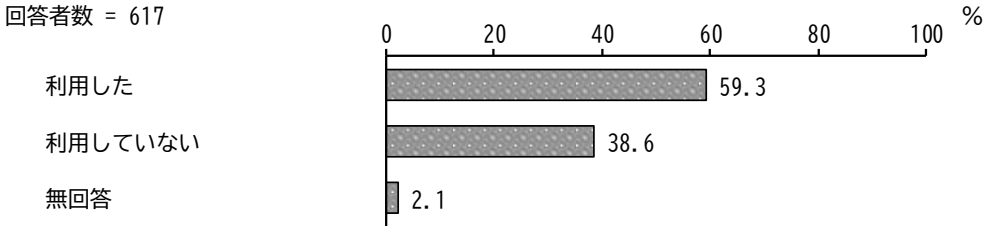

ウ　通所介護（デイサービス）の１週間あたりの利用回数

「週１回程度」の割合が18.9%と最も高く、次いで「利用していない」の割合が12.6%、「週２回程度」の割合が10.7%となっています。

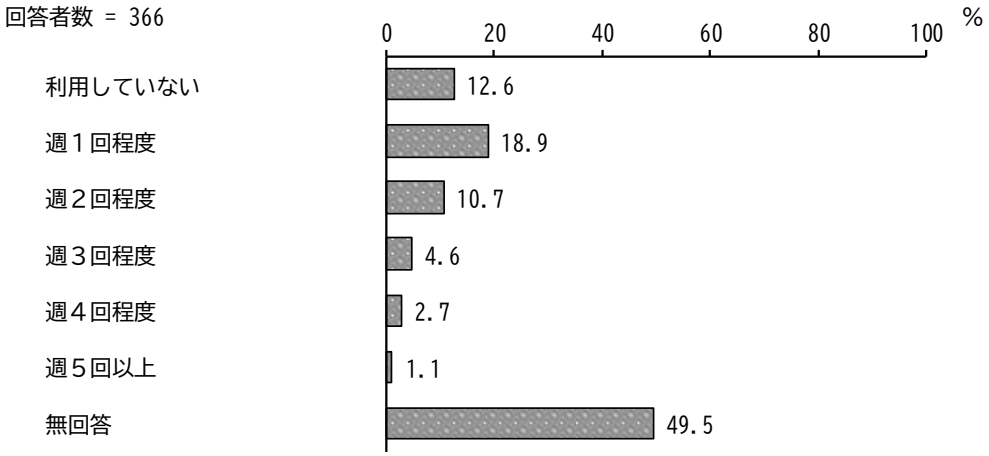

エ　介護保険サービスを利用していない理由

「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」の割合が34.0%と最も高く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」の割合が18.1%、「住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため」の割合が11.3%となっています。

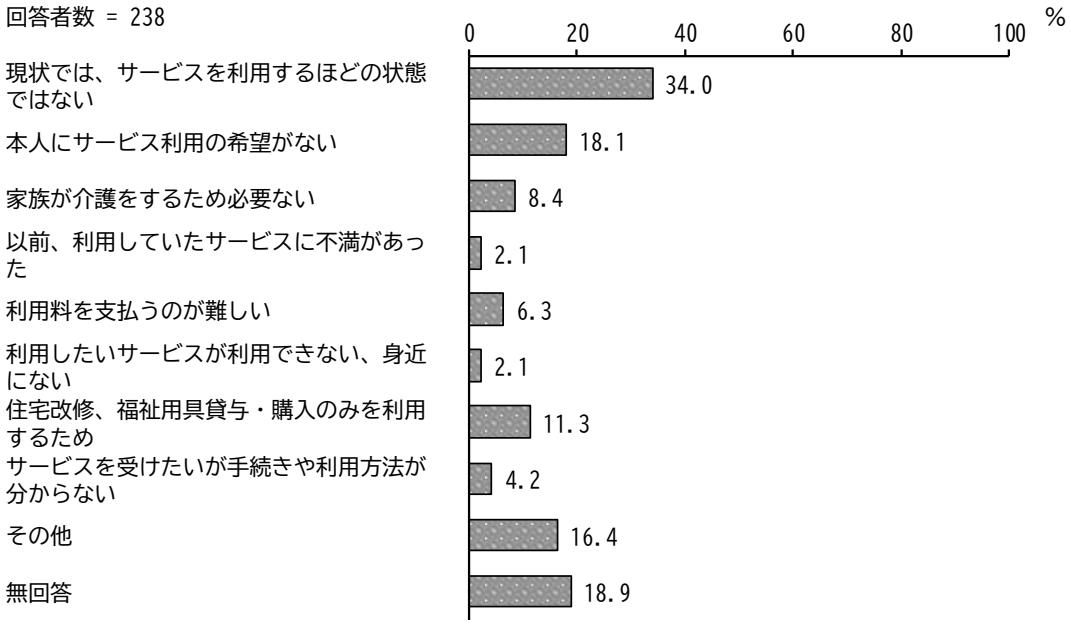

オ　今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

「特になし」の割合が33.1%と最も高く、次いで「移送サービス（介護・福祉ﾀｸｼｰ等）」の割合が28.0%、「外出同行（通院、買い物など）」の割合が18.8%となっています。

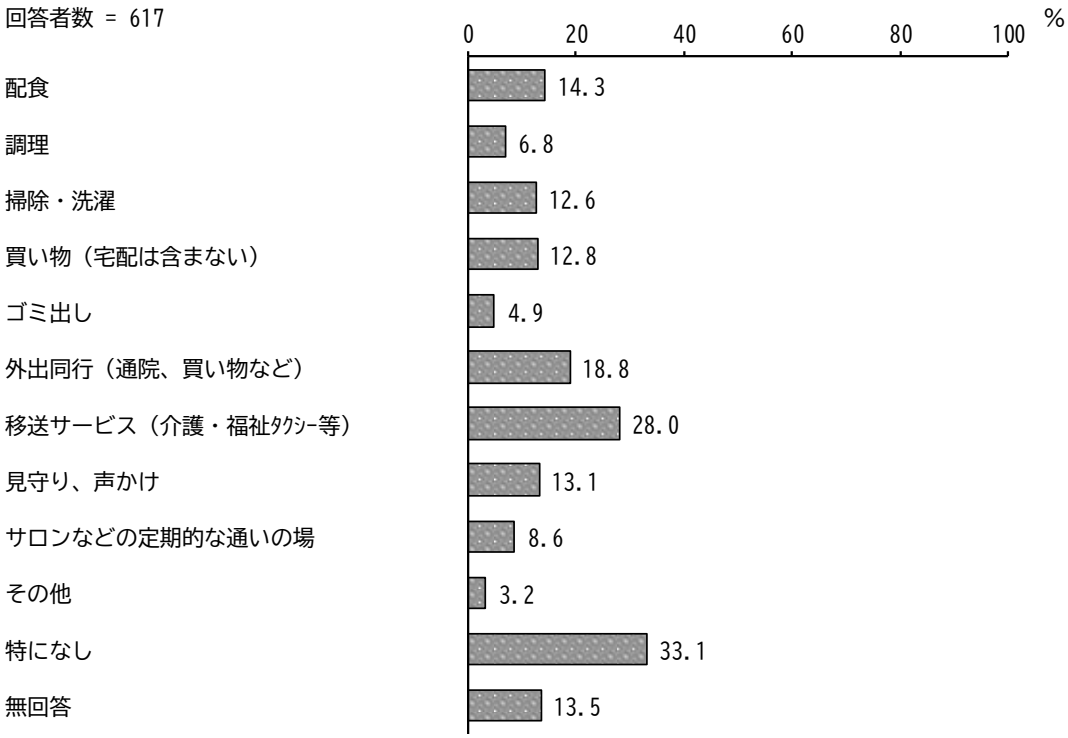

② 主な介護者の方について

ア　主な介護者の方の年齢

「50代」の割合が25.4%と最も高く、次いで「70代」、「80歳以上」の割合が23.8%となっています。

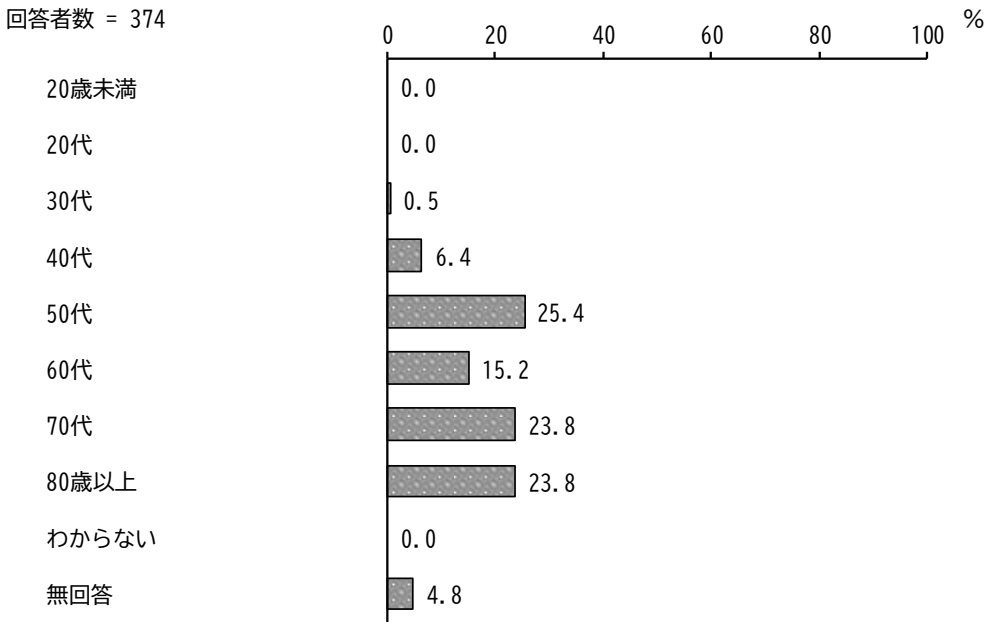

イ　現在の生活を継続していくにあたり、不安に感じる介護等について

「認知症状への対応」の割合が19.5%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」の割合が19.0%、「入浴・洗身」の割合が12.6%となっています。

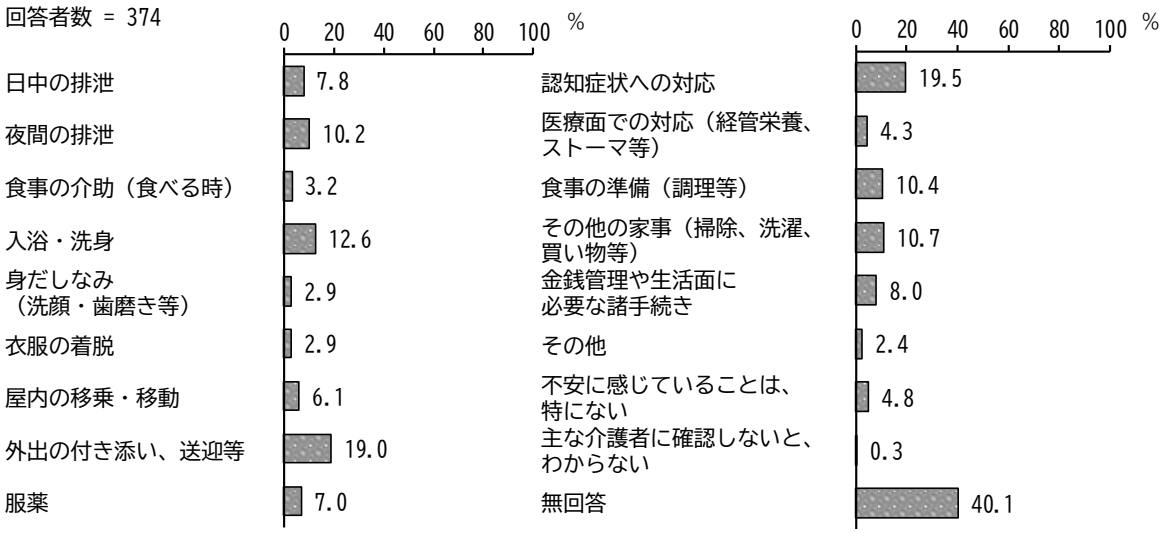

ウ　主な介護者の方の現在の勤務形態

「働いていない」の割合が60.4%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」の割合が19.5%、「パートタイムで働いている」の割合が11.5%となっています。

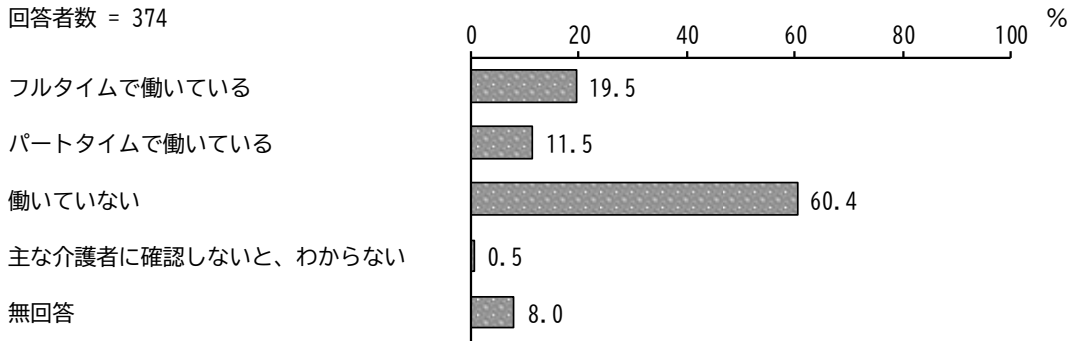

エ　介護をするにあたり、働き方についての調整等の有無

「特に行っていない」の割合が39.7%と最も高く、次いで「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている」の割合が36.2%、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている」の割合が20.7%となっています。

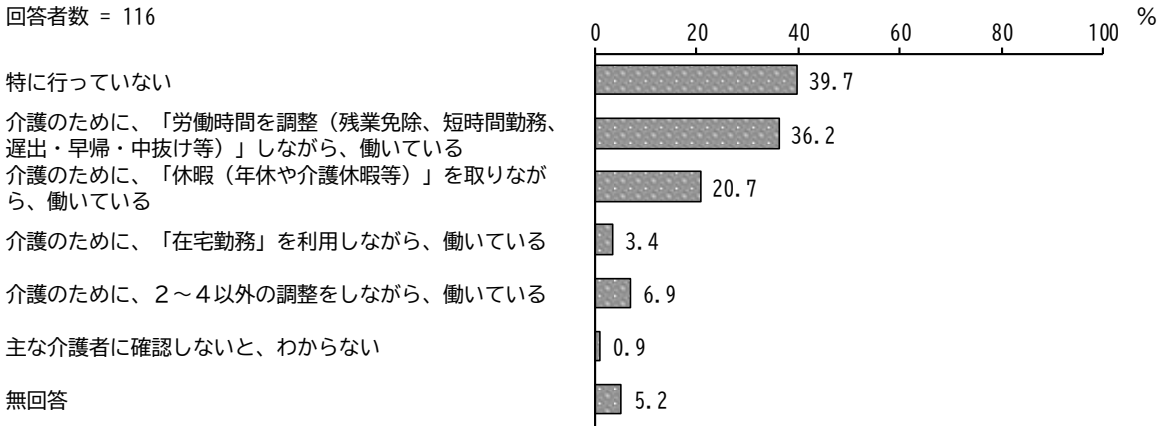

5　地域包括ケア「見える化」システム等から見た地域分析

（1）高齢者の状況

本市では、高齢化率、高齢者を含む世帯の割合、高齢独居世帯の割合、高齢夫婦世帯の割合ともに、全国、大阪府を上回っています。また、高齢者を含む世帯の割合、高齢者独居世帯の割合は同規模の近隣市の中でも高い方に位置しており、特に高齢独居世帯の割合は最も高い状況です。高齢化率、高齢者夫婦世帯の割合は中間となっています。

高齢化率（令和２年）

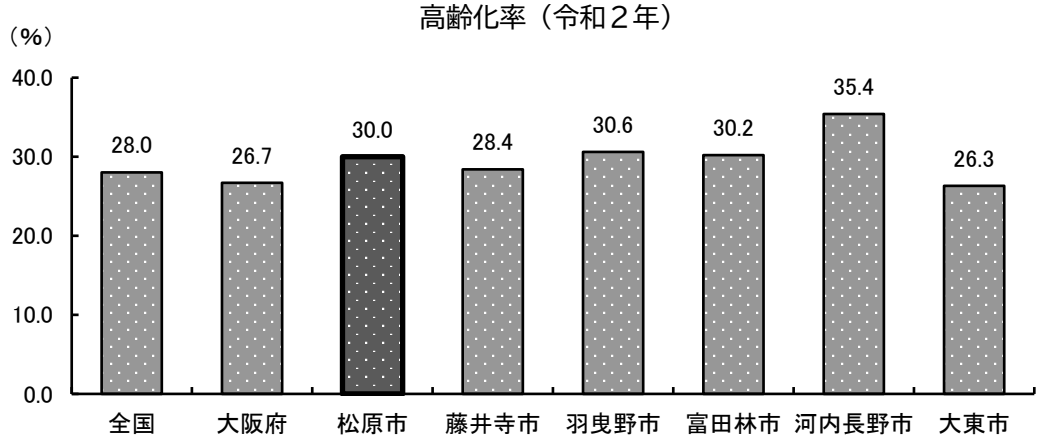

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年 10 月５日取得）

高齢者を含む世帯の割合（令和２年）

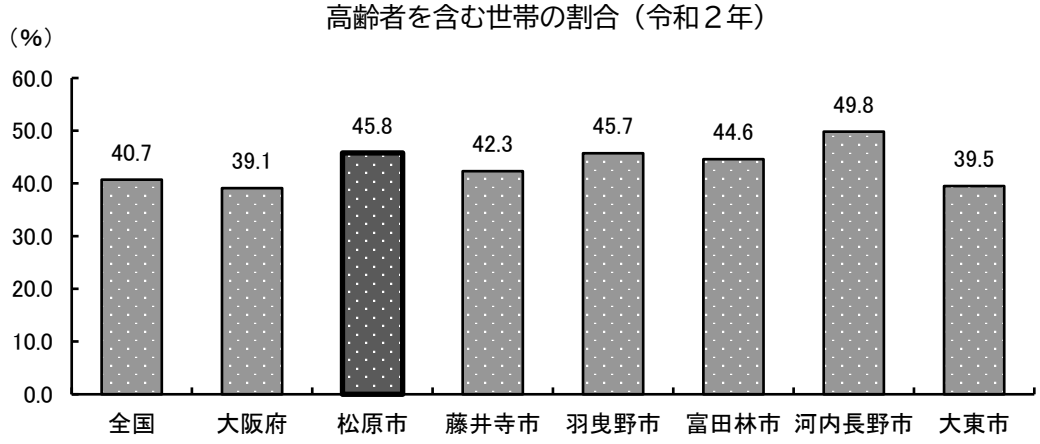

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年 10 月５日取得）

高齢独居世帯の割合（令和２年）

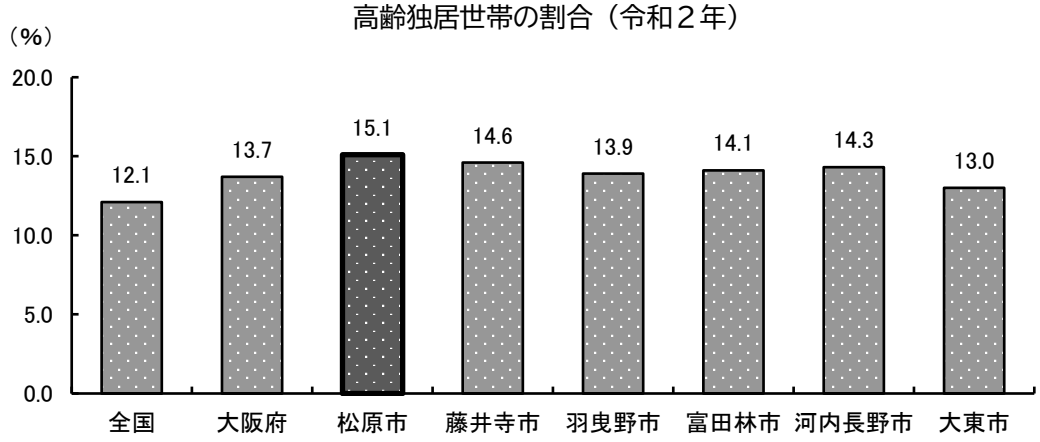

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年 10 月５日取得）

高齢夫婦世帯の割合（令和２年）

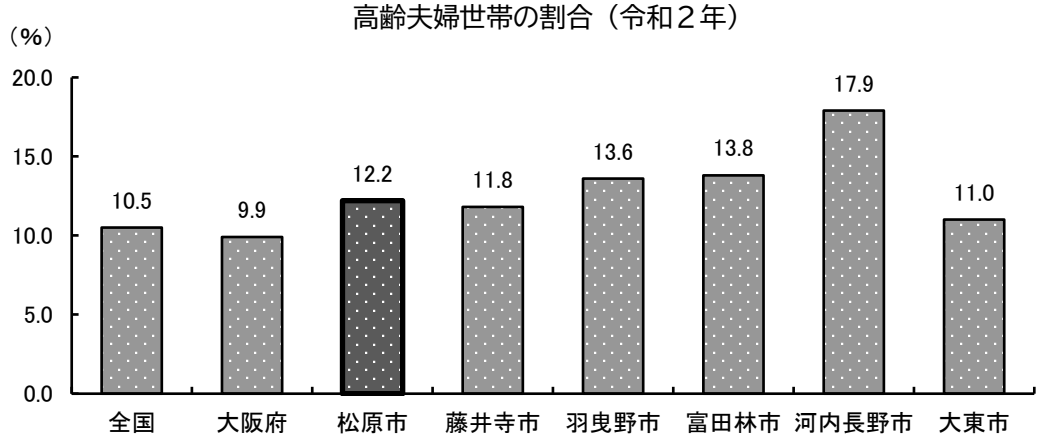

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年 10 月５日取得）

（２）要介護者の状況

2022（令和４）年の「第１号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した「調整済み認定率」をみると、本市は23.5%で大阪府平均とほぼ同程度となっていますが、全国平均を上回っており、近隣市の中では最も高い割合となっています。軽度認定率が高いのが特徴です。

調整済み軽度認定率（令和４年）

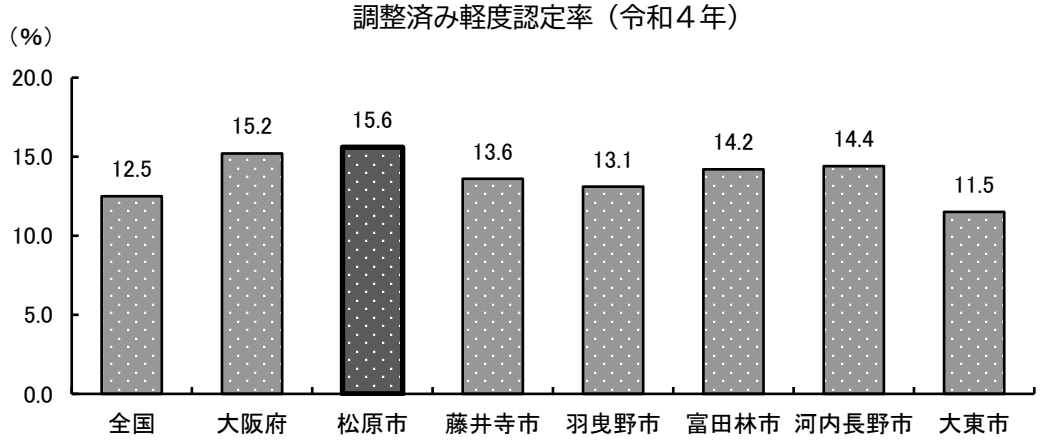

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年 10 月５日取得）

調整済み重度認定率（令和４年）

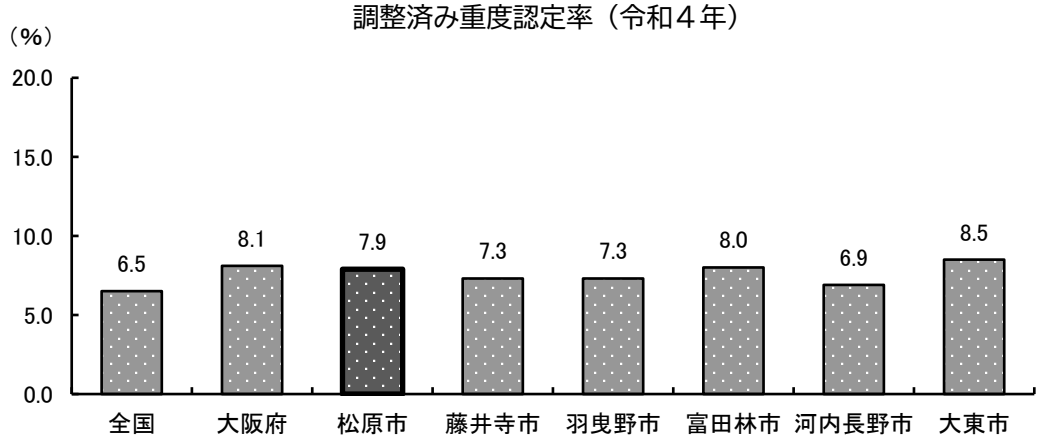

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年 10 月５日取得）

2022（令和４）年のサービス系列別の受給率は、施設サービスは全国・大阪府よりも高い値となっています。居住系サービスは全国平均及び大阪府平均を大きく下回っています。在宅サービスは近隣市の中で最も高くなっています。

受給率（施設サービス）（要介護度別）（令和４年）

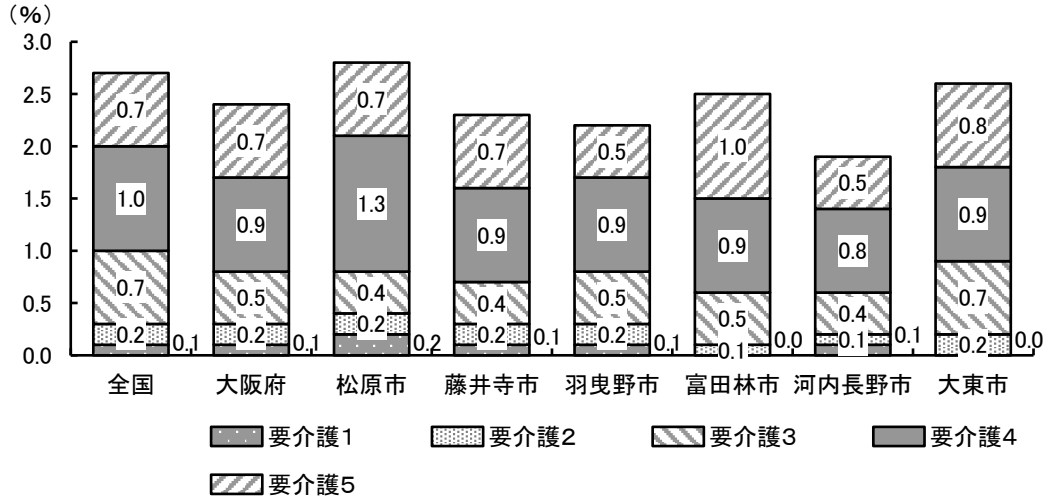

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年 10 月５日取得）

受給率（居住系サービス）（要介護度別）（令和４年）

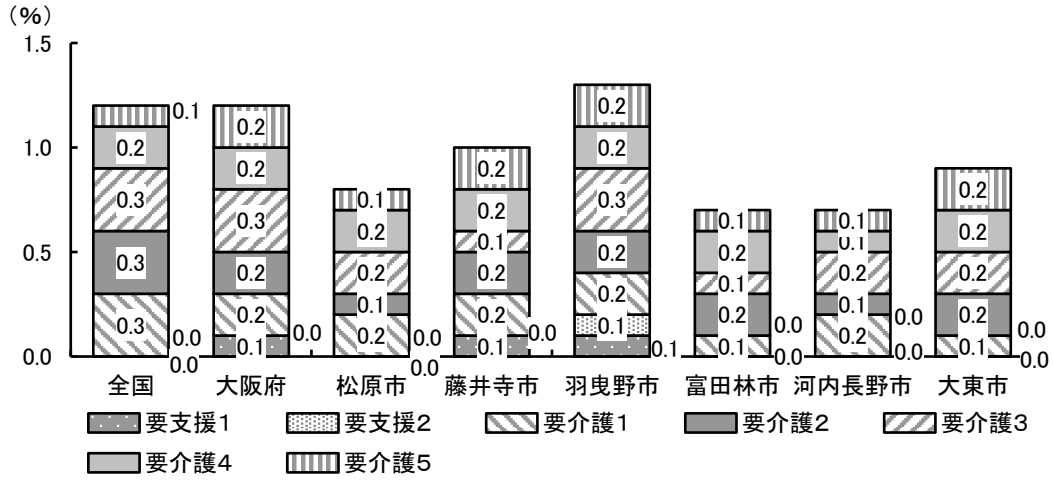

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年 10 月５日取得）

受給率（在宅サービス）（要介護度別）（令和４年）

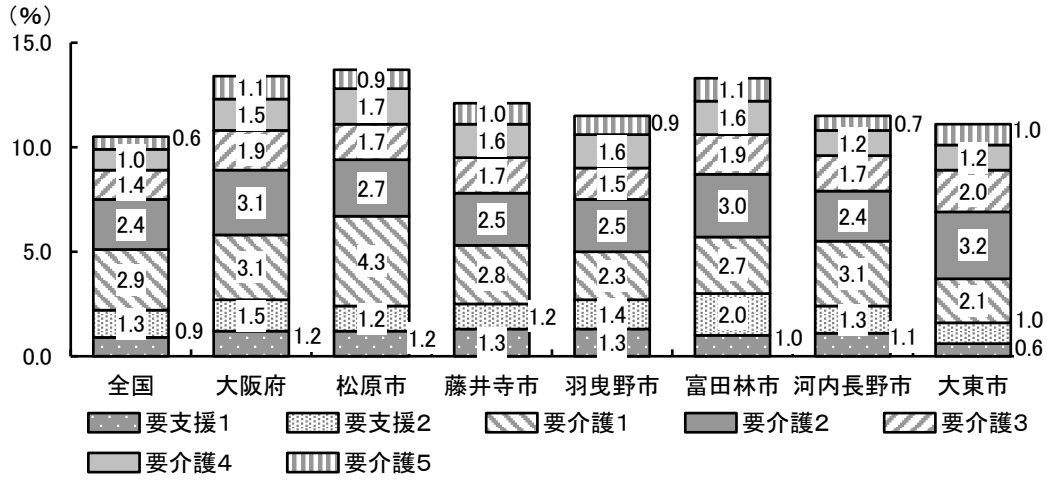

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年 10 月５日取得）

2020（令和２）年の調整済み第１号被保険者１人あたり給付月額は、施設サービスは全国・大阪府よりも高く、居住系サービスは大幅に低くなっています。在宅サービスは全国より高く、大阪府より低いです。居住系サービスが低いのは、要支援・要介護者１人あたりの定員の少なさが影響していると考えられます。

調整済み第１号被保険者１人あたり給付月額
（施設サービス）（令和２年）

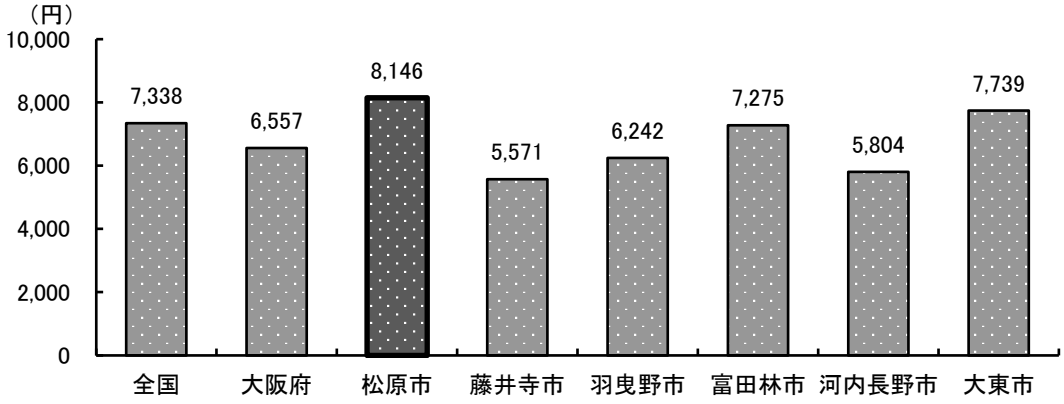

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年 10 月５日取得）

調整済み第１号被保険者１人あたり給付月額
（居住系サービス）（令和２年）

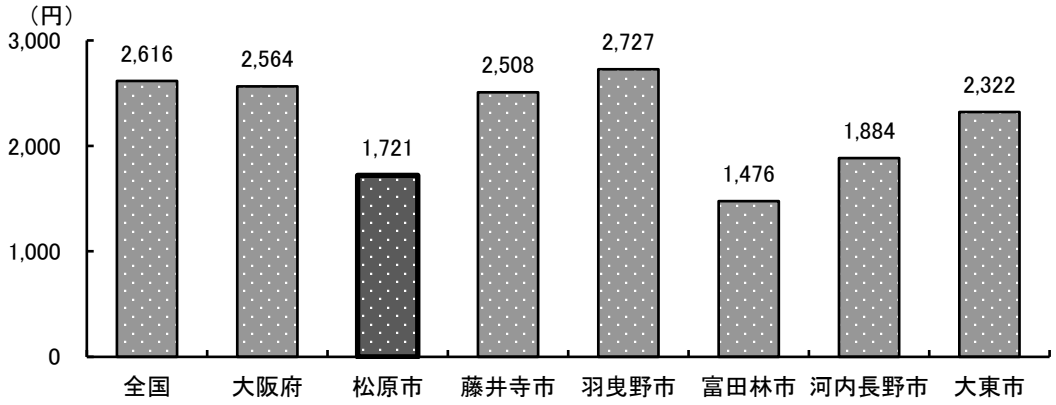

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年 10 月５日取得）

調整済み第１号被保険者１人あたり給付月額
（在宅サービス）（令和２年）

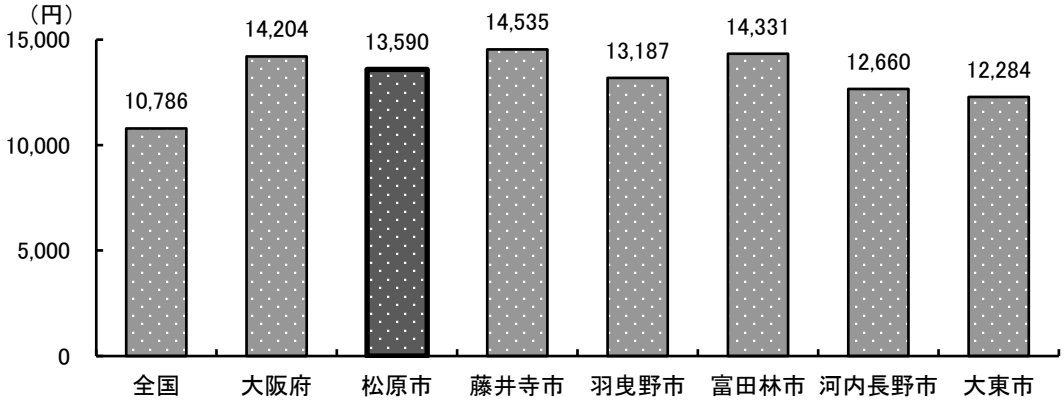

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年 10 月５日取得）

要支援・要介護者１人あたり定員（居住系サービス別）（令和４年）

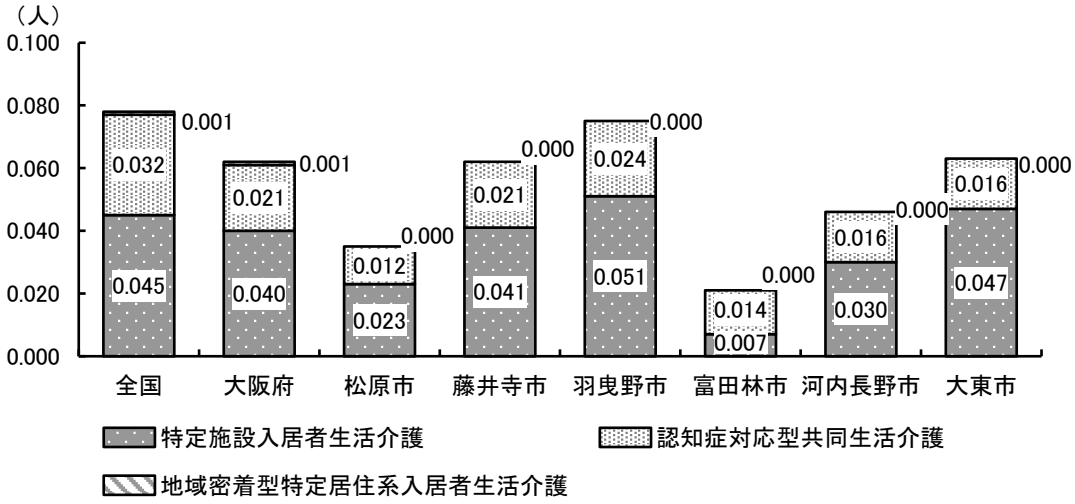

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年 10 月５日取得）

調整済み第１号被保険者１人あたり給付月額（サービス種類別）は、全国平均及び大阪府平均と比べ、介護療養型医療施設の給付月額が高くなっています。訪問介護は、大阪府と同様に本市は全国に比べて約２倍の水準です。在宅の軽度認定者が多いことが背景にあると考えられます。

調整済み第１号被保険者１人あたり給付月額
（サービス種類別）（令和２年）

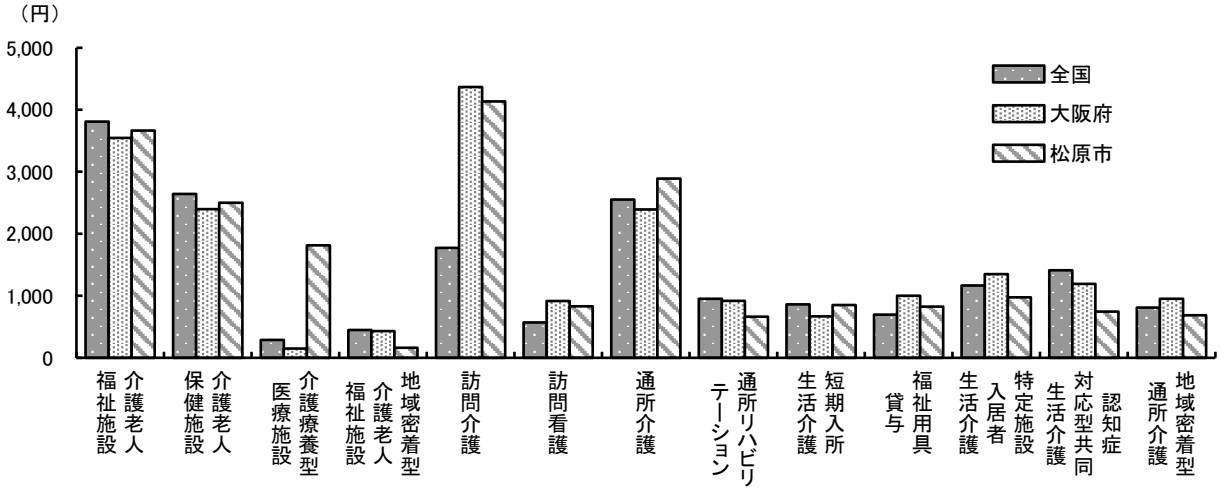

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年 10 月５日取得）

本市では、2020（令和２）年以降、必要保険料月額が第１号保険料月額を上回っています。必要保険料月額と第１号保険料月額の乖離は年々大きくなっています。

松原市の第１号被保険者１人あたり保険給付月額・
第１号保険料月額・必要保険料月額

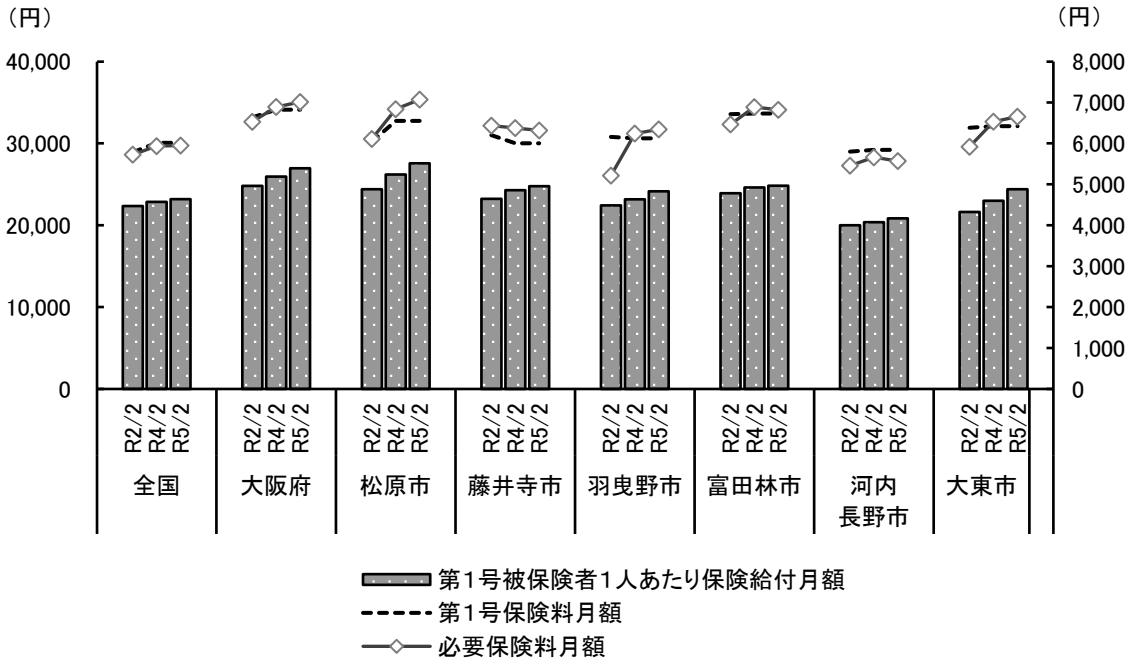

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年 10 月５日取得）

（３）健康の状況

平均寿命は、2020（令和２）年は、男性、女性ともに大阪府を下回っています。

平均寿命・男性（令和２年）

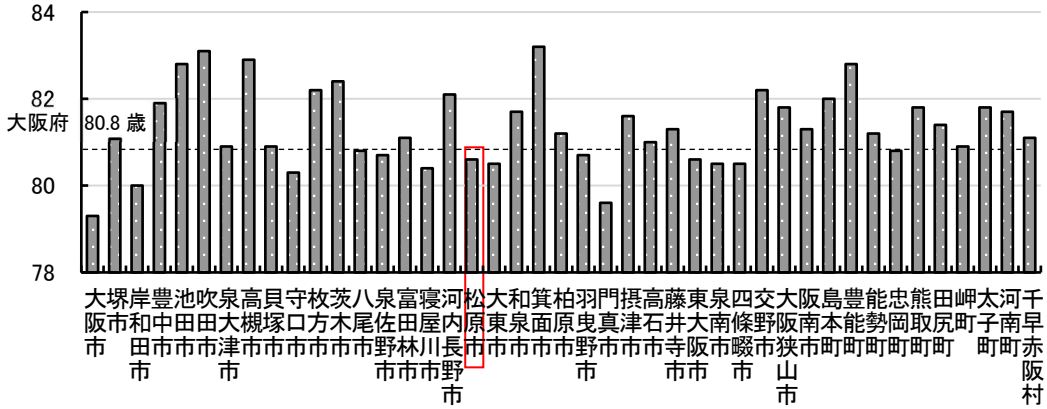

平均寿命・女性（令和２年）

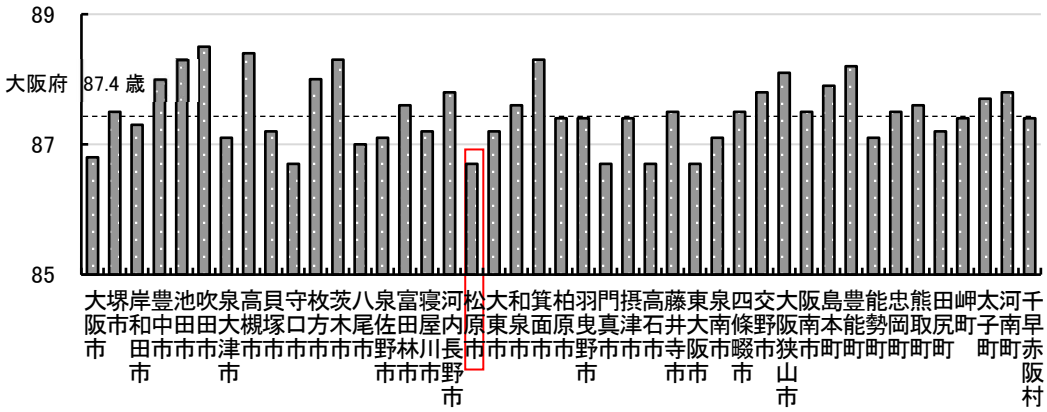

資料：令和２年市町村別生命表

健康寿命は、2020（令和２）年は、男性、女性ともに大阪府を下回っています。

健康寿命・男性（令和２年）

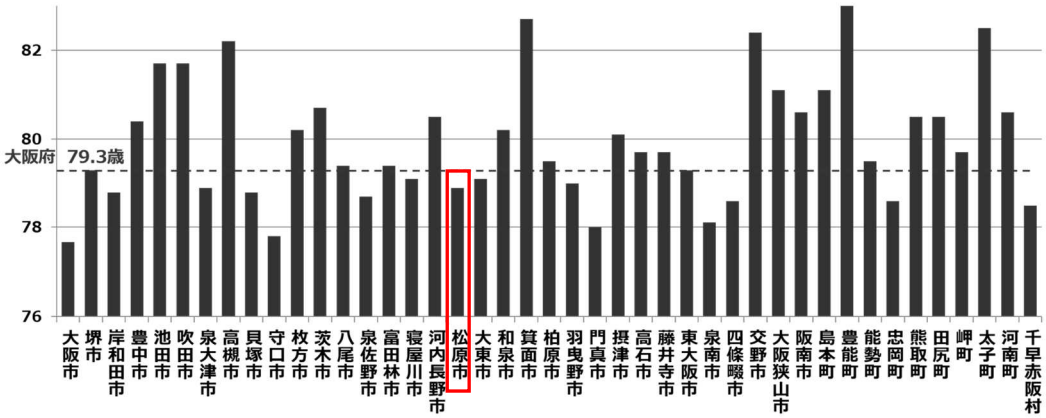

健康寿命・女性（令和２年）

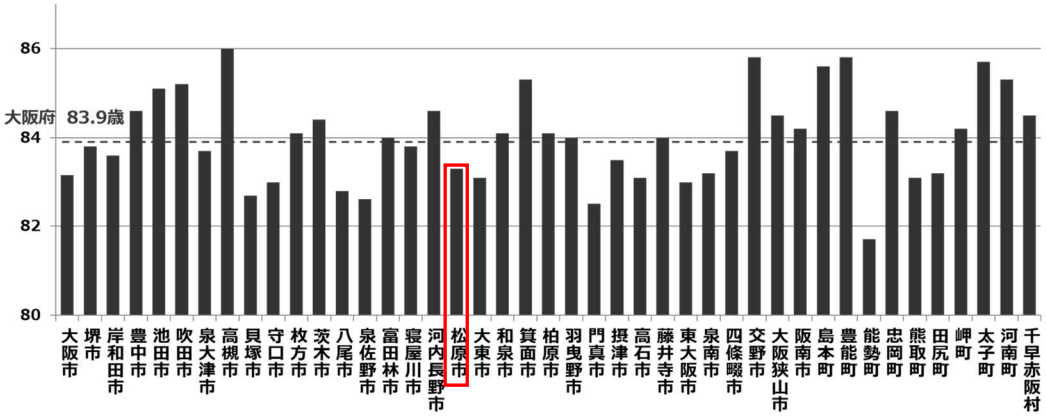

資料：大阪府健活データ（https://kenkatsu10.jp/data/）

男女とも、悪性新生物の死亡率は全国・大阪府に比べてやや高くなっています。また、心疾患も大阪府よりやや高くなっています。

10 万人あたり死亡率（男性）

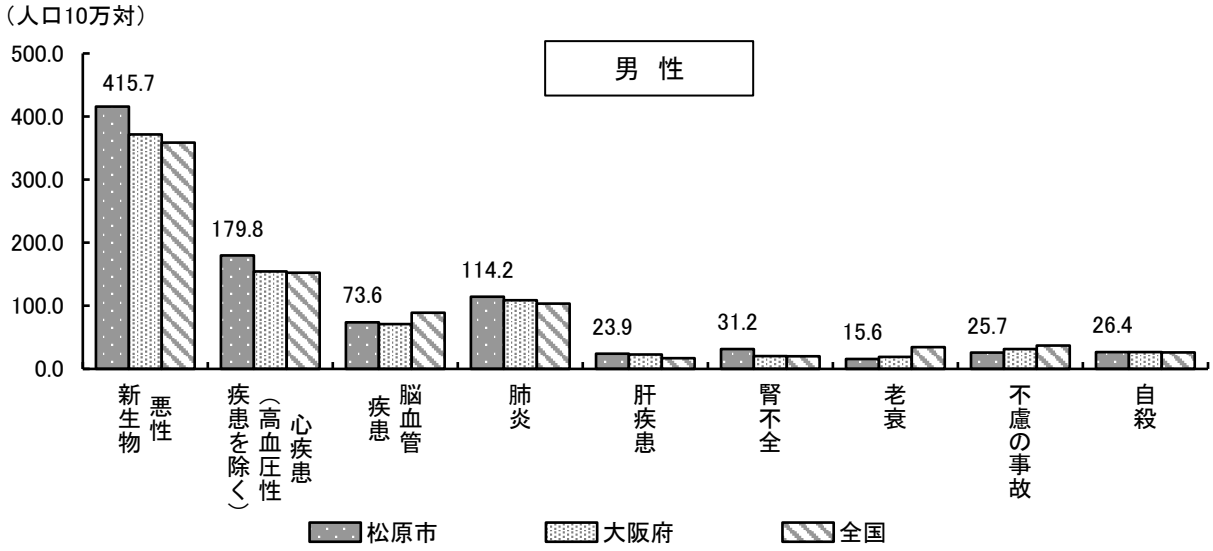

10 万人あたり死亡率（女性）

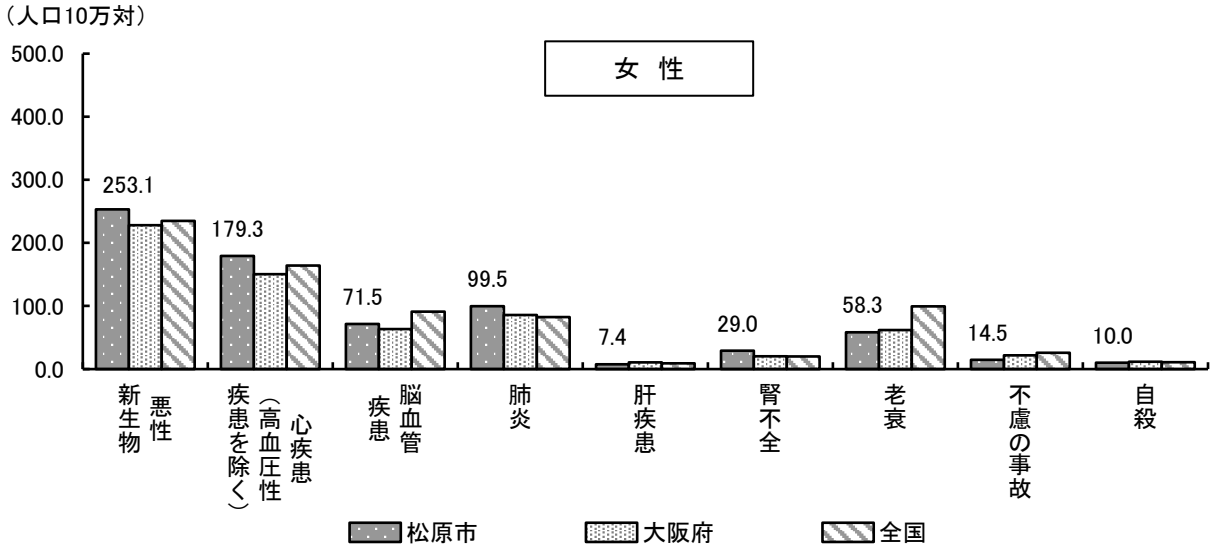

資料：人口動態保健所・市町村別統計（平成 25 年～平成 29 年）

標準化死亡率（全国を100としたときの死亡率）は、男女とも比較近隣市の中で最も高くなっています。松原市国民健康保険データヘルス計画において生活習慣病の重症化予防対策が重点課題に挙げられています。

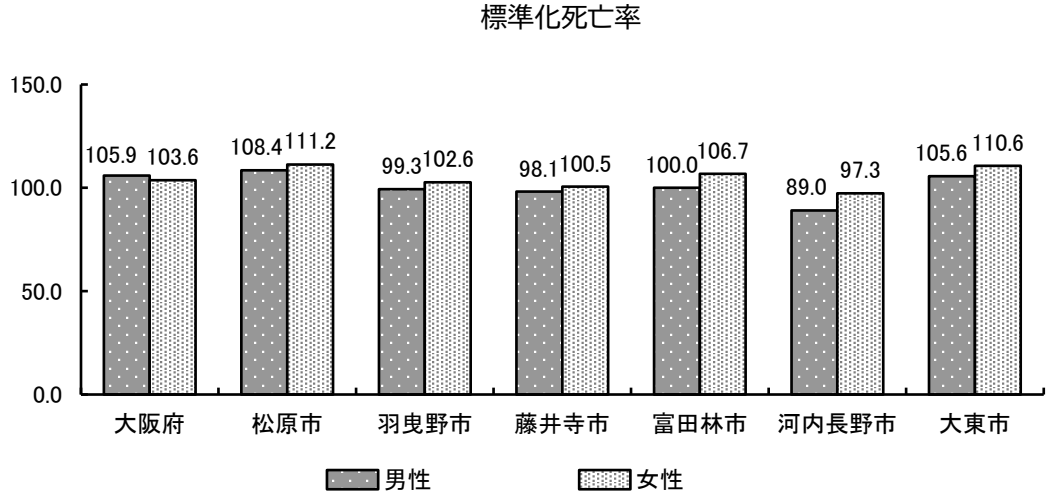

資料：人口動態保健所・市町村別統計（平成 25 年～平成 29 年）

男女とも、悪性新生物、心疾患、肺炎、腎不全の標準化死亡率が高くなっています。また、男性では肝疾患の標準化死亡率も高くなっています。

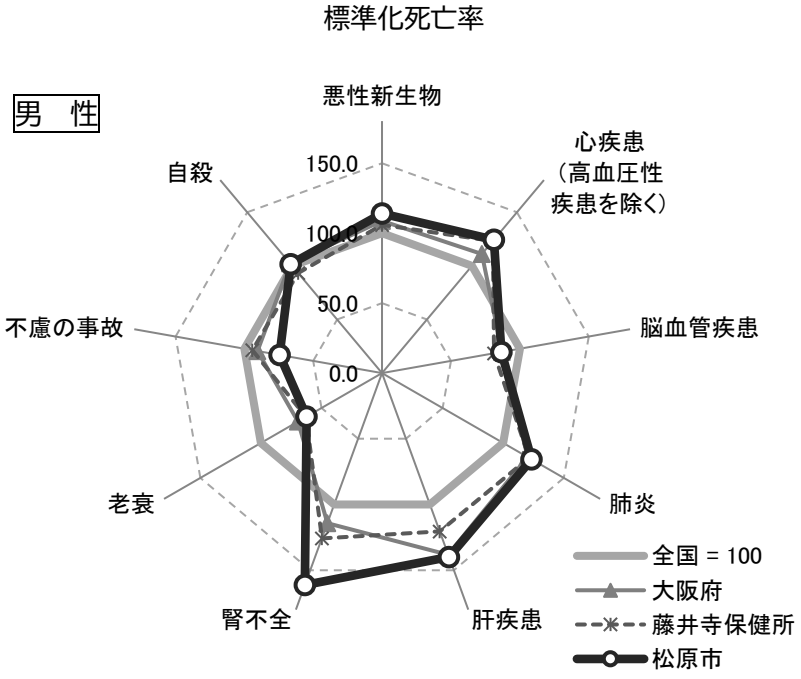

女　性

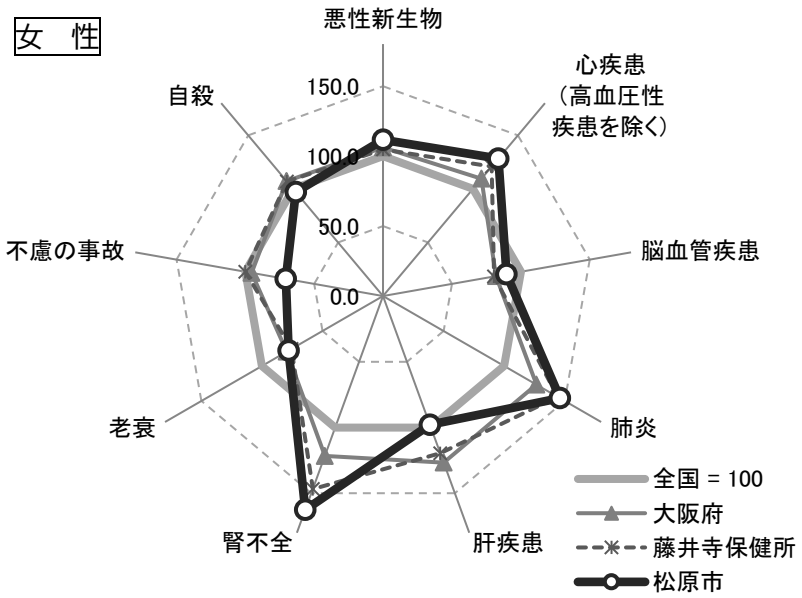

資料：人口動態保健所・市町村別統計（平成 25 年～平成 29 年）

６　第８期計画の取組と課題

第８期計画の基本目標ごとに、これまでに実施した事業状況を整理しています。

基本目標１　「地域で支える総合的な支援体制の構築」

①　地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括支援センターで受け付ける相談では、高齢化に伴う相談件数の増加や、高齢者虐待をはじめとした困難事例が増加しています。要支援者等の認定者数及びサービス利用の増加に伴い、地域包括支援センターで受け持つプランが増加しており、業務量の増加による人員不足に対し、2021（令和３）年度、2022（令和４）年度において計３名の増員を行いましたが、引き続き相談支援体制の充実と複合的な問題に対応できる体制づくりが必要です。

また､身近な場所から相談できる体制の構築として実施している｢高齢者110番事業｣では、高齢者が立ち寄る機会が多い店舗への登録等、協力機関拡大のためさらなる周知を行っていくことが必要です。

②　医療と介護の連携強化

医師会に相談窓口を設置し、医療コーディネーターによる在宅医療介護連携に関する相談支援を実施しています｡また多職種での研修や講演会等の実施やICTを導入した医療介護の連携を図っています。

さらに、第８次医療計画策定に関する国の指針により、在宅医療において積極的役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点の位置づけが必要となっています。

③　地域ケア会議の機能強化

地域包括支援センターを中心に個別の地域ケア会議を実施する中で、地域課題の発見・把握、地域づくり、資源開発、政策形成等の機能が十分に発揮できるよう取り組んでいます。

④　地域での相談・見守り体制の充実及び高齢者の孤立の防止

老人クラブや、社会福祉協議会が中心となり、地域での相談・見守り体制の取組を実施しています。各事業共に、高齢化に伴う担い手の確保が困難になってきており、新たな担い手の創出が必要となっています。

基本目標２　「安心して暮らせる地域づくり」

①　生活支援サービスの整備・充実

地域支え合い推進員の配置・支援において、市内全域を担当する第１層、市内４圏域をそれぞれ担当する第２層の地域支え合い推進員を４名配置し、地域の集いの場として市内６ヶ所の「元希者カフェ」の開催支援から担い手づくりを実施しています。

生活支援サービスとして、シルバー人材センターへ委託実施している訪問型サービスＢの利用者数が少ないため、地域包括支援センターと調整しさらなる周知を行う必要があります。

また、生活支援サービス従事者養成研修においては、訪問型サービス従事者を養成していますが、雇用も安定的なものではないため、受講者が少ないことから引き続き研修内容や雇用の確保を検討する必要があります。

②　認知症高齢者支援体制の整備

認知症初期集中支援チームにより、年間約30名を支援し医療・介護サービスに繋ぐことが出来ました。また、認知症サポーター等養成事業では、サポーター養成講座を年35回程度、ステップアップ講座を年２回実施し、サポーター数は延べ11,664人となっています。

SOSネットワークは、登録者数150名、配信機関は192機関で随時登録を促しています。今後も引き続き、協力機関の拡大とともにQRコードの普及啓発も必要です。

支援対象者事案情報提供では、大阪府警察本部から認知症高齢者等支援対象者情報提供制度として、年間約220件のケース連絡があり対応をしました。支援者につながらないケースでは、複数回保護されるケースもあり、今後も連携していく必要があります。「認知症高齢者徘徊声掛け模擬訓練」については新型コロナウイルス感染症の影響により、2021（令和３）年度及び2022（令和４）年度については未実施となりましたが、今後再開を検討する予定です。

オレンジカフェは、市内４ヶ所（圏域ごと）に設置して月３回程度の開催を実施しました。また、若年性認知症施策では、2023（令和５）年１月より市役所内に「若年

性認知症相談窓口」を設置し、早期発見・早期対応を目指し、地域包括支援センターが主催し月１回相談支援を実施しています。

③　高齢者虐待防止と権利擁護の推進

地域包括支援センターを中心に高齢者の総合相談を実施するとともに、認知症サポート医と連携した高齢者虐待等実務者会議を月１回定例で開催しています。会議ではケースの対応方針を検討しており、今後も継続していく必要があります。

④　防災・防犯・感染症対策の推進

避難行動要支援者名簿について、自力での避難が困難な要介護３以上の方等で同意された方を名簿に掲載し、地域の民生委員・児童委員等に配布することにより、災害時における避難の支援体制への構築に努めております。

また、消費生活センターとの連携では、高齢化に伴う詐欺等被害に関する相談等が寄せられていることから、引き続き警察を含めた関係機関の連携の強化が必要です。

基本目標３　「生きがいづくりと健康づくり・介護予防の推進」

①　高齢者の多様な生きがい活動への支援

老人クラブ活動の活性化を行い、年間約80事業を開催し、社会参加の機会をつくることで、老後の生きがいづくりを推進しています。また会員の高齢化に伴い、役員等の担い手の育成を図ることが必要です。

介護予防支援きらり活動事業は、登録者279名・受入れ機関60機関となっており、今後も継続して登録者及び受入れ機関を増やすとともに活動の場を広げ、きらり活動員のやりがいを含めた介護予防に努めていくことが必要です。

また、まつばらテラス（輝）活用事業においては文化・運動プログラムを約90講座実施していますが、男性の利用率が低いことからプログラムの見直しを検討することが必要です。

②　高齢者の就労支援・担い手づくりの推進

生活支援サービス従事者の養成について、受講者が少なく利用者が少なく就労に結びつかないという課題があり、就労先の安定的な確保の支援が必要です。

③　介護予防の推進及び重度化防止

基本チェックリストによる2022（令和４）年度の事業対象者の新規または更新申請は85名で、その多くが通所型サービスＡを利用しています。現在、通所型サービスＡを提供する事業所が少ないことから、利用者数の増加に伴い検討が必要となっています。また、ケアマネジャーの負担軽減のためケアマネジメント等の運用の見直しを図る必要があります。

基本目標４　「介護保険事業の適正・円滑な運営」

①　介護サービスの質の確保・向上

包括支援センターを中心に介護保険事業所連絡会を定期的に開催して、各事業所と市が共通課題等に関する意見交換を行い顔の見える関係づくりをしています。また、2021（令和３）年度は制度改正に伴う事業所説明会を実施して新着情報を提供しています。

②　介護保険事業の適正な実施

医療情報との突合・居宅サービス計画のチェック・縦覧点検に注力しています。医療情報との突合は、2021（令和３）年度より国保連合会の送付データがよりわかりやすく簡略化されたことで、問い合わせが必要なケースが絞れ、成果もありました。縦覧点検においては、コロナ特例により適切な請求であるか確認が必要な例が多くみられた際にも、ケアマネジャーがプランの必要性を評価できていたことがわかりました。これらを行うなかで、居宅介護サービス計画のチェックにおいて、どの様なことに指導が必要かを導き出したことで、2022（令和４）年度末には口腔機能向上加算の通知を出し、適正な給付につながる質問や請求がなされています。さらに、2023（令和５）年度からは、居宅介護サービス計画のチェックの件数は減少となりましたが、事業所に対し市主催で勉強会を開催することにつなげられています。

③　利用者本位のサービス提供の推進

介護相談員事業は新型コロナウイルス感染症の影響もあり実施できていません。社会福祉法人等利用者負担限度額軽減対策、特定入所者介護サービス費、高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費において利用者負担額の軽減を実施しています。また、共生型サービスについては、現在、社会福祉協議会の通所介護のみとなっており、サービス自体が浸透していない状況です。引き続き、高齢者や障がい者及び関係団体の意見を十分に踏まえて検討していく必要があります。

④　介護に取り組む家族等への支援

家族介護教室は、高齢者を介護している家族等に対し介護知識や技術の習得を目的とし13ヶ所の事業所に委託して実施する教室です。新型コロナウイルス感染症の影響により、年２回程度の開催となっていますが、今後は開催数の増加に向けて取組が必要です。介護者家族の会については講演の広報周知や活動支援を実施しています。悩みを持つ相談者にとって、同じ立場の介護者家族と交流する機会は精神的な負担の軽減になることから、今後も支援していく必要があります。

⑤　介護人材の確保及び資質の向上

南河内地域の自治体及び介護施設で会議を行い、人材確保に向けた事業実施、イベント等の周知活動、介護業界における人材不足の課題などの意見交換会を行っています。

また、教育機関と連携し市内全小学校において、小学３年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施し認知症への理解を深める取組を行いました。

第３章　計画の基本理念と基本目標

１　計画の基本理念

本市の将来像は「みんなでつくる　未来へつなげるまち　まつばら」を掲げ、さらなる安心・安全の推進やまちの活力を維持・向上させ、人が輝き、誰もが「暮らしたい」と思える魅力あるまちを目指しています。

高齢者福祉分野では、誰もが安心して住み慣れた地域での暮らしを続けながら、必要な支援を受けることができるしくみや地域における支え合い、助け合いの担い手となる人づくりを進めています。

本計画の「基本理念」については、これまでの高齢者福祉・介護保険事業の取組との連続性、整合性から第８期計画の基本理念「人生の喜びを共に支える福祉のまちづくり」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、引き続き誰もが安心して暮らせる地域社会・健康で生きがいのある福祉社会の構築を目指します。

【　基　本　理　念　】

人生の喜びを共に支える福祉のまちづくり

2　計画の基本目標

（1）地域で支える総合的・重層的な支援体制の構築

後期高齢者の増加は、介護保険サービスの需要増加につながることから、これまで以上に、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図るとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。また、地域包括支援センターの周知を図り、地域住民活動や関係諸機関等とのネットワークを形成し、各地域の課題を把握・共有することで、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者に対し、重層的な支援体制を構築します。

希望する高齢者が、最後まで自宅で暮らせるように、地域における在宅医療・介護の連携を進めて、看取りも含めて自宅で医療と介護のサービスを一体的に受けられる体制を整備します。

（2）安心して暮らせる地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り長く自立して生活できるように、多様な地域資源の開発とともに、高齢者の生活を支える生活支援サービスを提供できる体制の充実を図ります。

また、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる地域社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援などの「共生」と「予防」の視点に立った施策を推進します。

高齢者は、感染症に対する抵抗力が弱い方が多いことから、感染症の正しい知識の普及や予防接種の勧奨をしていきます。

（3）生きがいづくりと健康づくり・介護予防の推進

高齢者ができる限り長く、心身ともに健康な状態で生活できるよう、老人クラブ活動、介護予防支援きらり活動事業、生涯学習活動、シルバー人材センターを中心とした就労支援や就業ニーズなどに応じた情報提供など、高齢者の生きがいづくりにつながる多様な機会を提供します。

また、高齢期を迎える前からの健康の保持・増進及び要介護状態等になることの予防を目的とした市民の健康づくりを推進するとともに、要支援高齢者の自立支援と重度化防止を目的とする介護予防事業に取組ます。

（４）介護保険事業の適正・円滑な運営

要介護等高齢者の増加と介護離職の防止対策を踏まえて、介護保険サービス提供体制の計画的な基盤整備を進めるとともに、住み慣れた地域で、日常生活の支援や保健・医療・介護サービスを利用しながら暮らし続けることのできる居住の場の整備を図っていきます。将来的にも介護サービスが円滑に提供できるよう、介護人材の確保・育成や介護未経験者の介護分野への参入を促進していきます。また、介護離職防止のため、介護職場の環境改善や介護ロボットの活用等による業務効率化や生産性向上への取組を支援します。

家族介護者が同じ立場の人と交流することで精神的な負担軽減につながり、介護についての知識等を学ぶ機会を提供して、ヤングケアラーを含めた家族介護者の支援を進めます。

介護保険事業の運営においては、保険者機能を強化して、適切なサービス利用とサービスの質の向上のための取組を進めます。

3　施策体系

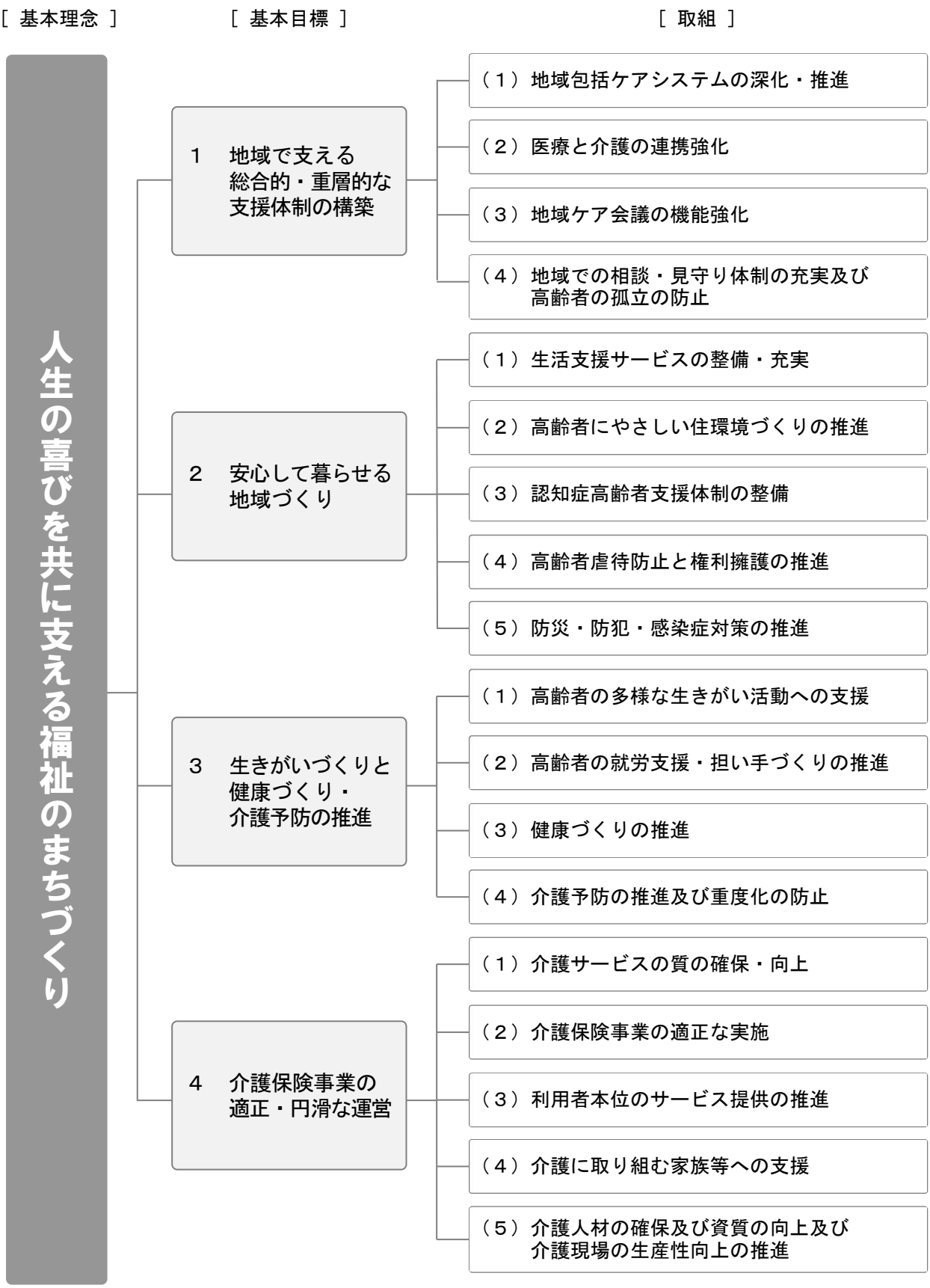
［ 基本理念 ］
［ 基本目標 ］
［ 取組 ］
人生の喜びを共に支える福祉のまちづくり
1　地域で支える総合的・重層的な支援体制の構築
（１）地域包括ケアシステムの深化・推進
（２）医療と介護の連携強化
（３）地域ケア会議の機能強化
（４）地域での相談・見守り体制の充実及び高齢者の孤立の防止
2　安心して暮らせる地域づくり
（１）生活支援サービスの整備・充実
（２）高齢者にやさしい住環境づくりの推進
（３）認知症高齢者支援体制の整備
（４）高齢者虐待防止と権利擁護の推進
（５）防災・防犯・感染症対策の推進
3　生きがいづくりと健康づくり・介護予防の推進
（１）高齢者の多様な生きがい活動への支援
（２）高齢者の就労支援・担い手づくりの推進
（３）健康づくりの推進
（４）介護予防の推進及び重度化の防止
4　介護保険事業の適正・円滑な運営
（１）介護サービスの質の確保・向上
（２）介護保険事業の適正な実施
（３）利用者本位のサービス提供の推進
（４）介護に取り組む家族等への支援
（５）介護人材の確保及び資質の向上及び介護現場の生産性向上の推進

第4章　計画の具体的な取組

基本目標１　地域で支える総合的・重層的な支援体制の構築

（１）地域包括ケアシステムの深化・推進

【現状と課題】

本市においては、国道309号を境界線に東側と西側に分け、２ヶ所の地域包括支援センターを設置しています。介護保険制度の定着とともに、居宅介護支援事業所を始めとする介護事業所が地域に広がる中、2019（令和元）年度から、市内の介護事業所・施設の協力を得て高齢者の見守りを行い、必要に応じて高齢者の相談窓口を案内する「高齢者110番事業」を開始し、登録事業所の拡大を進めています。高齢化に伴い、地域包括支援センターに寄せられる相談件数は増加しており、また、相談者の高齢化や世帯全体の支援が必要なケースなどで、支援の長期化傾向がみられます。さらに高齢者虐待等の困難事例も増えていることから複合的な課題に継続して支援している地域包括支援センターの業務量が増加しています。

【施策の方向性】

地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターの機能を強化するために、現行の体制を検討します。

複雑化・長期化する相談支援対応においては、障がい者、保健、生活困窮者、就労支援などの庁内関係各課及び関係機関との連携が不可欠であることから、分野横断的な支援ネットワークを強化します。

市内の生活関連サービス事業所等との協力関係を構築して、「高齢者110番事業」のさらなる拡大を図ります。

松原市　高齢者110番フローチャート

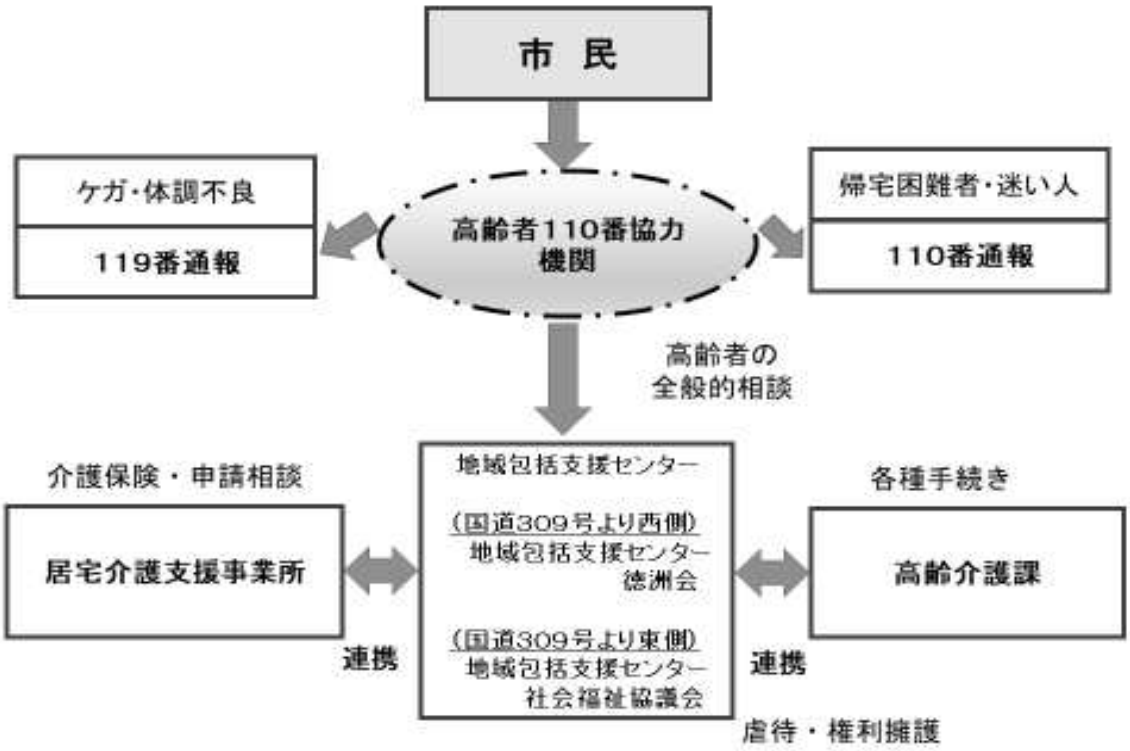

【具体的事業】

事　業	内　　容
地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センター職員の資質向上を行い、要援護者の複合的な問題に対応できるよう体制づくりを支援する。
高齢者を中心とした総合相談窓口	市内に２ヶ所設置した「地域包括支援センター」において相談を受付け、介護、健康、福祉、医療など様々な面から総合的に高齢者を支える。
高齢者 110 番事業	高齢者及び介護者が困った時にすぐに相談できる高齢者 110 番事業所の登録を進めることにより、相談体制を充実させる。

【計画の推進にかかる指標】

項目	実績	目標値
【活動指標】 高齢者 110 番ステッカー登録事業所数	（令和４年度） 117 ヶ所 →	（令和８年度） 150 ヶ所
【成果指標】 地域包括支援センターにおける総合相談延件数	（令和４年度） 12,151 件 →	（令和８年度） 16,827 件

成果指標の設定については、地域包括支援センターの充実を見込んだ件数となっています。

（２）医療と介護の連携強化

【現状と課題】

医療と介護の連携については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業者、行政機関等による地域医療介護連携推進会議を定例で開催し、年度当初に設定したテーマに従って、具体的な事業の検討と実施を進めています。

松原市医師会が中心となり、2017（平成29）年に地域医療連携のための情報共有を図る、在宅患者の緊急時対応システム（ブルーカードシステム）を構築し、本市消防本部も協力体制をとっています。

2018（平成30）年度より、医療コーディネーターを配置し、ブルーカードの配布、ICT利用勧奨、終活「マイ・ノート」の作成・配布、認知症学びの場での研修等を実施し、地域における医療と介護を総合的に確保するための基本方針に基づく８事業に取組ました。ブルーカードの配布、ICT利用、終活「マイ・ノート」に関しては市民への更なる周知・普及が必要です。

また、第８次医療計画策定に関する国の方針により、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において地域の実情に応じ、在宅医療に必要な連携を担う拠点となる医師会や国・府等と連携を図ることが重要となっています。

ア）地域の医療・介護サービス資源の把握

医師会では、地域医療連携室を開設して、在宅医療を行っている医療機関や訪問診療医の紹介を行うほか、医師会ホームページで、在宅医療・介護連携についての情報提供として「松原市在宅医療介護連携ガイドブック」を公表しています。

イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出

定例の会議や地域ケア会議等からあがってきた松原市の課題を共有し、抽出した課題の解決に向けた検討を行い、事業展開に取り組んでいます。

ウ）切れ目ない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進

地域医療介護連携推進会議の定期的な開催による、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりと課題の共有化により、切れ目ないサービスの提供体制の構築を進めています。

エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

医療・介護関係者で情報共有シートを作成し連携を図るとともに、ICTを活用した多職種連携を推進しています。

オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療コーディネーターによる相談支援の体制を整備しています。

カ）医療・介護関係者の研修

医療・介護連携の強化と在宅医療の質の向上に向けた多職種の研修会等を実施しています。

キ）地域住民への普及啓発

終活「マイ・ノート」の作成・配布を行い、自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて関心を持ってもらえるように、普及啓発を実施しています。

ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

複数の市町村が連携し、広域で連携が図れるよう協議します。

【施策の方向性】

医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域医療介護連携推進会議を中心に医療・福祉・介護等の関係機関の連携を推進し、多職種連携で顔の見える関係をさらに構築し、地域全体で支えていく体制づくりを目指します。引き続き、地域における医療と介護を総合的に確保するための基本方針に基づく取組を推進します。

医療・介護の専門職間でリアルタイムに支援状況が共有できるICTシステムの活用や普及、医師会、地域包括支援センターのホームページの活用を促進します。

人生100年時代といわれる現在、在宅医療・介護連携の推進においては、市民の一人ひとりが望むかたちで人生の最終段階をどのように迎え、過ごすかを、本人と本人を支援する家族や医療・介護関係者等が共有して、本人の意思決定を尊重する取組である「人生の最終段階における医療・ケアのプロセス」（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の理解と浸透が不可欠です。ACP講演会等を含め、市民にわかりやすく、関心をもってもらえるよう、受け入れられやすいかたちでの周知を目指します。

【具体的事業】

事　業	内　　容
地域医療介護連携推進事業	医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ、行政、介護の関係機関が定期的に会議をもち、関係機関が連携を強化し安心・安全なまちづくりを進める。 多職種連携として情報共有できる ICT システムを活用する。 医療コーディネーターによる在宅医療の内容や情報を継続的に収集し、必要な情報を関係者で共有する。
介護保険事業所連絡会 ・居宅介護支援事業所連絡会 ・ヘルパー連絡会 ・デイ連絡会 ・訪問看護連絡会 ・ショートステイ連絡会 ・サービス付き高齢者向け住宅連絡会 ・介護付有料老人ホーム連絡会 ・住宅型有料老人ホーム連絡会 ・地域密着型サービス事業所連絡会	【介護保険事業所連絡会】 事業者間（事業所（介護支援専門員）、訪問介護事業所（ヘルパー）、事業所（デイ・デイケア）、訪問看護、ショートステイ、サービス付き高齢者向け住宅、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、地域密着型サービス事業所）と市の意見交換や情報交換を行い、サービスの質の向上に向け支援する。 【居宅介護支援事業所連絡会】 事業所（介護支援専門員）と市がお互いに意見交換や情報交換を行い、介護サービスの質、人材育成及び介護支援専門員の質の向上に向け支援する。 【ヘルパー連絡会】 訪問介護事業所（ヘルパー）と市がお互いに意見交換や情報交換を行い、介護サービスの質、人材育成及びヘルパーの質の向上に向け支援する。 【デイ連絡会】 事業所（デイ・デイケア）と市がお互いに意見交換や情報交換を行い、介護サービスの質の向上や人材育成について支援する。 【訪問看護連絡会】 事業者間（訪問看護）と市の意見交換や情報交換を行い、サービスの質の向上に向け支援する。

（3）地域ケア会議の機能強化

【現状と課題】

地域包括支援センターを中心に、個別ケースの検討を実施しており、また定例で医師や関係機関・住民等が参加する地域ケア会議も開催しています。地域ケア個別会議では、地域包括支援センターから抽出された案件と介護支援専門員が地域で実施している案件のそれぞれを検討しています。

個別の地域ケア会議をまとめ、松原市の現状や課題を地域包括支援センター運営協議会や地域ケア推進会議へ報告し、地域課題を把握し、施策に繋げられるよう介護保険事業計画策定委員会へ提言を行う体制を構築しています。

地域ケア推進会議では、地域包括支援センターの人員体制の充実と、高齢者の居場所づくり、相談体制の充実について議論し、政策提言を行いました。また、地域ケア推進会議からの提言を受けて、「高齢者110番事業」を事業化し、継続して実施しています。

個別の会議体から最終的に地域ケア推進会議へ報告することができましたが、報告に至る取りまとめの課程において、地域課題の発見・把握、地域づくり・資源開発、政策形成等のそれぞれの機能を充分に発揮できていないという課題があります。

【施策の方向性】

課題のまとめ方、効果的な会議の進め方等について検討の余地があるため、先進事例等の情報収集を行い、地域ケア会議の機能を充分に発揮できるよう努めます。

【具体的事業】

事　業	内　　容
地域ケア会議	地域包括支援センターを中心に個別の地域ケア会議（困難事例）において、各職種が連携して支援体制作りに取り組む。
地域ケア推進会議	松原市の附属機関として地域ケア推進会議規則に基づき、各会議体からの課題を積み重ね地域課題の発見・把握、地域づくり・資源開発・政策形成等を検討・審議する。

地域ケア会議の体系図

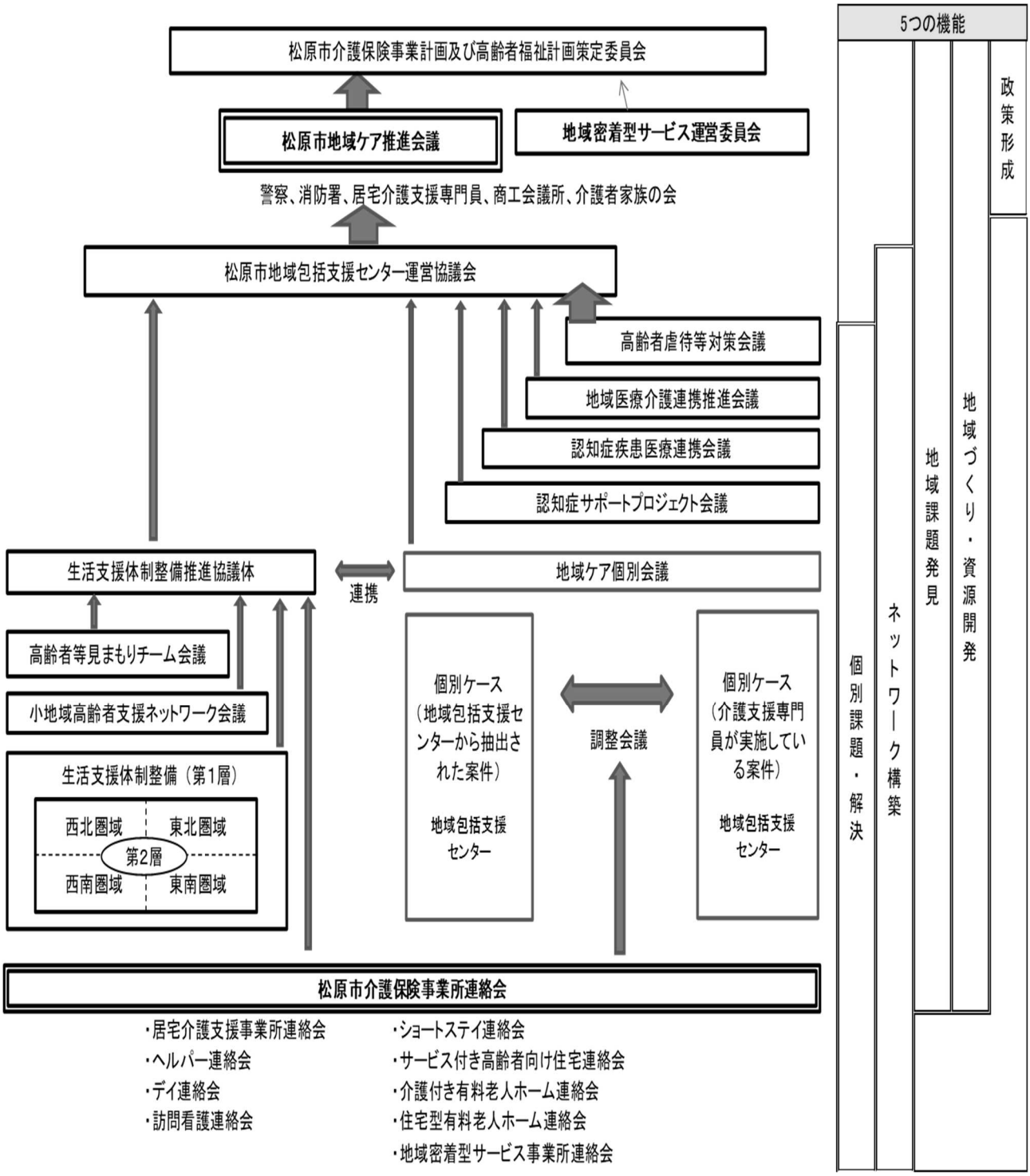
5つの機能
政策形成
地域づくり・資源開発
地域課題発見
ネットワーク構築
個別課題・解決
松原市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会
松原市地域ケア推進会議
地域密着型サービス運営委員会
警察、消防署、居宅介護支援専門員、商工会議所、介護者家族の会
松原市地域包括支援センター運営協議会
高齢者虐待等対策会議
地域医療介護連携推進会議
認知症疾患医療連携会議
認知症サポートプロジェクト会議
生活支援体制整備推進協議体
連携
地域ケア個別会議
高齢者等見まもりチーム会議
小地域高齢者支援ネットワーク会議
生活支援体制整備（第1層）
西北圏域
東北圏域
第2層
西南圏域
東南圏域
個別ケース（地域包括支援センターから抽出された案件）
地域包括支援センター
調整会議
個別ケース（介護支援専門員が実施している案件）
地域包括支援センター
松原市介護保険事業所連絡会
・居宅介護支援事業所連絡会
・ヘルパー連絡会
・デイ連絡会
・訪問看護連絡会
・ショートステイ連絡会
・サービス付き高齢者向け住宅連絡会
・介護付き有料老人ホーム連絡会
・住宅型有料老人ホーム連絡会
・地域密着型サービス事業所連絡会

（４）地域での相談・見守り体制の充実及び高齢者の孤立の防止

【現状と課題】

本市では、高齢ひとり暮らし世帯の割合が、近隣市と比べて高いという特徴があり、ひとり暮らしや高齢夫婦世帯の数が増えており、地域で高齢者の孤立化を防ぐ取組や見守りの体制が重要となっています。

小地域ネットワーク活動は、高齢者等への見守り声かけ訪問などの個別援助活動や高齢者同士の交流や閉じこもり予防などを目的として、高齢者にとって、徒歩で通える身近な町会の会館などを活用したいきいきサロンやふれあい喫茶などのグループ援助活動があります。グループ援助活動では、介護予防の体操や認知症予防のための脳トレ、時には介護専門職による研修や相談窓口を設置しています。ただ、参加者が固定化し、担い手の高齢化が進んでいるという課題があります。

高齢者等見守り安心チェック訪問は、高齢者を地域で支えるために地域内の諸団体と福祉専門職が連携して高齢者を訪問し、実態把握を行い、支援が必要な人には地域包括支援センターと福祉委員会が連携して、迅速に対応を行っています。活動に当たっては、参加団体が多く、団体間の調整が難しいことに加えて、地域の諸団体のメンバーが高齢化して担い手の確保が難しい状況です。また、声かけ等をする際に、世帯状況や身体状況などを聞き取ることに、抵抗感を持たれることがあります。

緊急通報装置設置事業は、在宅で生活しているひとり暮らし等の高齢者で持病などで不安を抱える人が緊急時に連絡できる装置をレンタルしています。

高齢者等給食サービスは、食事づくりが困難な高齢者等を対象に、昼食を手渡しで配食することにより、安否確認を行っています。

元希者カフェは、地域で集う場として、簡単な体操やお茶を飲みながらの交流をまつばらテラス（輝）や老人福祉センターで開催しています。

【施策の方向性】

地域団体等（町会・老人クラブ・民生委員・児童委員・地区福祉委員等）と連携し、見守り・声かけ活動を推進するとともに、地域住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して生活ができる地域づくりを進めます。

地域の見守り活動の担い手の確保対策を検討するとともに、見守り活動をより多くの地域で展開できる体制を検討します。

元希者カフェ等、地域での集いの場を通し、地域コミュニティの形成と担い手の創出について検討します。

【具体的事業】

事　業	内　　容
ひきこもり対策活動	地域で老人クラブ会員が独居や寝たきりなどの高齢者を定期的に家庭訪問して、安否確認や話し相手になるなど、地域での孤立を防ぐ。
小地域ネットワーク活動 （社会福祉協議会）	高齢者が健康で笑顔あふれる毎日を過ごすことができるように、身近な施設で高齢者の居場所をつくり、転倒予防や認知症予防に役立つ軽体操など気軽に参加できる事業を実施する。
高齢者等見守り安心チェック訪問 （社会福祉協議会）	地域内の諸団体と福祉専門職が連携した「高齢者等見守りチーム」をつくり高齢者等の実態を把握し、高齢者等で見守りが必要な方には老人クラブ・地区福祉委員等の地域力を活用して、見守り安心訪問を推進する。
緊急通報装置設置事業	在宅で生活しているひとり暮らし高齢者等が、持病等により家で過ごすことが不安な場合、緊急事態に備えて直接相談センターに連絡できる緊急通報装置を貸与する。
高齢者等給食サービス	食事づくりが困難な高齢者及び重度障がい者に対し給食を配食することにより、健康の維持及び疾病の予防を図るとともに、配食時に安否確認を行い、高齢者等が地域で安心して生活を営むことができるよう支援する。
元希者カフェ	高齢者の方など、誰もが気兼ねなく来られて、簡単な体操や美味しいお茶を飲みながら交流ができる「元希者カフェ」を市内に設置する。

基本目標２　安心して暮らせる地域づくり

（１）生活支援サービスの整備・充実

【現状と課題】

本市では、2017（平成29）年４月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、生活支援体制整備のために市内全域を対象とする地域支え合い推進員（第１層コーディネーター）を配置しました。モデル地区を設定し、多職種・住民参加型の地域診断や地域の居場所として「元希者カフェ」の実施、新たな担い手として生活支援サービス従事者の養成に取り組んでいます。さらに、2018（平成30）年からは４つの圏域に地域支え合い推進員（第２層コーディネーター）を配置し、より身近な地域での体制整備に向けた取組として、老人福祉センターでの「元希者カフェ」の実施や、地域とつながるツールとしてのスマートフォンの使い方をわかりやすく説明する「スマートフォン講座」を開講しています。

また、生活支援サービスについては、訪問型サービス、通所型サービスを実施しています。

生活支援サービス従事者養成研修についても、受講希望者が少ないなどの課題があります。

【施策の方向性】

様々な機関と協働し、地域支え合い推進員の活動拡大を行う必要があり、地域包括支援センターとも連携し、インフォーマルサービスを含めた地域資源の把握を進め、地域住民との協働により、地域支え合い推進員の活動の拡大に努めます。また、公共施設等を活用し、身近な場所で相談も可能な、誰でも参加できる集いの場となる拠点の充実につながるよう、多職種・住民参加型の地域診断により作成したコミュニティマップの情報について随時更新を行い、地域の見える化を進めます。

生活支援サービスについては、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、生活支援体制整備事業のニーズ把握を踏まえ、求められているサービスの掘り起こしを行います。

生活支援サービス従事者養成研修は、受講者の年齢層や受講しやすい時間帯等を配慮して、受講者の増加対策を行います。また、事業者と従事者（受講者）のマッチングによる就職先の安定的な確保を目指します。

【具体的事業】

事　業	内　　容
地域支え合い推進員の配置	市内全域と各圏域をそれぞれ活動範囲とする地域支え合い推進員を配置。 ①多職種・住民参加型地域診断 ②新たな担い手の養成 ③地域の居場所・通いの場づくりを重点とし生活支援体制の整備を実施。
生活支援サービス	要介護状態となることの予防や自立した日常生活の支援を目的に介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援サービス（訪問型サービス・通所型サービス）を実施。
生活支援サービス従事者養成研修	介護予防・日常生活支援総合事業にて訪問型サービスＡ（緩和した基準）において、資格がなくても一定研修を修了した者に対して従事できるとし、従事者研修を実施。

（２）高齢者にやさしい住環境づくりの推進

【現状と課題】

高齢者の自立に配慮した住環境の整備を進めるために、近年増加している高齢者向けの住宅について、情報提供を行うとともに、地域包括支援センターを中心に、サービス付き高齢者向け住宅、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム等の事業者連絡会を組織し、情報共有やサービスの質の向上に向け取り組んでいます。市内に15ヶ所（令和５年度現在）あるサービス付き高齢者向け住宅入居者の要介護度は平均2.9ですが、入居高齢者の重度化が課題となっています。

また、高齢者をはじめ、すべての人が住み慣れたまちで自立した生活を送るために、市内４駅（河内天美駅、布忍駅、高見ノ里駅、河内松原駅）周辺を重点整備地区に位置づけて、駅周辺地区における駅、道路、公園等のバリアフリー化事業に取り組んでいます。事業の進捗状況の確認と今後の取組についての協議を行うため、バリアフリー基本構想策定等協議会を設置しています。

交通手段がなく、外出や公共施設等の利用が困難な市民のために、公共施設等の利用の便を図り、市民の社会参加の促進と福祉・医療の充実に寄与する事業として、公共施設循環バス運行事業を行っています。現行ダイヤにおいて運行上の余裕がなく、新設の要望等に応えるのが難しい状況です。

【施策の方向性】

サービス付き高齢者向け住宅連絡会等を通じて、入居高齢者の現状把握や課題の共有化を図り、利用者本位の住まい方ができるよう、事業者支援を行います。

バリアフリー化事業については、現場条件等により施工が困難なものもあるため、事業の実現性を踏まえた進捗管理を行い、駅周辺地区のバリアフリー化を推進します。

公共施設循環バス運行事業は、市民ニーズや交通状況の変化等を踏まえ、適切な運行を行います。

【具体的事業】

事　業	内　　容
サービス付き高齢者向け住宅の充実	高齢者住まい法に基づき、サービス付き高齢者向け住宅が位置づけられたことから、高齢者本位の住まいの質の充実を行う。 また、サービス付き高齢者向け住宅を運営している事業所や地域包括支援センター等による連絡会を設置し、情報共有を図り、住まいの質の向上に努める。
バリアフリー基本構想の推進（まちづくり推進課）	市内４駅周辺地区において、駅や公共施設などのバリアフリー化を推進する。
公共施設循環バス運行事業（まちづくり推進課）	ぐるりん号４台が市内４ルート（東ルート、西ルート、南北ルート、北・中央ルート）を運行している。

（３）認知症高齢者支援体制の整備

【現状と課題】

認知症に関する現状や課題の把握から、必要な認知症施策の推進役として2017（平成29）年度より、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。また、2017（平成29）年度からは、早期発見・早期対応を行うために、認知症初期集中支援チームを設置しています。チーム員は、認知症サポート医と連携し、チームが効率的・有効的に関係機関と連携支援するため、専門職によるコーディネートがより必要となっています。

また、認知症サポーターの養成にも引き続き取り組んでおり、認知症サポーターの担う役割についても検討が必要となっています。

ひとり歩き（徘徊）高齢者等の支援のために、徘徊高齢者等家族支援サービス、徘徊高齢者等SOSネットワーク、高齢者見守り安心QRコードの配布、支援対象者事案情報提供を行うほか、市民を巻き込んだひとり歩き（徘徊）高齢者の支援として、認知症高齢者徘徊声掛け模擬訓練を行っています。

認知症カフェは、市内４圏域でそれぞれ１ヶ所開催しています。

また、2023（令和５）年１月より若年性認知症の早期発見・早期対応を行うために、相談窓口を開設しました。

【施策の方向性】

認知症初期集中支援チームでは、チーム員のコーディネート力を向上し、チームが効率的・有効的に関係機関と連携できるような人材育成に努めます。

認知症サポーター養成講座は、引き続き、市民や民間、学校などに対して行い、認知症への理解浸透に努めます。また地域での活動に繋げるため、認知症サポーターを対象とするスキルアップ研修も実施しており、さらなる活躍、活動の場の整備を進めていきます。

SOSネットワークでは、協力機関として、事業所、病院、薬局やタクシー会社のほか、民間企業に対しても協力機関への加入を進めていきます。

高齢者見守り安心QRコードの配布は、登録者数は増加しているため、さらなる周知のために、認知症サポーター養成講座等で引き続き周知を進めます。

認知症高齢者ひとり歩き（徘徊）声掛け模擬訓練は、今後も様々な地区で開催し、認知症の理解を深めて、高齢者にとって安心な地域づくりを行います。

また、若年性認知症相談窓口を継続して実施し、若年性認知症の方やその家族への支援の充実を図ります。

国が定める「認知症施策推進大綱」における基本的な考え方を前提として認知症施策の推進に取り組む中で、「認知症施策推進基本計画」の策定についても、今後検討が必要です。

【具体的事業】

事　業	内　　容
認知症ケアパスの普及	認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるようにするために作成した「まつばら認知症サポートブック」内のケアパスにつき、普及啓発を図っていく。
認知症地域支援推進員の配置	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連絡の支援や認知症の人やその家族等への相談支援を行う。
認知症初期集中支援チームの設置	認知症の人や家族支援などの初期支援を包括的･集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
認知症キャラバンメイト・サポーター等養成事業	認知症について正しい知識を持ち、地域において認知症高齢者及びその家族に対して身近な理解者や見守りの担い手となる「認知症サポーター」を養成する。また「認知症サポーター養成講座」で講師役となる「認知症キャラバンメイト」を養成する。
介護者家族の会への支援	介護者による当事者団体において、寝たきりや認知症の高齢者を介護している家族を中心に様々な悩みを抱えた介護者がお互いを支え合い、話し合いや情報交換をする活動を支援する。
徘徊高齢者等 SOS ネットワーク	高齢者がひとり歩き（徘徊）などにより行方不明になった場合に、家族等からの情報をもとに行方不明者の特徴などを協力機関等に情報提供し、発見した場合には警察へ連絡をしていただき、速やかに高齢者の保護につなげるネットワーク体制を整備している。また、広範囲でも対応できるように南河内圏域をはじめとする他府県を含めた市町村で構成される徘徊高齢者 SOS ネットワークへの加盟により、早期発見につなげられるよう連携を図る。
高齢者見守り安心 QR コードの配布	ひとり歩き（徘徊）やひとり歩き（徘徊）のおそれのある認知症高齢者の衣服や靴、持ち物に貼るシールで、認知症高齢者がひとり歩き（徘徊）された場合に QR コードを携帯電話で読み込むと、松原警察署、市役所の連絡先が表示され早期に身元確認と連絡が可能。
支援対象者事案情報提供	大阪府警察本部から認知症高齢者等支援対象者情報提供制度として、本人または、家族等の同意が得られた事案のみ、行方不明・身元不明者保護された際に、住所・氏名・連絡先等の本人からの告知が曖昧な場合に市等へ連絡提供する。
認知症高齢者徘徊声かけ模擬訓練	認知症サポートプロジェクトチーム・地域包括支援センター・社会福祉協議会・松原介護者家族の会・各ボランティア・介護事業者・老人連合会・地区福祉委員会等の協力を得て、松原市の一般市民（きらり活動員及び認知症サポーター養成講座を受講した方等）に参加を呼び掛け、松原市セーフコミュニティと連動した活動として、認知症の方にとっても安心・安全に住むことができるように地域づくりを行う。
認知症カフェ	現在、市内４ヶ所で、高齢者の方を主に１ヶ月に１回程度、ボランティア・地区福祉委員・介護事業所の方々の協力を得て開催している。今後は、各地域で展開し、地域の中で、誰でも参加できるカフェにしていく。
若年性認知症施策	65 歳未満で認知症の症状がある方を対象に、若年性認知症相談窓口を実施することで本人・家族の相談に応じ、認知症の早期発見・早期対応につなげる支援を継続。

【計画の推進にかかる指標】

項目	実績	目標値
【活動指標】 認知症サポーター養成講座開催回数	（令和４年度） 41 回 →	（令和８年度） 45 回
【成果指標】 認知症サポーターの年間養成者数	（令和４年度） 1,105 人 →	（令和８年度） 1,250 人
【活動指標】 認知症初期集中支援チームで支援した人数	（令和４年度） 32 人 →	（令和８年度） 50 人
【成果指標】 認知症初期集中支援チームが支援し、医療・介護につながった割合	（令和４年度） 71.9% →	（令和８年度） 100%

（４）高齢者虐待防止と権利擁護の推進

【現状と課題】

高齢者虐待防止については、セーフコミュニティの課題としても取り組んでおり、虐待を受けている高齢者に認知症の人が多いことから、認知症を正しく理解し、見守り手となる人を増やすために、小・中学校、事業所などと連携し認知症サポーターの養成に努めています。

高齢者虐待の対応については、警察からの通報や関係機関からの相談で虐待が疑われる場合は、現状を確認し、高齢者虐待等実務者会議で方向性を検討し、必要に応じて関係機関と連絡調整を図っていますが、地域包括支援センターにおける相談件数が増加する中で、業務量の増大による人員不足が支援の課題となっています。困難事例も増えており、支援の長期化傾向もみられます。

成年後見人利用支援事業は、市長申立から就任までの期間の短縮や、今後、対象者の増加が予想されることが課題となっています。

高齢者虐待については、虐待者の精神障がいおよび疾病が原因となり、高齢者虐待件数が増加していることに加えて、高齢化の進展に伴い、高齢者虐待や権利擁護事案の増加が予想されます。

【施策の方向性】

公共施設等を活用し、身近な場所で相談も可能な、誰でも参加できる集いの場となる拠点の充実につながるよう、多職種・住民参加型の地域診断を実施し、地域の見える化を進めるコミュニティマップを作成し、随時更新していきます。

成年後見人利用支援事業は、生活保護担当課や他機関からの依頼により、申立てを行うケースが増加していることから、生活保護担当課と連携し、相談から早期の申し立てにつなげます。また、大阪府や弁護士会が開催する研修会や意見交換会への参加を通じて、職員の制度理解を向上して、適切な支援につなげます。

高齢者虐待事案に対しては、虐待の背景となる状況を把握して、虐待者への支援も含んだ適切な対応を行うために、高齢者虐待等実務者会議における関係機関との連携協力を強化します。

【具体的事業】

事　業	内　　容
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。
高齢者を中心とした総合相談	市内に２ヶ所設置した「地域包括支援センター」において相談を受付け、介護、健康、福祉、医療など様々な面から総合的に高齢者を支える。
老人入所措置事業	身体上又は精神上又は環境上の理由もしくは経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を保護する。
日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）	判断能力が不十分な高齢者等が、自立した生活をおくることができるよう日常的金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う。
成年後見人利用支援事業	判断能力が不十分な認知症等高齢者が、成年後見制度による保護を受けることにより、自立した地域生活をおくることができるよう支援する。また、市民後見人の体制整備や法人後見についての研究を行う。
高齢者虐待等実務者会議	高齢者虐待の防止を推進し、高齢者の権利擁護に資するため関係機関の円滑な連絡調整を図る。

（５）防災・防犯・感染症対策の推進

【現状と課題】

地震、台風等の災害時には地域での助け合いが大切になり、セーフコミュニティ「災害時の安全対策委員会」では、高齢者等要配慮者の逃げ遅れによる被害をいかに防ぐか検討を重ね、迅速な安否確認作業としてタオル運動と両隣声かけ運動、無事ですシールの活用に取り組んでいます。2020（令和2）年４月に「総合防災ガイドマップ」を作成するとともに、防災アプリ「ハザードン」等により、福祉避難所（公共施設以外に、市内で福祉施設を運営する社会福祉法人と「災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定」を締結しています。）の場所や河川ごとの詳細なハザードマップ、避難情報等防災関連情報を市民に発信しています。

また、災害時の避難に支援を必要とし、自身の情報を地域の支援者へ提供することに同意した要介護３以上や身体障害者手帳１、２級などの要支援者を掲載した避難行動要支援者名簿について、地域の支援者と情報の共有に努めるとともに、希望者には個別避難計画の作成を行い、要支援者の総合防災訓練等への参加も促しています。

さらに、災害時の感染症対策として、マスクや手指消毒用アルコール、間仕切り、簡易ベッド等の計画的な備蓄を図るとともに、避難所における運営マニュアルを作成し、ゾーニングや避難者の受付、振り分け方法等について、地域との協働による避難所運営に努めてまいります。

消費者施策については、松原市消費生活センターと連携をとりながら、高齢者が被害にあわないように情報を共有し、情報発信に努めています。また、電話による特殊詐欺防止のための自動通話録音装置の貸与や悪質な訪問勧誘お断りステッカーの配布などを行っています。高齢者の増加にともない、特殊詐欺等の被害の増加が予想されることから、警察、市、地域包括支援センターと連携して防止対策に努める必要があります。

2021（令和３）年度・2022（令和４）年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け入手困難であったマスク等の衛生用品を複数回配布をしました。また、2022（令和４）年２月には抗原検査キットを各施設等に配布をしました。今後も介護関連施設等への感染防止対策及び事業継続の支援が求められています。

【施策の方向性】

避難支援が必要な高齢者に対しては、地域においてひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への声かけ訪問を行う地区福祉委員等と連携した、避難行動要支援者への支援体制を構築し、引き続き、強化してまいります。

また、高齢者を対象とした特殊詐欺や悪質商法等の被害情報の周知と注意喚起、相談活動を、消費生活センター、警察、地域包括支援センターと連携して、より一層進めていきます。

近年の大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、庁内関係課と連携して国や大阪府の動向を注視しながら、介護保険事業所連絡会を通じて、防災や感染症対策についての情報提供や周知啓発を行っていきます。

大阪府が取り組む、新型コロナウイルス感染症に係る社会福祉施設等への大阪府からの応援職員派遣体制に協力します。

市民に向けては、防災意識の向上につながる啓発活動や「総合防災ガイドマップ」の活用を推進するとともに、感染症防止のための注意喚起を行います。

【具体的事業】

事　業	内　　容
避難行動要支援者名簿の提供	避難行動要支援者名簿を、町会、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員、社会福祉協議会など、地域の支援者に提供し情報を共有することで、災害時の支援体制の構築に取り組む。
消費生活センターとの連携	産業振興課所管の松原市消費生活センターにて、消費生活における商品や各種サービスに関する相談、契約でのトラブル発生時の解決方法やクーリング・オフ制度などのアドバイス・情報提供を行う。 消費者対策で、電話をきっかけとした特殊詐欺被害防止のための自動通話録音装置を貸与。

基本目標３　生きがいづくりと健康づくり・介護予防の推進

（１）高齢者の多様な生きがい活動への支援

【現状と課題】

本市においては、高齢者の生きがいづくりと社会参加のために、高齢者と地域の子どもたちとの多世代交流や通学路の見守り活動、まつばらテラス（輝）における交流事業、介護予防支援きらり活動事業でも介護保険関係施設だけでなく、子育て支援センター等も受入れ機関として社会参加の機会を確保しています。

福祉農園管理事業は、市街化による農園数及び区画数の縮小傾向に伴い、利用者数も減少傾向となっています。

市内に８ヶ所ある老人福祉センターでは、60歳以上の高齢者を対象に健康増進、相互交流を通じて教養の向上、レクリエーションなどの活動を行っています。また、地域老人クラブの活動拠点として、仲間づくり・健康づくりや健康相談なども実施しています。施設の老朽化が進んでいるため、安全に利用できるよう計画的な修繕が必要となっています。

介護予防を目的とした社会参加活動の実績に応じてポイントを付与する介護予防支援きらり活動事業は、登録者数の増加に伴い、更なる事業の拡大が必要です。

まつばらテラス（輝）の施設管理は、2022（令和４）年度より指定管理者制度に変更となりました。多数の文化・運動プログラムが実施されていますが、参加者の増加を図るため、指定管理者と連携・調整し内容の見直しについて検討を進めます。

【施策の方向性】

福祉農園は区画の縮小傾向が続くと考えられることから、今後のあり方について検討を行います。

介護予防支援きらり活動事業は、事業の周知を進めて、新規の登録者数、受入れ機関の拡大を図るとともに、ボランティア活動に加え自らの介護予防のための参加を活動対象とし拡充を図ります。

まつばらテラス（輝）では、指定管理者と調整を行い、来館者の拡大につながるような事業の充実に努めます。

【具体的事業】

事　業	内　　容
福祉農園管理事業	土を通じて高齢者及び心身障がい者の相互親睦と健康増進に寄与し、高齢者及び心身障がい者の生きがいを高める。
ゲートボール場等管理事業	高齢者の健全なスポーツ活動を通じて高齢者の健康の保持及び福祉の増進に寄与する。
老人クラブ活動運営助成事業	高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資する。また、市内各老人クラブの連絡調整とクラブ活動の充実に資する。
老人福祉センター運営管理事業	高齢者を対象に各種の相談に応じるため、地域の老人クラブをはじめとした高齢者の活動拠点として健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
介護予防支援きらり活動事業	高齢者の社会参加を促進し、介護予防に努めるとともに生きがいづくりに寄与する。
まつばらテラス（輝）運営管理事業	高齢者の福祉の増進及び介護予防の推進を図るとともに市民相互が触れ合える交流の拠点として、各種プログラムの実施や適切な維持管理を行う。

（２）高齢者の就労支援・担い手づくりの推進

【現状と課題】

高齢者が培ってきた経験や技能をいかし、自らの生きがいの充実や社会参加の場を提供するシルバー人材センターでは、 積極的な入会への働きかけと、就業機会創出による幅広い仕事の確保に努めています。

地域におけるリーダー養成として、元希者カフェスタッフと棒体操リーダーの養成研修をそれぞれ年２回、棒体操は加えてフォローアップ研修を年２回実施しています。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手として、生活支援サービス従事者の養成を実施しています。

【施策の方向性】

シルバー人材センターの会員増強のため、毎月の入会説明会の実施・インターネット動画を利用した入会説明会、さらに市広報誌掲載や市庁舎掲示板にポスター掲示 会員募集チラシの個別配布、シルバー人材センターフェア等のイベントを利用し、 会員の入会促進に努めます。

元希者カフェの開設数が増加していることから、カフェスタッフと棒体操リーダーの更なる養成を進めます。

【具体的事業】

事　業	内　　容
松原市シルバー人材センター助成事業	臨時的かつ短期的な就業を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会を創設し、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。
生活支援サービス従事者の養成	介護予防・日常生活支援総合事業にて訪問型サービスＡ（緩和した基準）において、資格がなくても一定研修を終了した者に対して従事できるとし、従事者研修を実施する。
元希者カフェスタッフの養成	元希者カフェで活動するカフェスタッフを養成し、地域で活躍してもらえるリーダーを育てる。
棒体操リーダーの養成	高齢者の転倒予防として、身近にある新聞紙を丸めた棒を使って行う棒体操を地域で活動してもらうリーダーを育てる。
介護予防支援きらり活動事業	高齢者の社会参加を促進し、介護予防に努めるとともに生きがいづくりに寄与する。

（３）健康づくりの推進

【現状と課題】

健康づくりに関しては、第２次健康まつばら21（健康増進計画・食育推進計画）に基づき、①栄養・食生活、②運動・身体活動、③休養・こころの健康、④歯の健康、⑤たばこ、⑥アルコール、⑦健康管理、の７つの分野で目標を定め、予防に重点をおき１日でも長く健康な生活を送るため、取り組んでいます。

しかしながら、特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、がん検診ともに目標とする受診率に到達していません。

高齢者インフルエンザ予防接種は、受診率の目標をほぼ達成しています。高齢者肺炎球菌予防接種の年間接種者数は減少傾向で、65歳の新規対象者についても接種率が低下傾向です。

また、市役所や地域の老人福祉センター等において血圧測定等の健康相談を実施するほか、出かける健康づくり応援講座や健康まつばら21フェスタでロコモチェックなどの体験を取り入れ、市民の健康づくりに役立つ支援を行っています。

【施策の方向性】

健康相談、広報などを通じ、各種健康診査（検診）の目的・重要性などについて、積極的な周知を図るとともに、各種健康診査（検診）の受診促進に向け、効果的な受診勧奨を検討しつつ、特定年齢へ案内を通知するなど、受診率向上を目指します。

予防接種については個別通知等による周知を継続し、接種率向上につなげます。

健康相談では、実施場所、回数などを見直し、より相談しやすい体制を検討します。

【具体的事業】

事　業	内　　容
各種健康診査（検診）（地域保健課・保険年金課・医療支援課）	特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん）等を実施し、自身の健康管理に役立てる。
各種予防接種（地域保健課）	希望する高齢者を対象に、インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種を実施し、必要な人に助成を行う。
健康相談事業（地域保健課）	市役所や地域の老人福祉センター等において血圧測定等の健康相談を実施し、自身の健康管理に役立てる。

（４）介護予防の推進及び重度化の防止

【現状と課題】

介護予防・生活支援サービスでは、基本チェックリストによる事業対象者が、緩和した基準の通所サービスにつながるケースが多い反面、緩和した基準の訪問サービスの利用は少ない現状です。

一般介護予防事業は、フレイル予防や健康寿命の延伸を目的として運動機能、口腔機能、認知機能の低下を防ぎ、教室へ参加することで閉じこもり予防や仲間づくりを実施し自主的な活動の継続を支援しています。

高齢者における転倒・転落救急搬送数が増加傾向にあることから、老人クラブにおけるスポーツ大会、体力測定会を定期的に実施して、介護予防事業に取り組んでいます。

また、高齢者の自立支援に資するケアプランが作成されるよう、多職種からの助言を受けるケアプラン検討会議を定期的に開催していますが、介護支援専門員の気づきにつながり、適切なケアプランの作成につながっているかの検証が必要です。

【施策の方向性】

介護予防・生活支援サービスは、緩和した基準の訪問サービス利用につながらないケースが多いことから、事業の普及・啓発とともに受け皿となる事業所の増加に取組ます。

介護予防教室の終了者が、フレイル予防として自主的に地域で介護予防の活動に取り組む体制づくりを強化します。

ケアプラン検討会議は、隔月２事例程度で開催し、３ヶ月後に課題整理表とプランの再提出によりプラン内容を検証します。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施は、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り、自立した生活と社会参加ができるよう取組ます。

【具体的事業】

事　業	内　　容
介護予防・生活支援サービス	介護予防・日常生活支援総合事業にて要支援者に対して、基本チェックリストの結果、生活機能低下のおそれがある人が利用できるサービスに、訪問型サービス・通所型サービスを実施。
一般介護予防事業	65 歳以上のすべての人が利用でき、介護予防教室として、運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上・閉じこもり・認知症・うつの予防と支援を目的とした教室を開催。 また、リハビリ職を活用した「通いの場」の担い手を指導し活動支援している。
地域リハビリテーション活動支援事業	「地域リハビリテーション活動支援」 地域で活動する自主グループに対し、専門職を派遣し活動の継続支援を実施。 「ケアプラン検討会議」 介護支援専門員にケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを確認し「気づき」を促す。
介護予防支援 きらり活動事業	高齢者の社会参加を促進し、介護予防に努めるとともに生きがいづくりに寄与する。
老人クラブの 介護予防事業	体力測定、ウォーキングの実施、グラウンドゴルフ大会、カラオケ交流会、介護予防講座等の介護予防活動に取り組んでいる。

【計画の推進にかかる指標】

項目	実績	目標値
【活動指標】 介護予防ケアマネジメント件数	（令和４年度） 7,974 件	（令和８年度） → 9,000 件
【成果指標】 総合事業サービス受給者延べ人数	（令和４年度） 15,020 人	（令和８年度） → 16,100 人
【活動指標】 一般介護予防事業の開催回数	（令和４年度） 268 回	（令和８年度） → 268 回
【活動指標】 まつばらテラス（輝）来館者数	（令和４年度） 125,479 人	（令和８年度） → 170,000 人
【成果指標】 65 歳以上の者のうち、介護認定なしの占める割合	（令和４年度） 76.9%	（令和８年度） → 75%

基本目標４　介護保険事業の適正・円滑な運営

（１）介護サービスの質の確保・向上

【現状と課題】

地域包括支援センターでは、介護支援専門員への情報提供や助言、研修企画の支援のほかケアプラン検討会議、事例研究会の開催等で、介護支援専門員の資質向上に取り組んでいます。また、介護保険事業所連絡会を通じて、介護サービスの質の向上に関する情報提供を行っています。

【施策の方向性】

介護を必要とする方ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の充実に努めます。松原市介護保険事業所連絡会については、介護の質を向上するための研修の実施や事業所間の情報共有の場として地域包括支援センターと連携し事務局として継続した運営、連絡活動ができるよう支援していきます。

【具体的事業】

事　業	内　　容
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。
介護保険事業所連絡会 ・居宅介護支援事業所連絡会 ・ヘルパー連絡会 ・デイ連絡会 ・訪問看護連絡会 ・ショートステイ連絡会 ・サービス付き高齢者向け住宅連絡会 ・介護付有料老人ホーム連絡会 ・住宅型有料老人ホーム連絡会 ・地域密着型サービス事業所連絡会	【介護保険事業所連絡会】 各事業所間が意見交換や情報交換を行う中で、情報収集を行いサービスの質の向上に向け支援する。 【居宅介護支援事業所連絡会】 居宅介護支援事業所間の意見交換、運営状況報告等の情報交換を行い、介護サービスの質、人材育成及び介護支援専門員の質の向上に向け支援する。 【ヘルパー連絡会】 訪問介護事業所（ヘルパー）間の意見交換、運営状況報告等の情報交換を行い、介護サービスの質、人材育成及びヘルパーの質の向上に向け支援する。 【デイ連絡会】 事業所（通所介護・地域密着型通所介護・通所リハビリテーション）間の意見交換、運営状況報告等の情報交換を行い、介護サービスの質、人材育成及び介護職員の質の向上に向け支援する。 【訪問看護連絡会】 訪問看護事業所間の意見交換、運営状況報告等の情報交換を行い、サービスの質の向上に向け支援する。

（２）介護保険事業の適正な実施

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活を送るためには、要介護等の状態に応じた必要なサービスを受けることができるよう支援していくことが必要です。利用者や家族が安心して介護サービスを利用できるように、認知症対応型共同生活介護が実施している外部評価や公表を行うことで、介護サービスの質の向上が図られ、質の高い介護サービスを提供していくことが必要です。

【施策の方向性】

受給者が必要とするサービスを過不足なく提供するよう事業者に促すことで、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、引き続き介護給付の適正化を進めていきます。

なお、本計画ではこの項目を「第６期松原市介護給付適正化計画」として位置づけ、効率化を進めながら、引き続き取組ます。

【具体的事業】

事　業	内　　容
要介護認定の適正化	認定調査の内容について点検することにより、適正かつ公平な要介護認定の確保を図る。
医療情報との突合	国保連合会が有している医療給付の情報と介護給付の情報を突合することにより、入院日数と介護給付、福祉用具の貸与状況などの整合性を確認する。
居宅介護サービス計画チェック	居宅介護計画等について、利用者の自立支援に資する必要なサービスが適切に位置づけられているかを確認する。 居宅介護計画等の確認を行った結果、事業者に対し必要に応じて指導・監査を行い、不適正な報酬算定等の発見につなげる。
縦覧点検	受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の請求内容を確認し、提供されたサービスの整合性等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期発見して適切な処置を行う。
介護給付費通知	受給者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を啓発する。
給付実績の活用	国保連合会から配信される給付実績等の情報を活用して、不適正・不正な給付がないか確認する。
福祉用具購入・貸与調査	利用者の認定調査の結果から判断しにくい福祉用具購入・貸与について、ケアプラン等により必要性を確認する。 軽度者の福祉用具貸与も事前に介護支援専門員から提出された届出等により確認する。

【具体的事業】

事　業	内　　容
住宅改修の事前・事後の実地検査	本市で初めて住宅改修工事を行う業者及び本市で１年以上住宅改修工事を行っていない業者等に対して、シルバー人材センター等に登録している一級建築士の調査員が、書類等と照合して適正な住宅改修かどうか、内容の確認等を行い、事前及び事後の実地検査をする。

【計画の推進にかかる指標】

項目	実績	目標値
【活動指標】 要介護認定の適正化	（令和４年度） 5,611 件 →	（令和６～８年度） 全件を適正に点検
【活動指標】 医療情報との突合	（令和４年度） 587 件 →	（令和６～８年度） 随時実施
【活動指標】 居宅介護サービス計画チェック	（令和４年度） 11 事業 →	（令和６～８年度） 随時実施
【活動指標】 縦覧点検	（令和４年度） 16 件 →	（令和６～８年度） 随時実施
【活動指標】 介護給付費通知	（令和４年度） 1 回 →	（令和６～８年度） 1 回
【活動指標】 給付実績の活用	（令和４年度） 18 件 →	（令和６～８年度） 随時実施
【活動指標】 福祉用具購入・貸与調査	（令和４年度） 購入 580 件 →	（令和６～８年度） 申請書全件を適正に点検
	（令和４年度） 貸与 116 件（軽度者） →	（令和６～８年度） 軽度者理由書全件を適正に点検

項目	実績	目標値
【活動指標】 住宅改修の事前・事後の実地検査	（令和４年度） 86 件	（令和６年度） 申請件数の 10%以上 （令和７～８年度） 前年度実績割合以上

（３）利用者本位のサービス提供の推進

【現状と課題】

低所得者に対する利用者負担の軽減措置や介護サービス利用者負担が高額になった場合の負担の軽減を図っています。

介護保険制度について周知することで、適正な介護サービスを利用できるよう利用者への支援が必要となります。

指定居宅サービス事業者等を対象に、集団指導並びに運営指導を計画的に行うとともに必要に応じて監査を実施しています。

共生型サービスについても、市内で実施しているのが１ヶ所のみで、サービス自体が浸透していない状況です。

【施策の方向性】

サービスを必要とする誰もが安心して介護保険サービスを利用することができるよう、「特定入所者介護サービス費の給付」や「高額介護（予防）サービス費の給付」など、介護保険料やサービス利用料の負担軽減を図り、特に低所得者の費用負担への配慮に努めます。

障害者総合支援法の改正により、2018（平成30）年度から、65歳に達する日の前５年間にわたり介護保険相当障害福祉サービスの決定を受けていた一定の高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減される仕組みや障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくなる等の共生型サービスが導入されるなどの見直しが行われたことから、共生型サービスの広報と理解に努めるとともに、サービスの利用促進に取組ます。

高齢者が自らの状況に応じた必要なサービスを適切に選択し、安心して利用することができるよう、介護保険制度やサービス等に関する周知・情報提供に努めるとともに、相談・苦情体制の充実を図ります。

【具体的事業】

事　業	内　　容
高齢者を中心とした総合相談	市内に２ヶ所設置した「地域包括支援センター」において相談を受付け、介護、健康、福祉、医療など様々な面から総合的に高齢者を支える。
社会福祉法人等利用者負担額軽減対策事業	介護サービスを提供した社会福祉法人等がそのサービス利用に伴う利用者負担の一部を減額することにより、低所得者の生活の安定を図る。
特定入所者介護サービス費事業	施設利用にかかる居住費・食費について一定の負担額を補うことで低所得者に対し、負担の軽減を図る。
高額介護（予防）サービス費事業	介護サービスの利用者負担が一定の上限金額を超えた場合について支給することにより、負担の軽減を図る。
高額医療合算介護（予防）サービス費事業	各医療保険における世帯内の１年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限額を超えた場合について支給することにより、負担の軽減を図る。

（４）介護に取り組む家族等への支援

【現状と課題】

在宅介護実態調査によると、主な介護者の年齢は60代以上が約６割で介護の担い手も高齢化してきています。また、約５割の人が働いており、介護のために働き方の調整等を行っている人の割合は、介護度が高くなるほど高くなっています。介護離職を防止するための取組や特に介護負担が大きいと思われる男性の介護者などへの支援が必要となります。

家族介護教室は、市内の12事業者に委託して実施しています。介護者も高齢化しているため、介護者自身の介護予防への関心が高くなっています。

介護者の当事者団体である、介護者家族の会への協力や活動場所の提供で支援を行っています。

【施策の方向性】

要介護者が、できる限り在宅生活を継続できるよう、家族介護者の負担軽減と介護者相互の交流を深めるための各種交流事業や介護技術向上のための教室等を充実します。

【具体的事業】

事　業	内　　容
家族介護教室	介護をしている家族を対象に、介護方法や介護者の健康づくり等の知識及び技術を習得するための講話や実習、介護に関する相談等を実施する。 男性介護者が集える場の提供や相談等の支援を実施する。
介護者家族の会への支援	介護者による当事者団体において、寝たきりや認知症の高齢者を介護している家族を中心に様々な悩みを抱えた介護者がお互いを支え合い、話し合いや情報交換をする活動を支援する。

（５）介護人材の確保及び資質の向上及び介護現場の生産性向上の推進

【現状と課題】

近隣市町村、大阪府、各介護施設等と会議を実施し、介護人材の確保に向けた情報共有やイベント等の周知を行いましたが、人材不足の解消には至っていないため、課題解決に向けた対応を検討する必要があります。

また、将来の介護人材につながるよう、小・中・高校生を対象として、高齢者の擬似体験や認知症サポーター養成研修の受講を通じて、介護を身近に感じてもらう取組を行っています。教育機関と連携し、若年層からの理解を深める取組を継続的に行う必要があります。

【施策の方向性】

他団体と協力、連携を行い、人材確保への事業展開を図るとともに、大阪府が実施する施策について事業者への周知を行います。また、大阪府においては、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して取扱い、適切な支援につなぐワンストップ型の窓口や、介護現場革新のための協議会の設置を検討します。

教育機関との連携を深めて、小・中・高校生それぞれの年齢に応じた授業内容で、分かりやすく理解してもらえるように実施を継続します。

【具体的事業】

事　業	内　　容
介護従事者に対する情報の周知	大阪府等とともに、介護人材確保に向けたイベント等の周知を実施する。
教育機関との連携	高齢者の方を理解してもらうために、小・中・高校を対象として高齢者の擬似体験や認知症サポーター養成研修を受講してもらう。

第５章　介護保険サービス量の見込み

１　保険料算出の流れ

第９期計画期間における保険料については、次の過程で算出をしました。

１．被保険者数の推計	第１号被保険者数（65 歳以上）・第２号被保険者数（40～64 歳）について、2024（令和６）年度～2026（令和８）年度の推計を行う。
↓	
２．要支援・要介護認定者数	被保険者数に対する要支援・要介護認定者数（認定率）の動向等を勘案して、2024（令和６）年度～2026（令和８）年度の要支援・要介護認定者数を推計する。
↓	
３．施設・居住系サービスの量	要支援・要介護認定者数の見込み、施設・居住系サービスの整備方針を踏まえるとともに、これまでの給付実績を分析・評価して、施設・居住系サービス量を推計する。
↓	
４．在宅サービス等の量	地域密着型サービスの整備計画や、これまでの給付実績を分析・評価して、見込量を推計する。
↓	
５．地域支援事業に必要な費用	介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計する。
↓	
６．保険料の設定	介護保険の運営に必要な３～５の費用や被保険者数の見込みをもとに、第９期の介護保険料を設定する。

２　将来人口等の推計

（１）将来人口の推計

総人口は2040（令和22）年度には、94,111人まで減少すると推計されています。

65歳以上人口は、2026（令和８）年度には34,281人と、第９期計画期間中は緩やかに減少していくものとみられます。

65歳以上人口の内訳をみると、2026（令和８）年度までは65～74歳人口は減少する一方、75歳以上人口が増加していくとみられます。

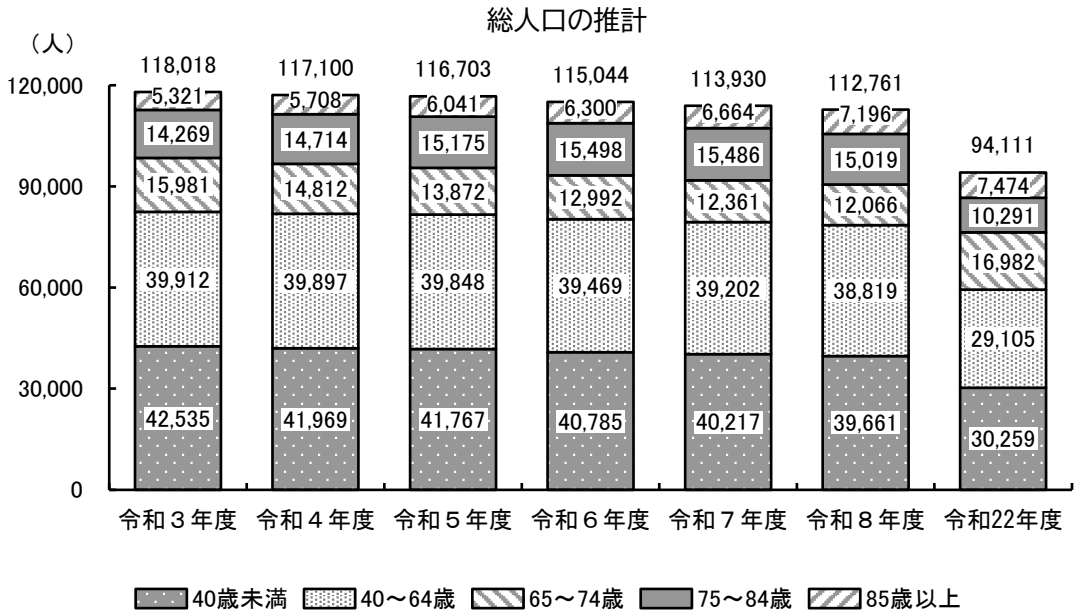

単位：人

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
総人口	118,018	117,100	116,703	115,044	113,930	112,761	94,111
40歳未満	42,535	41,969	41,767	40,785	40,217	39,661	30,259
40～64歳	39,912	39,897	39,848	39,469	39,202	38,819	29,105
65歳以上	35,571	35,234	35,088	34,790	34,511	34,281	34,747
65～74歳	15,981	14,812	13,872	12,992	12,361	12,066	16,982
75～84歳	14,269	14,714	15,175	15,498	15,486	15,019	10,291
85歳以上	5,321	5,708	6,041	6,300	6,664	7,196	7,474

資料：令和３年度～令和５年度は「住民基本台帳」（各年度９月末）
令和６年度以降は厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」

（２）要介護認定者数等の推計

要介護認定者数の推計をみると、年々増加傾向となっており、2026（令和８）年度では9,067人となっています。なお、2040（令和22）年度では、減少して8,624人となる見込みです。

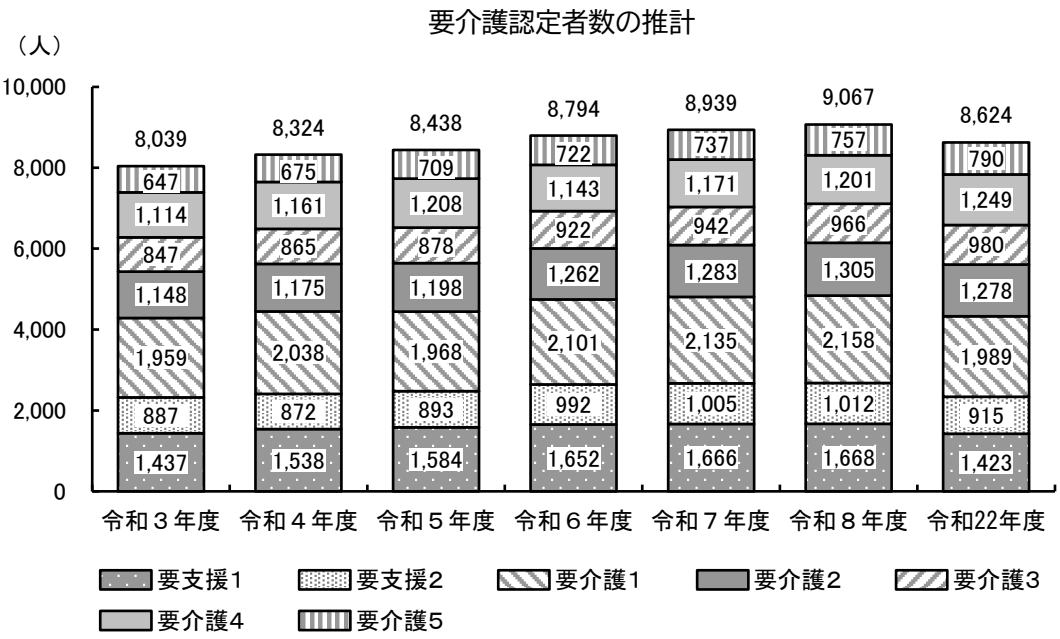

単位：人

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
要支援１	1,437	1,538	1,584	1,652	1,666	1,668	1,423
要支援２	887	872	893	992	1,005	1,012	915
要介護１	1,959	2,038	1,968	2,101	2,135	2,158	1,989
要介護２	1,148	1,175	1,198	1,262	1,283	1,305	1,278
要介護３	847	865	878	922	942	966	980
要介護４	1,114	1,161	1,208	1,143	1,171	1,201	1,249
要介護５	647	675	709	722	737	757	790
計	8,039	8,324	8,438	8,794	8,939	9,067	8,624

資料：令和３年度～令和５年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（各年９月末）
令和６年度以降は厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」

３　介護保険サービス量の見込み

各サービスの見込み量については、2021（令和３）年度と2022（令和４）年度及び2023（令和５）年度（一部）の実績をもとに見込みました。見込みは以下のとおりです。これらの必要量に対して、供給量は100%を見込みます。

（１）介護サービス・介護予防サービス

○　訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介助や炊事、掃除などの生活援助を行うサービスです。

在宅サービスの中でも利用の多いサービスで、本計画期間中も高い利用が見込まれます。事業所と協力しながら、ホームヘルパーの質の向上に取組ます。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
介護給付	回/月	72,420	78,888	82,653	90,124	93,075	95,912	98,727
	人/月	1,846	1,925	2,019	2,197	2,256	2,306	2,291

○　訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

簡易浴槽等を積んだ移動入浴車等により居宅を訪問することで、入浴の介護を行うサービスです。

今後も利用者の身体状況に応じて適切に対応できるサービスの提供を図ります。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	回/月	0	0	3	3	3	3	3
	人/月	0	0	1	1	1	1	1
介護給付	回/月	466	482	452	460	477	488	522
	人/月	86	87	81	83	86	88	94

○　訪問看護、介護予防訪問看護

病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

医療との一体的な支援の充実を図る中で、在宅医療を充実させるという観点から、今後、サービスの必要性は高まり、その利用量が増加するものと見込んでいます。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	回/月	1,097	1,099	1,069	1,121	1,138	1,138	1,016
	人/月	122	123	119	125	127	127	113
介護給付	回/月	10,368	10,962	12,502	13,422	13,787	14,133	14,151
	人/月	981	1,044	1,191	1,279	1,313	1,345	1,342

○　訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士または作業療法士等が居宅を訪問して心身の機能の維持回復を図るために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

今後の利用量は増加を見込んでいます。今後も利用者の身体状況に応じて、適切に対応できるサービスの提供を図ります。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	回/月	268	245	228	209	209	209	190
	人/月	28	25	23	21	21	21	19
介護給付	回/月	1,604	1,608	1,767	1,780	1,817	1,860	1,866
	人/月	145	141	155	156	159	163	163

○　居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、心身の状況や環境などを把握して、療養上の管理や指導を行うサービスです。

栄養改善や口腔機能向上などの指導を含め、生活機能の維持及び向上を目的としたサービスの提供により、要介護度の重度化の防止に努めます。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	人/月	52	52	47	52	53	53	46
介護給付	人/月	1,264	1,356	1,528	1,750	1,801	1,850	1,876

○　通所介護

デイサービスの事業所に通い、日常生活動作訓練、入浴、給食などを提供するサービスです。

認知症対応型通所介護の提供と調整を図りながら要介護等認定者の心身の状態に応じたサービス提供を図ります。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
介護給付	回/月	13,803	14,461	15,808	17,262	17,651	17,995	17,537
	人/月	1,408	1,480	1,616	1,764	1,803	1,837	1,784

○　通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所への通所により、心身の機能維持・回復を図り、必要なリハビリテーションなどを行うサービスです。

今後も利用者の身体状況に応じて、適切に対応できるサービスの提供を図ります。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	人/月	96	86	94	95	97	97	85
介護給付	回/月	2,243	2,128	2,085	1,975	2,017	2,068	2,013
	人/月	254	255	250	237	242	248	241

○　短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

今後も利用者の身体状況に応じて、適切に対応できるサービスの提供を図ります。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	日/月	9	13	8	12	12	12	12
	人/月	3	3	2	3	3	3	3
介護給付	日/月	3,771	3,533	3,681	3,701	3,830	3,961	4,119
	人/月	235	237	247	247	255	263	268

○　短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所し、医学的管理のもとで、看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話を行うサービスです。

今後も利用者の身体状況に応じて、適切に対応できるサービスの提供を図ります。

（老健）		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	日/月	154	104	162	182	183	197	205
	人/月	19	15	24	27	27	29	30

（病院等）		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	日/月	0.3	0.3	2	5	5	5	5
	人/月	0	0	1	2	2	2	2

（介護医療院）		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	日/月	0.7	0.2	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

○　特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者又は要支援者について、施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話を行うサービスです。

今後も利用者の身体状況に応じて、適切に対応できるサービスの提供を図ります。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	人/月	12	14	12	13	13	13	11
介護給付	人/月	149	160	169	191	191	191	186

○　福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

在宅での介護に必要な福祉用具（車いす、特殊ベッドなど）の貸与（レンタル）を行うサービスです。

妥当性、適合性を精査し、適正な利用の促進を図ります。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	人/月	671	676	689	706	714	716	630
介護給付	人/月	2,576	2,768	2,960	3,253	3,341	3,420	3,410

○　特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入

在宅での介護に必要な福祉用具（腰かけ便座、入浴用いすなど）の購入費を支給するサービスです。

福祉用具貸与と同様に、妥当性、適合性を精査し、適正な利用の促進を図ります。また、効果的な支援を図るため、通所系サービスとの連携を推進します。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	人/月	11	12	8	13	13	13	11
介護給付	人/月	33	36	38	39	40	41	41

○　住宅改修、介護予防住宅改修

在宅での介護に必要な住宅改修費（手すりの取り付けや段差の解消など）を支給するサービスです。

要介護度の重度化を防止し、在宅での生活を支援するため、身体状況に応じた適正かつ必要な住宅改修の支援を図ります。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	人/月	17	20	18	18	19	18	15
介護給付	人/月	30	34	34	36	36	36	36

○　居宅介護支援、介護予防支援

居宅サービス等を適切に利用できるようサービスの種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の必要な支援を行うサービスです。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	人/月	816	821	860	892	901	905	795
介護給付	人/月	3,699	3,898	4,112	4,419	4,528	4,624	4,545

（２）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

○　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

今期においては、サービスの提供を充実できるよう計画していきます。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
介護給付	人/月	41	37	43	53	57	58	58

○　夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受け、要介護者の自宅において、入浴、排せつ、食事等、その他の日常生活上の世話を行います。

今期においては、他の事業で対応が可能と考えています。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
介護給付	人/月	0	0	0	0	0	0	0

○　地域密着型通所介護

デイサービスの小規模事業所に通い、日常生活動作訓練、入浴、給食などを提供するサービスです。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
介護給付	回/月	3,301	3,391	3,539	3,530	3,609	3,677	3,589
	人/月	372	403	419	418	427	435	423

○　認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要介護者及び要支援者が、グループホームや通所施設等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

認知症ケアパスの作成に取り組むことで、通所介護サービスとの調整を図りながら、要介護等認定者にとって、利用しやすいサービスの提供を目指します。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	回/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	回/月	274	313	317	409	416	423	434
	人/月	36	41	43	54	55	56	57

○　小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を行うサービスです。

今期においては、サービスの提供を充実できるよう計画していきます。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	人/月	1	0	2	4	3	3	3
介護給付	人/月	26	27	24	27	28	29	28

○　認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者及び要支援者に対し、少人数で共同生活を営む住居（グループホーム）で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

今期においては、１ヶ所（18人）の整備を予定しています。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
予防給付	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	人/月	95	97	91	98	98	116	116

○　地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者又は要支援者について、施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話を行う定員29人以下の特定施設入居者生活介護が、地域密着型特定施設入居者生活介護です。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
介護給付	人/月	0	0	0	0	0	0	0

○　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行う定員29人以下の特別養護老人ホームが、地域密着型介護老人福祉施設です。

今期においては、サービスの提供を充実できるよう計画していきます。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
介護給付	人/月	23	20	18	46	46	46	46

○　看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護サービスを一体的に組み合わせて提供するサービスです。

今期においては、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の需要との調整を図りながら必要に応じたサービスの提供を図ります。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
介護給付	人/月	13	11	10	10	10	10	11

（3）施設サービス

○　介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
介護給付	人/月	455	467	469	496	496	496	496

○　介護老人保健施設

症状安定期にある要介護者に施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスです。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
介護給付	人/月	313	313	313	330	330	330	330

○　介護医療院

日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れと看取り・終末期ケアの機能と生活施設としての機能を備える施設です。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
介護給付	人/月	125	123	125	146	146	146	146

○　介護療養型医療施設

症状が安定しており長期療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話などを行うサービスです。

		第８期			第９期			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
介護給付	人/月	32	26	25	0	0	0	0

（４）各種サービスの必要量及び供給量の見込み一覧

○　居宅サービス

		第８期			第９期（計画値）			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
①訪問介護	利用者回数（回/月）	72,420	78,888	82,653	90,124	93,075	95,912	98,727
	利用者数（人/月）	1,846	1,925	2,019	2,197	2,256	2,306	2,291
②訪問入浴介護	利用者回数（回/月）	466	482	453	460	477	488	522
	利用者数（人/月）	86	87	81	83	86	88	94
③訪問看護	利用者回数（回/月）	10,368	10,962	12,502	13,422	13,787	14,133	14,151
	利用者数（人/月）	981	1,044	1,191	1,279	1,313	1,345	1,342
④訪問リハビリテーション	利用者回数（回/月）	1,604	1,608	1,719	1,780	1,817	1,860	1,866
	利用者数（人/月）	145	141	150	156	159	163	163
⑤居宅療養管理指　導	利用者回数（人/月）	1,264	1,356	1,528	1,750	1,801	1,850	1,876
⑥通所介護	利用者回数（回/月）	13,803	14,461	15,808	17,262	17,651	17,995	17,537
	利用者数（人/月）	1,408	1,480	1,616	1,764	1,803	1,837	1,784
⑦通所リハビリテーション	利用者回数（回/月）	2,243	2,128	2,085	1,975	2,017	2,068	2,013
	利用者数（人/月）	254	255	250	237	242	248	241
⑧短期入所生活介護	利用者日数（日/月）	3,771	3,533	3,681	3,701	3,830	3,961	4,119
	利用者数（人/月）	235	237	247	247	255	263	268
⑨短期入所療養介護（老健）	利用者日数（日/月）	154	104	157	182	183	197	205
	利用者数（人/月）	19	15	23	27	27	29	30
⑩短期入所療養介護(病院等)	利用者日数（日/月）	0.3	0.3	2	5	5	5	5
	利用者数（人/月）	0	0	1	2	2	2	2
⑪短期入所療養介護（介護医療院）	利用者日数（日/月）	0.7	0.2	0	0	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0
⑫特定施設入居者生活介護	利用者数（人/月）	149	160	169	191	191	191	186
⑬福祉用具貸与	利用者数（人/月）	2,576	2,768	2,968	3,253	3,341	3,420	3,410
⑭特定福祉用具購入	利用者数（人/月）	33	36	38	39	40	41	41
⑮住宅改修	利用者数（人/月）	30	34	34	36	36	36	36
⑯居宅介護支援	利用者数（人/月）	3,699	3,898	4,112	4,419	4,528	4,624	4,545

○　介護予防サービス

		第８期			第９期（計画値）			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
①介護予防訪問入浴介護	利用者回数（回/月）	0	0	3	3	3	3	3
	利用者数（人/月）	0	0	1	1	1	1	1
②介護予防訪問看護	利用者回数（回/月）	1,097	1,099	1,088	1,121	1,138	1,138	1,016
	利用者数（人/月）	122	123	121	125	127	127	113
③介護予防訪問リハビリテーション	利用者回数（回/月）	268	245	228	209	209	209	190
	利用者数（人/月）	28	25	23	21	21	21	19
④介護予防居宅療養管理指導	利用者数（人/月）	52	52	47	52	53	53	46
⑤介護予防通所リハビリテーション	利用者回数（人/月）	96	86	94	95	97	97	85
⑥介護予防短期入所生活介護	利用者日数（日/月）	9	13	8	12	12	12	12
	利用者数（人/月）	3	3	2	3	3	3	3
⑦介護予防短期入所療養介護（老健）	利用者日数（日/月）	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0
⑧介護予防短期入所療養介護（病院等）	利用者日数（日/月）	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0
⑨介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	利用者日数（日/月）	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数（人/月）	12	14	12	13	13	13	11
⑪介護予防福祉用具貸与	利用者数（人/月）	671	676	689	706	714	716	630
⑫特定介護予防福祉用具購入	利用者数（人/月）	11	12	18	13	13	13	11
⑬介護予防住宅改修	利用者数（人/月）	17	20	8	18	19	18	15
⑭介護予防支援	利用者数（人/月）	816	821	860	892	901	905	795

○　地域密着型サービス

		第８期			第９期（計画値）			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数（人/月）	41	37	43	53	57	58	58
②夜間対応型訪問介護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	利用者回数（回/月）	274	313	349	409	416	423	434
	利用者数（人/月）	36	41	46	54	55	56	57
④小規模多機能型居宅介護	利用者数（人/月）	26	27	24	27	28	29	28
⑤認知症対応型共同生活介護	利用者回数（人/月）	95	97	93	98	98	116	116
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数（人/月）	23	20	18	46	46	46	46
⑧看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	利用者数（人/月）	13	11	11	10	10	10	11
⑨地域密着型通所介護	利用者回数（回/月）	3,301	3,391	3,539	3,530	3,609	3,677	3,589
	利用者数（人/月）	372	403	419	418	427	435	423

○　地域密着型介護予防サービス

		第８期			第９期（計画値）			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
①介護予防認知症対応型通所介護	利用者回数（回/月）	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数（人/月）	1	0	2	4	3	3	3
③介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0	0

○　地域密着型施設各年度末施設数及び定員見込（必要利用定員総数）

単位：箇所、人

	令和５年度		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
認知症対応型共同生活介護								
東南圏域	1	18	1	18	1	18	1	18
東北圏域	2	36	2	36	2	36	2	36
西南圏域	1	18	1	18	1	18	1	18
西北圏域	2	27	2	27	2	27	2	27
合　計	6	99	6	99	6	99	7※1	117※
小規模多機能型居宅介護								
東南圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
東北圏域	1	18	1	18	1	18	1	18
西南圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
西北圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	1	1	1	1	1	1	1	1
地域密着型特定施設入居者生活介護								
東南圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
東北圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
西南圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
西北圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護								
東南圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
東北圏域	1	29	1	29	1	29	1	29
西南圏域	1	29	1	29	1	29	1	29
西北圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	2	58	2	58	2	58	2	58
看護小規模多機能型居宅介護								
東南圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
東北圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
西南圏域	1	18	1	18	1	18	1	18
西北圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	1	18	1	18	1	18	1	18

※１は各圏域のいずれかにおいて１ヶ所 18 人の整備を目指す。

○　施設サービス

		第８期			第９期（計画値）			令和22年度
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
①介護老人福祉施設	利用者数（人/月）	455	467	469	496	496	496	496
②介護老人保健施設	利用者数（人/月）	313	313	313	330	330	330	330
③介護医療院	利用者数（人/月）	125	123	125	146	146	146	146
④介護療養型医療施設	利用者数（人/月）	32	26	25				

4　地域支援事業の量の見込み

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものです。

	第８期			第９期（計画値）			令和22年度
	令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
介護予防・日常生活支援事業							
介護予防・生活支援サービス（人/年）							
訪問型サービス事業	6,378	5,864	5,579	6,203	6,285	6,284	5,160
通所型サービス事業	8,160	8,821	10,378	9,356	9,478	9,476	7,781
介護予防ケアマネジメント事業	8,160	7,974	8,901	9,110	9,250	9,300	7,560
一般介護予防事業（人/年）	2,865	3,439	4,354	4,369	4,369	4,369	4,369
ケアプラン検討会議	定　期　開　催						
包括的支援事業							
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターを２ヶ所設置						
地域ケア会議推進事業	地域ケア会議（個別・全体）を実施						
認知症施策総合支援事業	認知症初期集中支援推進事業等を実施						
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置						
在宅医療・介護連携推進事業	8事業	8事業	8事業	8事業	8事業	8事業	8事業
任意事業							
介護給付等費用適正化事業	大阪府が推進する８事業を実施			大阪府が推進する３事業を実施			
家族介護支援事業							
QRコード登録（人/年）	174	150	170	195	215	240	300
家族介護教室（回/年）	2	1	4	5	5	5	5
その他の事業（人/年）							
成年後見制度利用支援事業	4	4	20	11	11	11	11
給食サービス事業	1,596	1,323	1,260	1,272	1,110	1,110	1,110
認知症サポーター養成講座（延べ参加者数）	513（10,559）	1,105（11,664）	700（12,364）	1,000（13,664）	1,000（14,664）	1,250（15,914）	1,250（17,164）

5　総給付費の推計

（1）介護給付費の推計

第９期計画期間内の介護給付費の見込みは、次のとおりです。

○　介護給付費

（単位：千円）

	第９期（計画値）			令和22年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
（1）居宅サービス				
①訪問介護	3,010,019	3,111,571	3,205,189	3,293,956
②訪問入浴介護	71,612	74,331	76,021	81,277
③訪問看護	667,019	686,321	704,056	707,020
④訪問リハビリテーション	64,347	65,764	67,316	67,521
⑤居宅療養管理指導	360,532	371,906	382,430	389,620
⑥通所介護	1,646,763	1,688,081	1,724,387	1,696,470
⑦通所リハビリテーション	196,609	201,333	207,370	204,574
⑧短期入所生活介護	414,241	429,237	444,303	463,133
⑨短期入所療養介護（老健）	27,701	27,893	30,041	31,418
⑩短期入所療養介護（病院等）	388	389	389	389
⑪短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
⑫特定施設入居者生活介護	477,929	478,533	478,533	467,416
⑬福祉用具貸与	515,588	531,199	546,078	555,847
⑭特定福祉用具購入費	15,670	15,893	16,253	16,456
⑮住宅改修費	33,389	33,023	33,023	32,840
（2）地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	123,730	131,748	135,377	137,490
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	60,099	61,331	62,709	64,657
④小規模多機能型居宅介護	69,983	71,732	75,399	73,738
⑤認知症対応型共同生活介護	326,828	327,241	386,917	386,917
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	145,654	145,838	145,838	145,838
⑧看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	38,904	38,954	38,954	44,621
⑨地域密着型通所介護	334,506	343,574	350,434	346,535
（3）居宅介護支援	851,337	874,410	894,230	884,868
（4）介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	1,703,587	1,705,743	1,705,743	1,705,743
②介護老人保健施設	1,182,466	1,183,962	1,183,962	1,183,962
③介護医療院	631,828	632,628	632,628	632,628
介護給付費	12,970,729	13,232,635	13,527,580	13,614,934

（２）予防給付費の推計

第９期計画期間内の予防給付費の見込みは、次のとおりです。

○　予防給付費

（単位：千円）

	第９期（計画値）			令和22年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
（１）介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護	321	322	322	322
②介護予防訪問看護	46,371	47,146	47,146	42,137
③介護予防訪問リハビリテーション	7,354	7,363	7,363	6,700
④介護予防居宅療養管理指導	6,628	6,756	6,756	5,874
⑤介護予防通所リハビリテーション	37,146	38,010	38,010	33,605
⑥介護予防短期入所生活介護	1,140	1,141	1,141	1,141
⑦介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
⑧介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
⑧介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
⑨介護予防特定施設入居者生活介護	12,152	12,167	12,167	10,730
⑩介護予防福祉用具貸与	45,417	45,950	46,097	40,724
⑪特定介護予防福祉用具購入費	4,631	4,631	4,631	3,938
⑫介護予防住宅改修費	17,895	18,759	17,715	14,762
（２）地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	2,366	1,776	1,776	1,776
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
（３）介護予防支援	53,197	53,801	54,039	47,460
予防給付費	234,618	237,822	237,163	209,169

（３）地域支援事業費の推計

第９期計画期間内の地域支援事業費の見込みは、次のとおりです。

○　地域支援事業費

（単位：千円）

		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和 22 年度
介護予防・日常生活支援総合事業					
	訪問型サービス事業	109,158	110,921	111,247	88,962
	通所型サービス事業	296,512	301,300	302,184	241,652
	介護予防ケアマネジメント事業	46,336	47,084	47,222	37,763
	介護予防把握事業	326	331	332	266
	給食サービス事業	11,399	11,740	12,093	9,290
	介護予防普及啓発事業	12,413	12,786	13,170	10,363
	地域介護予防活動支援事業	3,211	3,267	3,276	2,620
	一般介護予防事業評価事業	326	331	332	266
	地域リハビリテーション活動支援事業	912	927	929	743
	上記以外の介護予防・日常生活総合事業	2,329	2,398	2,470	2,174
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）		83,895	88,118	87,530	88,720
任意事業		31,674	31,462	31,242	31,440
包括的支援事業（社会保障充実分）					
	在宅医療・介護連携推進事業	6,382	6,331	6,289	6,374
	生活支援体制整備事業	13,058	12,953	12,867	13,042
	認知症初期集中支援推進事業	7,101	7,053	7,004	8,380
	認知症地域支援・ケア向上事業	1,149	1,141	1,133	1,297
	認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0
	地域ケア会議推進事業	591	586	582	590
合計		626,772	638,729	639,902	534,942

6　第１号被保険者の保険料

（１）介護保険の財政構成

第９期計画期間における介護保険の財源については、次のとおりです。

○　介護保険の財源構成　（単位：%）

	介護給付費（施設等）	介護給付費（その他サービス）	地域支援事業費	
			介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業任意事業
国	20.0%	25.0%	25.0%	38.5%
大阪府	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
松原市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
第１号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第２号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	—
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（２）標準給付見込額の算定

介護サービス総給付費の他、高額介護サービス費等給付額、特定入所者介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた、2024（令和６）年度から2026（令和８）年度までの標準給付費見込みを以下のように算定しました。

○　標準給付見込額の算定　（単位：円）

		令和６年度	令和７年度	令和８年度	合計
総給付費		13,205,347,000	13,470,457,000	13,764,743,000	40,440,547,000
	介護給付	12,970,729,000	13,232,635,000	13,527,580,000	39,730,944,000
	予防給付	234,618,000	237,822,000	237,163,000	709,603,000
特定入所者介護サービス費等給付見込額		243,489,412	248,844,078	253,298,638	745,632,128
高額介護サービス費等給付見込額		400,891,893	407,760,859	413,326,814	1,221,979,566
高額医療合算介護サービス費等給付見込額		45,216,000	45,929,000	46,558,000	137,703,000
算定対象審査支払手数料見込額		11,808,982	11,989,394	12,148,646	35,947,022
	審査支払手数料支払件数	256,717	260,639	264,101	781,457
標準給付費見込額		13,906,753,287	14,184,980,331	14,490,075,098	42,581,808,716

（３）所得段階別加入割合補正後被保険者数の推計

保険料収納必要額を第１号被保険者数で割った額が年間の保険料額となりますが、保険料の負担は所得段階によって異なっています。

そのため、保険料の算出には所得段階別加入割合補正後被保険者数を用います。

①所得段階の多段階化

第９期計画期間においては、所得段階区分をこれまでの11段階から18段階に変更します。

【第８期計画期間の所得段階別区分・人口】　（単位：人）

所得段階	所得等の条件		保険料率	人口		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
第１段階	生活保護の受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、または世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の人		0.50	9,064	9,006	9,006
第２段階	住民税世帯非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の人	0.75	3,530	3,507	3,484
第３段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 120 万円超の人	0.75	3,405	3,383	3,361
第４段階	住民税本人非課税	同一世帯の中に課税されている人がおり、かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の人	0.90	4,229	4,202	4,174
第５段階		同一世帯の中に課税されている人がおり、かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円超の人	1.00	3,391	3,369	3,347
第６段階	住民税本人課税	合計所得金額が 120 万円未満の人	1.20	4,076	4,049	4,022
第７段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.30	4,475	4,446	4,416
第８段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.50	1,737	1,725	1,714
第９段階		合計所得金額が 320 万円以上 450 万円未満の人	1.70	788	783	778
第 10 段階		合計所得金額が 450 万円以上 800 万円未満の人	1.80	560	556	553
第 11 段階		合計所得金額が 800 万円以上の人	1.90	403	400	398
合計				35,658	35,426	35,193

【第９期計画期間の所得段階別区分・人口】　（単位：人）

所得段階	所得等の条件		保険料率	人口		
				令和６年度	令和７年度	令和８年度
第１段階	生活保護の受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、または世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の人		0.455	8,880	8,809	8,749
第２段階	住民税世帯非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の人	0.685	3,764	3,734	3,709
第３段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 120 万円超の人	0.69	3,439	3,411	3,389
第４段階	住民税本人非課税	同一世帯の中に課税されている人がおり、かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の人	0.90	3,634	3,605	3,581
第５段階		同一世帯の中に課税されている人がおり、かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円超の人	1.00	3,242	3,216	3,195
第６段階	住民税本人課税	合計所得金額が 120 万円未満の人	1.20	4,014	3,982	3,955
第７段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.30	4,180	4,146	4,119
第８段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.50	1,808	1,793	1,782
第９段階		合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.70	687	682	677
第 10 段階		合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.90	308	306	304
第 11 段階		合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.10	191	189	188
第 12 段階		合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.30	125	124	123
第 13 段階		合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満の人	2.40	92	92	91
第 14 段階		合計所得金額が 820 万円以上 920 万円未満の人	2.50	77	76	75
第 15 段階		合計所得金額が 920 万円以上 1,020 万円未満の人	2.60	54	53	53
第 16 段階		合計所得金額が 1,020 万円以上 1,120 万円未満の人	2.70	36	35	35
第 17 段階		合計所得金額が 1,120 万円以上 1,220 万円未満の人	2.80	26	26	25
第 18 段階		合計所得金額が 1,220 万円以上の人	2.90	233	232	231
合計				34,790	34,511	34,281

②所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別加入割合補正後被保険者数は、以下のとおりに推計しました。

○　所得段階別加入割合補正後被保険者数　（単位：円）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	合計
第１号被保険者数	34,790	34,511	34,281	103,582
所得段階別加入割合補正後被保険者	31,768	31,515	31,305	94,588

※端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。（以下同）

（４）第１号被保険者の保険料の算出

①保険料算定に係る事業費及び数値の算出

保険料算定にかかる標準給付費、地域支援事業費等の見込みは以下のとおりです。

○　保険料算定にかかる標準給付費及び地域支援事業費の見込み　（単位：円）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	合計
総給付費	13,205,347,000	13,470,457,000	13,764,743,000	40,440,547,000
特定入所者介護サービス費等給付見込額	243,489,412	248,844,078	253,298,638	745,632,128
高額介護サービス費等給付見込額	400,891,893	407,760,859	413,326,814	1,221,979,566
高額医療合算介護サービス費等給付見込額	45,216,000	45,929,000	46,558,000	137,703,000
算定対象審査支払手数料見込額	11,808,982	11,989,394	12,148,646	35,947,022
標準給付費見込額	13,906,753,287	14,184,980,331	14,490,075,098	42,581,808,716

（単位：円）

		令和６年度	令和７年度	令和８年度	合計
地域支援事業		626,772,000	638,729,000	639,902,000	1,905,403,000
	介護予防・日常生活支援総合事業費	482,922,000	491,085,000	493,255,000	1,467,262,000
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	115,569,000	119,580,000	118,772,000	353,921,000
	包括的支援事業（社会保障充実分）	28,281,000	28,064,000	27,875,000	84,220,000

○　保険料算定関係の数値　（単位：円）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	合計
第１号被保険者数（人）	34,790	34,511	34,281	103,582
所得段階別加入割合補正後被保険者数（人）	31,768	31,515	31,305	94,588
第１号被保険者負担分相当額（円）	3,342,710,701	3,409,453,215	3,479,894,802	10,232,058,718
調整交付金相当額（円）	719,483,739	733,803,282	749,166,520	2,202,453,541
調整交付金見込額（円）	1,059,080,000	1,135,927,000	1,230,131,000	3,425,138,000
財政安定化基金拠出金見込額（円）				0
財政安定化基金償還金（円）				0
準備基金の残高（令和５年度末の見込額）				225,000,000
準備基金取崩額（円）				0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（円）				37,500,000
保険料収納必要額（円）				8,971,874,258
予定保険料収納率				98.39%

②第１号被保険者の保険料基準額

- 前記の事業費を踏まえるとともに、調整交付金相当額等を見込むと、第９期における第１号被保険者の保険料基準月額は7,900円となります。なお、高齢者人口及び要介護認定者数の将来推計を踏まえ試算すると、2035（令和17）年には保険料基準月額は9,700円程度、2040（令和22）年には10,200円程度となる見込みです。
- 第９期計画期間には、引き続き公費投入による低所得者の保険料軽減強化を行います。 これまでも低所得者の保険料負担を軽減するため公費を投入し、次のとおり第１段階から第３段階の保険料率を引き下げており、本計画期間においても国の方針に基づき、公費投入をすることに加えて所得段階の多段階化を行うことにより低所得者負担軽減を実施する予定です。

③所得段階別第１号被保険者の保険料

各所得段階別の保険料は次のようになります。

【第９期計画期間中の保険料】　（単位：円）

所得段階	保険料基準月額	保険料率	保険料月額	保険料年額
第１段階	7,900	×0.455 （×0.285）	3,595 （2,252）	43,134 （27,018）
第２段階		×0.685 （×0.485）	5,412 （3,832）	64,938 （45,978）
第３段階		×0.690 （×0.685）	5,451 （5,412）	65,412 （64,938）
第４段階		×0.9	7,110	85,320
第５段階		×1.0	7,900	94,800
第６段階		×1.2	9,480	113,760
第７段階		×1.3	10,270	123,240
第８段階		×1.5	11,850	142,200
第９段階		×1.7	13,430	161,160
第 10 段階		×1.9	15,010	180,120
第 11 段階		×2.1	16,590	199,080
第 12 段階		×2.3	18,170	218,040
第 13 段階		×2.4	18,960	227,520
第 14 段階		×2.5	19,750	237,000
第 15 段階		×2.6	20,540	246,480
第 16 段階		×2.7	21,330	255,960
第 17 段階		×2.8	22,120	265,440
第 18 段階		×2.9	22,910	274,920

※第８期から引き続き、低所得者の保険料負担軽減として、第１段階から第３段階の保険料率は公費負担が行われることにより、括弧内の数字になります。

本計画とセーフコミュニティの推進

1　計画の推進に向けて

この計画に掲げる基本理念の実現、基本目標の達成に向け、次の点を考慮し、計画の着実な推進に取り組むこととします。

（1）関係機関との連携

計画の推進に当たっては、行政の取組のみならず、市民、地域団体、ボランティア、ＮＰＯなどの多様な主体と連携することが重要です。そして、この連携に欠かすことができないのが情報の共有であると言えます。

このため、各主体が持つ情報の共有を図るとともに、本市の諸活動について、積極的な情報発信を行います。

（2）計画の推進と進行管理

① 全庁的な取組の推進

全庁的な取組を推進するため、所管部局にとどまらない庁内の計画推進の体制確保を図ります。

② 評価・検証・公表

計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルの考えに基づき年1回、各施策について事業所管部局等による自己評価を行うとともに、関係機関等の意見を求めながら、評価・検証を行います。それにより本計画の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて事業の見直しや改善につなげることにより、計画の進行管理を行い、目標の着実な達成を図ります。

また、計画の進捗状況、評価・検証結果等については、地域ケア推進会議、策定委員会等へ報告し、市民への公表を行います。

2　目標達成に向けた指標

本計画では、国が示す指標項目に沿って、評価・検証・分析を行い、次年度事業及び次期計画へ反映するため、各基本目標に次の指標を設定します。

基本目標１　地域で支える総合的・重層的な支援体制の構築

【計画の推進にかかる指標と取組】

項目	実績	目標値
【活動指標】 高齢者 110 番ステッカー登録事業所数	（令和４年度） 117 ヶ所 →	（令和８年度） 150 ヶ所
【成果指標】 地域包括支援センターにおける総合相談延件数	（令和４年度） 12,151 件 →	（令和８年度） 16,827 件

- 地域包括支援センター、高齢者110番ステッカー登録事業所等による相談支援体制の強化に取組ます。

基本目標２　安心して暮らせる地域づくり

【計画の推進にかかる指標と取組】

項目	実績	目標値
【活動指標】 認知症サポーター養成講座開催回数	（令和４年度） 41 回 →	（令和８年度） 45 回
【成果指標】 認知症サポーターの年間養成者数	（令和４年度） 1,105 人 →	（令和８年度） 1,250 人
【活動指標】 認知症初期集中支援チームで支援した人数	（令和４年度） 32 人 →	（令和８年度） 50 人
【成果指標】 認知症初期集中支援チームが支援し、医療・介護につながった割合	（令和４年度） 71.9% →	（令和８年度） 100%

● 認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を推進します。

基本目標３　生きがいづくりと健康づくり・介護予防の推進

【計画の推進にかかる指標と取組】

項目	実績	目標値
【活動指標】 介護予防ケアマネジメント件数	（令和４年度） 7,974 件 →	（令和８年度） 9,000 件
【成果指標】 総合事業サービス受給者延べ人数	（令和４年度） 15,020 人 →	（令和８年度） 16,100 人
【活動指標】 一般介護予防事業の開催回数	（令和４年度） 268 回 →	（令和８年度） 268 回
【活動指標】 まつばらテラス（輝）来館者数	（令和４年度） 125,479 人 →	（令和８年度） 170,000 人
【成果指標】 65 歳以上の者のうち、介護認定なしの占める割合	（令和４年度） 76.9% →	（令和８年度） 75%

● 多様な介護予防事業を展開して、介護予防事業が効果的に実施できるよう取り組んでいきます。

基本目標４　介護保険事業の適正・円滑な運営

【計画の推進にかかる指標と取組】

項目	実績	目標値
【活動指標】 要介護認定の適正化	（令和４年度） 5,611 件 →	（令和６～８年度） 全件を適正に点検
【活動指標】 医療情報との突合	（令和４年度） 587 件 →	（令和６～８年度） 随時実施
【活動指標】 居宅介護サービス計画チェック	（令和４年度） 11 事業 →	（令和６～８年度） 随時実施
【活動指標】 縦覧点検	（令和４年度） 16 件 →	（令和６～８年度） 随時実施
【活動指標】 介護給付費通知	（令和４年度） 1 回 →	（令和６～８年度） 1 回
【活動指標】 給付実績の活用	（令和４年度） 18 件 →	（令和６～８年度） 随時実施
【活動指標】 福祉用具購入・貸与調査	（令和４年度） 購入 580 件 →	（令和６～８年度） 申請書全件を適正に点検
	（令和４年度） 貸与 116 件 （軽度者） →	（令和６～８年度） 軽度者理由書全件を適正に点検
【活動指標】 住宅改修の事前・事後の実地検査	（令和４年度） 86 件 →	（令和６年度） 申請件数の 10%以上 （令和７～８年度） 前年度実績割合以上

● 効果的な事業を中心に適正化の取組を推進します。

3　セーフコミュニティの推進体制と再認証

セーフコミュニティとは、WHO（世界保健機関）が推奨する、安心・安全なまちづくりの国際認証制度です。セーフコミュニティでは、「けがや事故等は、偶然起こるものではなく、原因を分析し、対策することで予防できる」という理念のもと、これまでの地域活動や事業を活かしながら、予防に重点を置き、科学的な分析と地域住民、関係機関、行政など分野を超えた連携・協働により、安心・安全なまちづくりに向け、より効果的で継続的な活動を行っていきます。

本市は、2013（平成25）年11月16日に大阪府で初めてセーフコミュニティ国際認証を取得しており、2018（平成30）年に２度目の認証を、2023（令和5）年に３度目の認証を取得しています。

今後は、取組の検証と各関係団体との協働の仕組みを活かし、世界基準の安心・安全なまちづくりを進めていきます。

セーフコミュニティの推進体制

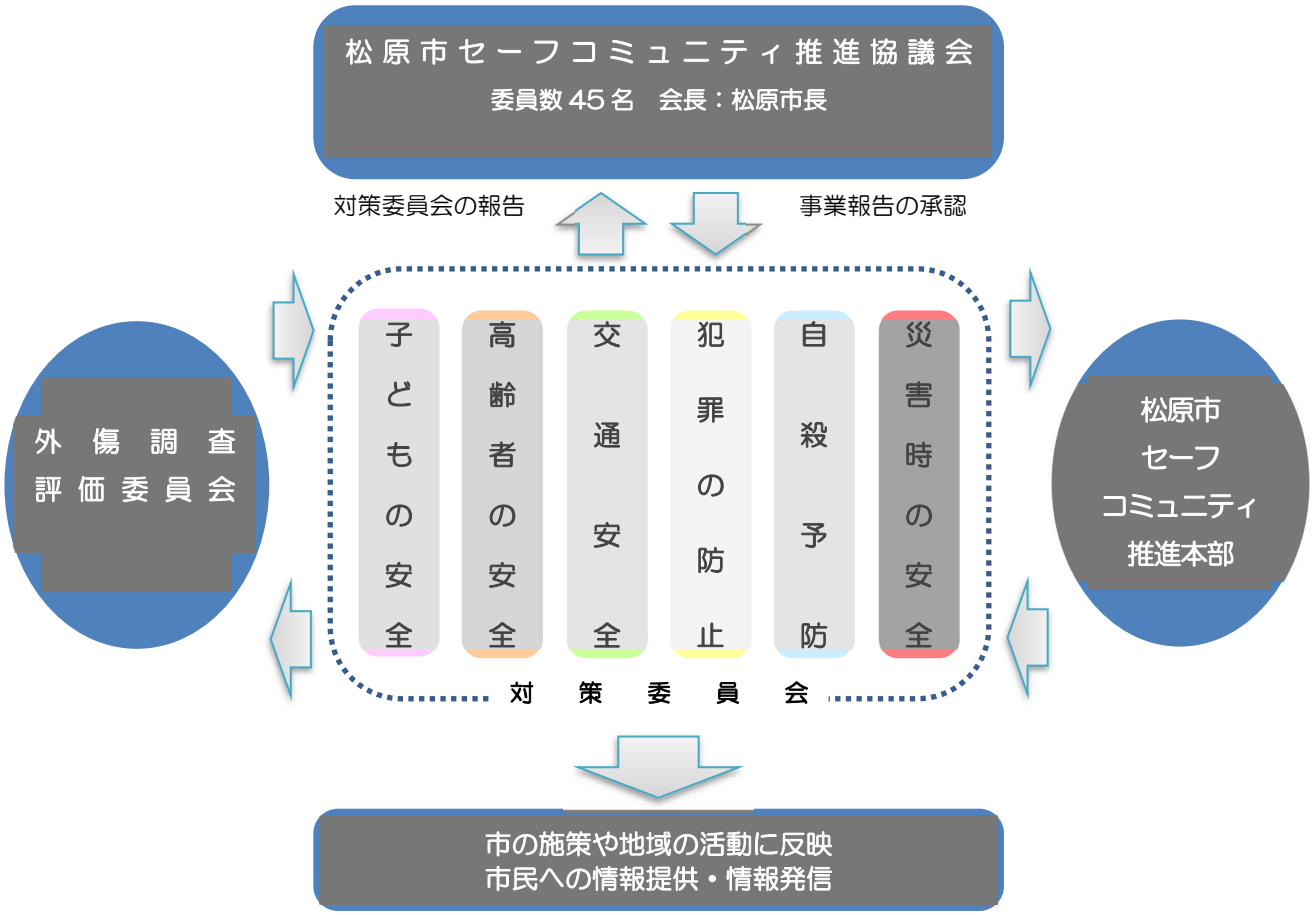

4　セーフコミュニティに取り組む意義・効果

松原市においても都市化や核家族化、少子高齢化等の進展により、町会への世帯加入率が徐々に減少し、地域のつながりが希薄化してきています。

また、高齢者や子どもの事故の多様化、虐待やDV、自殺等の増加、さらには地震災害など、暮らしの安心・安全をめぐる課題は次第に複雑化してきています。

こうした本市が抱える課題に同時に対応する取組が、セーフコミュニティです。地域が主体となることで、人と人との信頼や絆が回復するといった次のような効果が期待できます。

① 地域の安全が向上します
② 地域コミュニティ再生のきっかけになります
③ 地域のイメージアップにつながります
④ 医療費など社会保障費削減に効果があります

これらの取組は一過性のものではなく効果測定を行い検証し、改善が必要であれば取組方法を検討し、より効果的・継続的な取組につなげています。

5　セーフコミュニティにおける重点課題

本市では、重点的に取り組むべき課題として、松原市セーフコミュニティ推進協議会にて以下の６つのテーマごとに対策委員会を設置し、課題解決に向けた具体的な取組を進めています。

① 『子どもの安全』
② 『高齢者の安全』
③ 『交通安全』
④ 『犯罪の防止』
⑤ 『自殺予防』
⑥ 『災害時の安全』

６　セーフコミュニティにおける高齢者安全対策の取組

「高齢者の安全対策委員会」では、課題として「転倒予防」と「虐待防止」があります。「転倒予防」では、身体機能低下の予防と屋内環境の向上に向け取り組んでおり、運動のきっかけづくりとして、松原市老人クラブ連合会、阪南大学と連携し元希者エクササイズを考案しました。元希者エクササイズを普及するために、松原市老人クラブ連合会により結成された「元希者エクササイズ応援隊」が様々なイベントでPRするとともに、CDやDVDを作成し、広く市民への普及を図っています。

一方、「虐待防止」では、早期発見・対応ネットワークの体制整備に向け、高齢者等の見守りのツールとして「もしもキット・もしもカード」の普及や認知症サポーターの養成を強化し、認知症・虐待の正しい理解の啓発に取り組んでいます。

「交通安全対策委員会」では、高齢者の自転車事故を減らす取組やヘルメット着用の啓発などを行い、また、「自殺予防対策委員会」では、高齢者の自殺予防の取組について、各対策委員会と連携し進めています。

今後も、「みんなでつくる　安心・安全なまちづくり」を合言葉に、高齢者にとってもより安心・安全で住みよい松原市になるよう取り組んでいきます。

参考資料

1　松原市介護保険事業計画及び松原市高齢者福祉計画策定委員会規則

平成 24 年 12 月 21 日規則第 75 号

（趣旨）

第１条　この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和 40 年条例第 20 号）第２条の規定に基づき、松原市介護保険事業計画及び松原市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　委員会は、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 117 条第１項に規定する市町村介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の８第１項に規定する市町村老人福祉計画の策定に関する審議を行うものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員 17 人以内で次の各号に掲げる者をもって組織する。

（１）　介護保険法第９条に規定する被保険者

（２）　保健、医療又は福祉に関する機関若しくは団体の代表者

（３）　保健、医療又は福祉に関し学識経験を有する者

（４）　関係行政機関の職員

（５）　市の職員

２　委員の任期は３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、健康部高齢介護課において行う。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

2　松原市介護保険事業計画及び松原市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

敬称略

機　関　（団　体）　名		氏　名
医療機関	松原市医師会	木下　裕介
医療機関	松原市歯科医師会	下村　康雄
医療機関	松原市薬剤師会	宮谷　忠行
福祉関係	松原市社会福祉協議会	小田　哲司
福祉施設	社会福祉法人聖徳会	巽　　尚子
福祉施設	社会福祉法人堺暁福祉会	中村　　敦
福祉施設	ＮＰＯ法人介護支援の会松原ファミリー	豊永　雅雄
福祉施設	社会医療法人阪南医療福祉センター	竹村　由佳
被保険者代表	老人クラブ	辻村　一夫
被保険者代表	老人クラブ	山本　壽夫
被保険者代表	民生･児童委員	林　美佐子
被保険者代表	民生･児童委員	上西　玲子
被保険者代表	一般公募代表	松川　　澄
学識経験者	阪南大学	西本　真弓
保健関係	藤井寺保健所	木下　　優
保健関係	松原市健康部	向井　貴子

松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

発行年月：2024（令和６）年３月
発行：松原市 健康部 高齢介護課
住所：〒580－8501 松原市阿保１丁目１番１号
TEL：072-334-1550
FAX：072-337-3052